

第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】

令和2年3月
石垣市

はじめに

“昔ながらの地域のつながり”が残る石垣市においても、核家族化や保護者の就労形態の多様化が進み、子どもの育ちと子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

質の高い幼児教育の提供、保育の量的拡大、地域子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、平成27年度から5年間の「石垣市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の提供体制の確保に取り組んでまいりました。



本市の現状としましては、全国・沖縄県と比較しても高い女性の就業率であるとともに、女性の就労形態がフルタイムへと転換が進む等、教育・保育に対するニーズは、依然高い状況となっております。また、保護者が子育ての喜びを実感しながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るためにも、すべての子どもにとって安全・安心な居場所づくりが求められております。

このような本市における子ども・子育てに関する実態や意識を把握し、令和2年度から5年間の「第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

【基本理念】 生まれどう宝（子宝こそ第一） ふぁーまー（子・孫）元氣 結い（地域）で子育て

掲げた基本理念に沿って、「誰もが安心して子どもを産み育てることができる」、「生まれてきた子どもたちが元気で安心して生活できる」、「地域社会全体で子どもを育てることができる」社会の実現を目指します。

計画の策定にあたり、貴重なご意見を頂きました石垣市子ども・子育て会議の委員をはじめ関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

本市におきましては、「子どもの最善の利益」を尊重し、教育・保育関係従事者や民間事業者、関係団体、地域と連携を図り、市民協働による子ども・子育て支援体制の構築に取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月
石垣市長 中山 義隆

***** 目次 *****

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の性格と位置づけ	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	6
第3章 計画の基本方針	9
1. 計画の基本理念	9
2. 計画の基本目標	10
3. 計画の体系	11
4. 教育・保育提供区域の設定	12
1) 教育・保育提供区域とは	12
2) 教育・保育提供区域の設定	12
第2部 各論	15
第1章 教育・保育	17
1. 教育・保育の見込量と確保の方策	17
1) 1号認定[教育標準時間認定]	17
2) 2号認定[保育認定]	18
3) 3号認定[保育認定]	19
2. 教育・保育の推進体制	21
1) 認定こども園の普及	21
2) 幼稚園教諭及び保育士の安定確保と資質の向上	21
3) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進	22
4) 教育・保育施設と小学校との連携の推進	22
5) 「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施	22
第2章 地域子ども・子育て支援事業	23
1) 延長保育事業（時間外保育事業）	23
2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	23
3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	24
4) 地域子育て支援拠点事業	25
5) 一時預かり事業（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）	25
6) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）	26
7) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急応強化事業]）	27
8) 子育て援助活動支援事業 [ファミリー・サポート・センター事業]（就学児 分）	27
9) 利用者支援事業	28

1 0) 妊婦健康診査事業	29
1 1) 乳幼児家庭全戸訪問事業	30
1 2) 養育支援訪問事業	30
1 3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	31
第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策	32
1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	32
1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発	32
2) 仕事と子育ての両立支援	32
2. 児童館等の居場所づくり	33
1) 児童館	33
2) その他の居場所づくり	33
第4章 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画	35
1. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画の策定	35
1) 策定の趣旨	35
2) 計画の位置づけと期間	38
3) 現計画の取組状況	39
2. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画	41
1) 基本方針	41
2) 目標事業量	41
3) 課題及び対応策	42
第5章 計画の推進	44
1. 計画の進行管理	44
2. 計画の推進のための各主体の役割	44
資料編	45
1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編	47
1) 石垣市の子ども・子育てを取り巻く状況(各種統計等)	47
2) 第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査	60
3) 児童人口推計	83
4) 石垣市子ども・子育て会議条例	84
5) 石垣市子ども・子育て会議委員名簿	86
6) 計画策定の経緯	87
2. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画 資料編	88
1) 第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査[行動計画関連部分]	88
2) 平成30年度放課後子ども教室（地域学校協働活動推進事業）アンケート	95
3) 石垣市放課後子ども総合プラン策定委員会設置要綱	96
4) 石垣市放課後子ども総合プラン策定委員名簿	98

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートするにあたり、子ども・子育て支援法において、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市においても、法の規定に基づき、平成26年度に「石垣市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」（以下、「第1期事業計画」という。）を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の方策を定めました。また、平成29年度には中間見直しを行い、新制度下での利用動向に応じた計画の推進を図ってきました。

このような中、我が国全体の子ども・子育てをめぐる環境を見てみると、晩婚化や未婚化などを背景として少子化が急速に進行している一方で、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大し、保育所待機児童等の問題が深刻化するなど、さまざまな課題が発生しています。

国では、これらの課題に対応すべく、平成29年6月に『子育て安心プラン』、平成30年9月には『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた幼児期の教育・保育や放課後児童健全育成事業等の量的拡充を図ることしました。さらに、令和元年度10月より、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てに係る経済的負担の軽減を図ることを目的に、教育・保育の無償化が開始されるなど、子ども・子育て支援に対する国の施策も充実が図られています。

本市では、このような国の子ども・子育て支援の動向や本市の実情を十分に踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について適切な質・量の確保等に取り組むとともに、次世代育成支援対策として仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子どもの多様な居場所づくりの推進を図ることを目的として、「石垣市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」（以下、「第2期事業計画」という。）を策定するものです。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

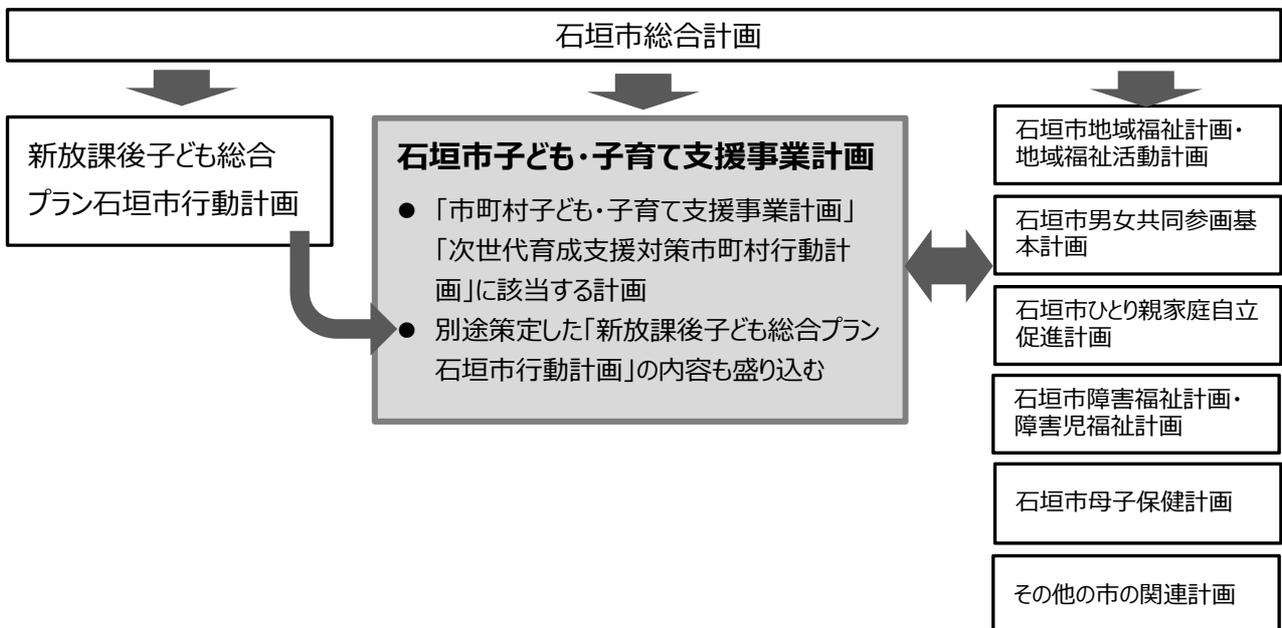
2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、石垣市総合計画における将来像の実現を図るため福祉分野における子育て支援の充実を目指すものであり、子ども・子育て支援法第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第77条第1項で定める「石垣市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて策定するものです。

あわせて、次世代育成支援対策推進法第8条第1項で定める「次世代育成支援対策市町村行動計画」として位置づけるとともに、『新・放課後子ども総合プラン』について（30文科生第396号及び子発0914第1号平成30年9月14日）の規定に基づき別途策定した「新放課後子ども総合プラン行動計画」の内容も盛り込んでいます。

また、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」や「男女共同参画基本計画」、「ひとり親家庭自立促進計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」等のその他の本市の関連計画等と整合性を持つものとします。

《計画の位置づけ》



3. 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を最終年度とする5年間を計画期間とします。

なお、計画の進捗状況に応じて、令和4年度を目途に中間見直しを行います。

《計画の期間づけ》

2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度	2024年度 R6年度
第1期事業計画					第2期事業計画				
		見直し					見直し		

4. 計画の策定体制

計画の策定にあたり、市民や関係者の意見を反映するため、以下の取組を行いました。

① 保護者等を対象としたアンケート調査の実施

子育て中の保護者の子育てに関する実態や意識を把握するため、平成30年度に、本市に住民票のある0歳～中学3年生までの全児童を対象に、「就学前児童保護者用」・「小学生保護者用」・「中学生保護者用」の3種類のアンケート調査を実施しました（第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査）。

また、「新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画」に関しては、平成30年度に放課後子ども教室在籍児童・保護者を対象に実施した「放課後子ども教室（地域学校協働活動推進事業）アンケート」結果も活用しました。

② 関係団体ヒアリング調査の実施

子育て支援従事者が抱える課題等を把握するため、教育・保育施設をはじめとしたサービス提供事業者等の関係団体を対象としたヒアリング調査を実施しました。

③ 石垣市子ども・子育て会議等による審議

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、本市の保護者や学識経験者、子育て支援に従事する者等で構成する「石垣市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等の審議を行いました。

なお、「新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画」の内容については、「石垣市放課後子ども総合プラン策定委員会」において審議を行いました。

④ パブリックコメントの実施

本計画内容を広く市民に公開し、計画内容に対する意見等を踏まえて策定を行うため、パブリックコメントを実施しました。

第1部 総論

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

人口等の動向や第1期事業計画の進捗状況、保護者を対象としたアンケート調査（ニーズ調査）や関係団体ヒアリング調査の結果から、本市の子ども・子育てを取り巻く現状及び課題について、以下の5つの視点から総括しました。

※詳細データは「資料編」参照

①女性の就業率の高まり

- 本市の女性の就業率は全国・沖縄県に比べて高く、また、全国的な傾向と同様に、**30代前後の結婚・出産期でも継続的に就業する人の割合が高まっています。**
- ニーズ調査結果によると、女性の就業率、とりわけ**フルタイムでの就業率が前回調査（平成25年度）から10ポイント以上高まり**、パート・アルバイト等も含め就学前児童・小学生の母親の8割以上が就労しています。
- また、パート・アルバイト等で就労している母親の3割前後にフルタイムへの転換意向があり、未就労の母親の過半数が就労意向を示していることから、**今後も女性（母親）の就業率がさらに高まることが予想**されます。

②教育・保育ニーズの高まり

- 前述の女性の就業率の高まり等により、ニーズ調査では、前回調査に比べて、子育て支援に係る各種サービスのニーズが全般的に高まっています。
- 教育・保育については、平成27年度の子ども・子育て支援新制度開始に伴い、著しくサービス利用者が増加しています。第1期計画等に基づき受け皿整備を計画的に進めていますが、**待機児童の解消には至っていません。**
- ニーズ調査によると、**教育・保育の利用意向では、認可保育所や幼稚園（預かり保育定期利用）、認定こども園の希望率が高く**、また、幼児教育・保育無償化が導入された場合には保護者の2割強がサービスの利用を変更したいと考えていることから、**このような保護者のニーズに応じた教育・保育を適切に確保することが必要**となります。
- 教育・保育のニーズへの対応を検討する際には、利用希望エリアも考慮する必要があります。ニーズ調査によると**全地区において居住地区内の施設の利用希望が最も高く、特に北部・西部で顕著に高くなっています。**また、居住地区に隣接する地区の施設の利用希望も高い傾向が見られました。
- 教育・保育の**休日ニーズは特に土曜日のニーズが顕著に高まっており**、観光関連等のサービス業を含む第3次産業の従事者が多い本市の就業状況を反映した結果となっています。

③緊急時や休日等の支援ニーズへの対応

- 地域子ども・子育て支援事業のうち、一時預かりについては、ファミリー・サポート・センター事業や保育所等で対応し、計画値を上回る利用があります。
- 一方、病児保育事業と子育て短期支援事業（ショートステイ）は看護師等専門職や受入れ施設の確保、利便性や事業周知の課題等もあり、計画値を下回る利用に留まっています。
- ニーズ調査によると、一時預かりや病児・病後児保育、ショートステイの利用意向は前回調査とほぼ同程度となっています。自由記述形式で「子育てに関して周囲から受けたい支援」をたずねたところ、就学前児童を中心に、緊急時の一時預かりや病児・病後児保育に関する記載が多数あり、特に移住・転勤等で地縁の無い核家族に対する支援として要望が見られます。
- 就学前児童の1割弱が夜間保育の利用を希望しており、特にひとり親家庭では2割弱と高くなっています。前述の自由記述形式設問でも夜間保育に関する記述が挙がっていることから、休日の預かり対応と合せ、保護者の多様な就労時間に配慮した支援サービスの充実が望まれていることがわかります。

④小学生の放課後対策

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は平成30年度現在、11クラブで事業を実施しており、実施クラブ数はほぼ計画どおりですが、利用者数は計画値を下回って推移しています。利用が伸びなかった要因としては、校区ごとの設置ではないという利便性の課題や利用料の負担が大きいこと等が考えられます。
- ニーズ調査における「子育てに関して周囲から受けたい支援」（自由記述形式）の回答においても、小学生の保護者を中心に、放課後児童クラブの利用料軽減や増設（校区単位での開設、学校内での設置、公設等）の要望が挙がっています。また、放課後児童クラブをはじめ、就学前の教育・保育施設や子どもセンター等の事業者（支援者）側からも同様の課題が挙げられています。
- 今後の放課後の過ごし方の希望では、自宅等の割合が下がり、放課後児童クラブをはじめ、放課後子ども教室、子どもセンター（児童館）等の子どものための施設の希望割合が高まっており、放課後児童クラブをはじめとした多様な居場所づくりを行うなど、総合的な放課後対策や子どもの居場所づくりの充実が求められています。

⑤保育人材の確保

- 前述のとおり、今後も教育・保育をはじめとした各種サービスのニーズは高まることが予想されますが、事業者側からは、保育士をはじめとした人材確保が課題として挙げられています。
- 本市においては、就学前の教育・保育に係る人材確保対策として、島外からの保育士誘致や島内の潜在保育士等の再就職支援をはじめ、島内での保育士資格取得のための環境整備や、事業者への助成（保育補助者の雇上や保育士宿舍借り上げに対する補助金等）を実施していますが、今後も教育・保育等のサービスニーズに適切に対応していくために、第2期事業計画においても、事業者等と連携した人材確保対策の継続が必要です。

第1部 総論

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

⑥ サービス以外に求められる多様な子ども・子育て支援

- ニーズ調査結果によると、**保護者の6割前後が児童館の増設を希望**しており、児童館の機能として、子どもの遊び・体験の場や就学後の放課後の居場所、学習支援など多様な内容が求められています。また、「子育てに関して周囲から受けたい支援」（自由記述形式）でも児童館設置の要望が多く、公民館等の地域施設・地域人材を活用した身近な場での実施に関するアイデアも寄せられています。
- 石垣市に特に力を入れて取り組んでほしい施策では、子育てのための経済的支援や放課後児童対策、就学前の教育・保育等をはじめ、子どもの健康づくり支援や医療体制、ひとり親家庭等の支援、子どもの貧困対策等が上位にあがっています。関係団体等ヒアリング調査においても、子どもの居場所づくりをはじめ、児童虐待や貧困、発達障害等に対する支援の必要性が指摘されており、**本市の他の関連計画とも連携しながら、多様な分野における子ども・子育て支援の推進を図る**必要があります。

第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

計画の基本理念は、平成22年3月策定の「次世代育成支援行動計画（子ども子育て支援行動計画：後期計画）」及び平成27年3月策定の「子ども・子育て支援事業計画（第1期事業計画）」を踏襲し、下記のとおりとします。

この基本理念は、「誰もが安心して子どもを産み育てることができる」、「生まれてきた子どもたちが元気で安心して生活できる」、「地域全体で子どもを育てることができる」社会の実現を目指すものとして掲げてきました。

第2期事業計画では、この基本理念のもと、教育・保育をはじめとした子育てを支える各種サービスの質・量の確保はもとより、次世代育成支援対策として仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組や、放課後対策も含めた子どものための多様な居場所づくりを重点的に推進していきます。

また、この理念は、本計画以外の子ども・子育て支援等に係る各種計画とも共有し、本計画及び関連計画が一体となって、その実現に向けて取り組むこととします。

基本理念

生まれどろ宝（子宝こそ第一）

ふあーまー（子・孫）元気

結い（地域）で子育て

① 生まれどろ宝（子宝こそ第一）

すべての新しい命がその誕生を喜ばれ、人と人との関わりをとおして、豊かな人間性を形成し、自立した次代の親になっていくことを支援します。

② ふあーまー（子・孫）元気

すべての子どもたちが元気で、生き生きと幸せに育ち、安心して生活できるまち、互いに希望を語り合い、子育てをとおして親も子も育っていく環境づくりに取り組みます。

③ 結い（地域）で子育て

経験豊かな祖父母世代を含む「ゆいまーる」をとおして、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、子育て家庭が夢や希望を、そして自信を持って子育てができるまちづくりに取り組みます。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念のもと、以下の3つの基本目標に設定し、計画を展開していきます。

基本目標1 教育・保育及び子育て支援の確実な提供

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、女性の就業率向上等に伴う利用ニーズの動向に適切に対応できるよう、教育・保育施設等のサービス提供事業者や地域等と連携・協働しながら、必要なサービスを確実に提供できる環境整備に取り組めます。

あわせて、サービスの質の向上や保育士等の人材確保対策に継続して取り組めます。

基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに子育ての喜びを実感しながら働くことができるよう、国・県等と連携しながら、市民や企業等に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育てへの男女共同参画に関する啓発等に取り組めます。

あわせて、教育・保育をはじめ、「小1の壁」を打破するための小学生の放課後児童対策、病児保育事業等の緊急時の支援サービスをはじめとした、仕事と子育ての両立支援に係る各種サービス等について、必要量の確保と利用しやすい仕組みづくりに取り組めます。

基本目標3 子どものための多様な居場所づくり

中高生も含めたすべての子どもが、放課後や週末等に、様々な体験や遊び、学習活動等ができる安全・安心な居場所として、児童館をはじめとした多様な居場所づくりに取り組めます。

なかでも小学生については、総合的な放課後対策として「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室を計画的に整備するなど、すべての小学生が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動が行える環境づくりに取り組めます。

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	施策・事業分野	
生まりどう宝 ・ ふあーまー元気 ・ 結いで子育て	教育・保育及び子育て支援の確実な提供	教育・保育	・幼稚園・認定こども園・保育所 ・地域型保育事業 （1～3号認定）
		地域子ども・子育て支援事業	・時間外保育事業（延長保育） ・放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） ・子育て短期支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・利用者支援事業 ・妊婦健康診査 ・乳幼児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・実費徴収にかかる補足給付を行う事業
	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発 ・仕事と子育ての両立支援
	子どものための多様な居場所づくり	児童館等の居場所づくり	・児童館 ・その他の居場所づくり
	新・放課後子ども総合プラン 石垣市行動計画	・放課後児童クラブ ・放課後子ども教室 （受入れ児童数の拡大、一体型及び連携型の実施等）	

4. 教育・保育提供区域の設定

1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域（以下、「提供区域」という。）とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

提供区域は、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項（必須記載事項）とされており、提供区域ごとに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を示すこととされています。

***** 教育・保育提供区域の設定・運用にあたっての留意事項 *****

- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、区分又は事業ごとに設定することができる。

2) 教育・保育提供区域の設定

第1期事業計画では提供区域を1市1区域と設定していましたが、第2期事業計画においては、特に教育・保育について地域の状況に応じた量の確保等の取組を進めるため、以下の区分による1市3区域で設定します。なお、北部・西部地区については、人口規模が小さく、わずかな人口増減が見込み量等に大きく影響することから、第2期事業計画期間中の動向を注視し、必要に応じて中間見直し等により対応していきます。

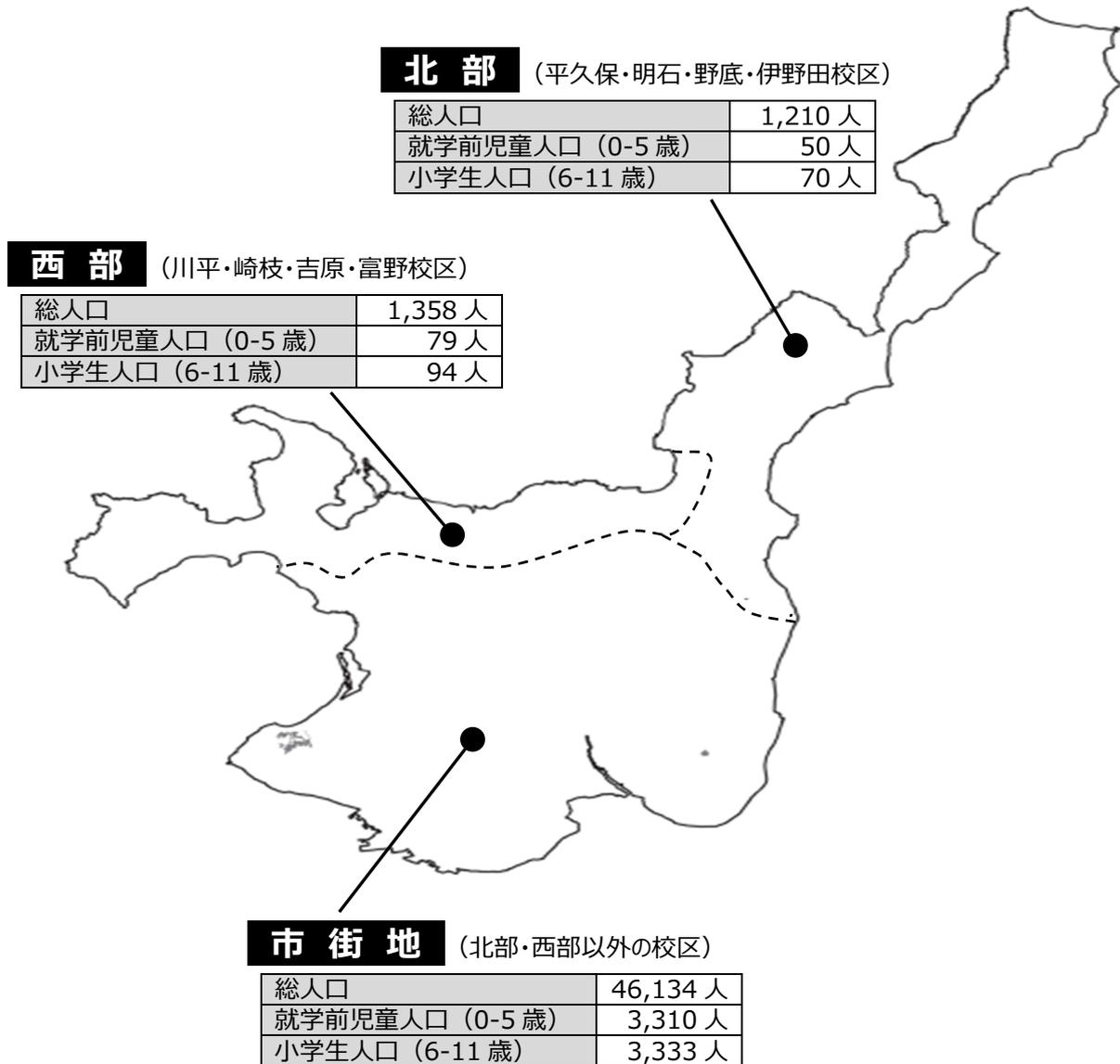
地域子ども・子育て支援事業については、事業実施主体が少なく、かつ市街地に集中している等の状況から、提供区域を1市1区域と設定し、市全域として量の確保に取り組めます。

《教育・保育提供区域》

提供区域名	該当校区	教育・保育ニーズの状況（ニーズ調査結果等）
北部	平久保、明石、野底、伊野田校区	居住校区内での利用ニーズが高い
西部	川平、崎枝、吉原、富野校区	居住校区内での利用ニーズが高い
市街地（※）	北部・西部以外のすべての校区	居住校区及び隣接校区での利用ニーズが高い

（※）ここでの「市街地」とは上記の該当校区のことを指し、「石垣市都市計画マスタープラン」等での定義とは異なる。

《教育・保育提供区域（区域マップ）》 ※人口は令和元年4月1日現在



第 1 部 総論

第 3 章 計画の基本方針

第2部 各論

第1章 教育・保育

1. 教育・保育の見込量と確保の方策

1) 1号認定[教育標準時間認定]

(3～5歳/学校教育のみ利用＝認定こども園・幼稚園利用)

【事業内容・量の見込み】

就学前児童に対して教育・保育を行う事業であり、1号認定は、満3歳以上で、認定こども園や幼稚園での教育を希望する児童が対象です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

市全体及び各提供区域において、現在の供給体制で利用ニーズに対応が可能です。

(単位:人)

			R2	R3	R4	R5	R6
市全体	量の見込み	[A]	207	202	199	194	189
	確保方策	[B]	630	645	645	644	644
	差	[B-A]	423	443	446	450	455
北部	量の見込み	[A]	3	3	3	2	2
	確保方策	[B]	3	3	3	2	2
	差	[B-A]	0	0	0	0	0
西部	量の見込み	[A]	5	5	5	4	4
	確保方策	[B]	15	15	15	15	15
	差	[B-A]	10	10	10	11	11
市街地	量の見込み	[A]	199	194	191	188	183
	確保方策	[B]	612	627	627	627	627
	差	[B-A]	413	433	436	439	444

第2部 各論

第1章 教育・保育

2) 2号認定[保育認定]

(3～5歳／保育の必要性あり＝認定こども園・保育所利用)

【事業内容・量の見込み】

就学前児童に対して教育・保育を行う事業であり、2号認定は、満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、認定こども園や保育所での保育を希望する児童が対象です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

市全体及び西部においては、令和3年度に利用ニーズに対応可能な供給体制となります。

北部においては、3歳児は保育所、4・5歳児は幼稚園での預かり保育の実施により、利用ニーズに対応可能な体制となります。

市街地においては、令和3年度に受け皿の拡充を行うとともに、令和6年度に量の見込みが確保の方策を下回る見通しであることも踏まえ、認定こども園・保育所との連携のもと、定員の弾力化等により利用ニーズに対応できる供給体制の確保を図ります。

(単位:人)

			R2	R3	R4	R5	R6
市全体	量の見込み	[A]	1,422	1,393	1,365	1,335	1,302
	確保方策	[B]	1,352	1,406	1,406	1,407	1,407
	差	[B-A]	▲ 70	13	41	72	105
北部	量の見込み	[A]	18	18	18	17	17
	確保方策	[B]	97	97	97	98	98
	差	[B-A]	79	79	79	81	81
西部	量の見込み	[A]	33	32	31	31	30
	確保方策	[B]	32	32	32	32	32
	差	[B-A]	▲ 1	0	1	1	2
市街地	量の見込み	[A]	1,371	1,343	1,316	1,287	1,255
	確保方策	[B]	1,223	1,277	1,277	1,277	1,277
	差	[B-A]	▲ 148	▲ 66	▲ 39	▲ 10	22

3) 3号認定[保育認定]

(0～2歳／保育の必要性あり＝認定こども園・保育所・地域型保育事業所 利用)

【事業内容・量の見込み】

就学前児童に対して教育・保育を行う事業であり、3号認定は、満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、認定こども園や保育所、地域型保育事業所での保育を希望する児童が対象です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向や育児休業の取得状況等で検証して算出しました。

【確保の方策】

市全体及び市街地においては、令和3年度に利用ニーズに対応可能な供給体制となります。

北部の0歳児の利用ニーズについては、認定こども園の整備により対応することとし、開設までの間は他区域での受け入れで対応することとします。

0歳

(単位：人)

			R2	R3	R4	R5	R6
市全体	量の見込み	[A]	272	267	264	259	255
	確保方策	[B]	261	282	282	282	282
	差	[B-A]	▲11	15	18	23	27
北部	量の見込み	[A]	3	3	3	3	2
	確保方策	[B]	0	0	0	0	0
	差	[B-A]	▲3	▲3	▲3	▲3	▲2
西部	量の見込み	[A]	6	6	6	6	6
	確保方策	[B]	9	9	9	9	9
	差	[B-A]	3	3	3	3	3
市街地	量の見込み	[A]	263	258	255	250	247
	確保方策	[B]	252	273	273	273	273
	差	[B-A]	▲11	15	18	23	26

第2部 各論

第1章 教育・保育

1・2歳

(単位:人)

			R2	R3	R4	R5	R6
市全体	量の見込み	[A]	932	906	871	859	846
	確保方策	[B]	918	964	964	964	964
	差	[B-A]	▲14	58	93	105	118
北部	量の見込み	[A]	18	18	17	17	16
	確保方策	[B]	30	30	30	30	30
	差	[B-A]	12	12	13	13	14
西部	量の見込み	[A]	21	21	20	20	19
	確保方策	[B]	24	24	24	24	24
	差	[B-A]	3	3	4	4	5
市街地	量の見込み	[A]	893	867	834	822	811
	確保方策	[B]	864	910	910	910	910
	差	[B-A]	▲29	43	76	88	99

2. 教育・保育の推進体制

1) 認定こども園の普及

認定こども園は、乳幼児期から学童期にわたる連続性のある教育・保育の提供が重要であるという観点から、保護者の就労に関わらず幼児教育・保育を一体的に提供する環境を整えるために創設された施設です。

本市の公立幼稚園及び保育所については、「石垣市立幼稚園・保育所あり方検討委員会」において、既存施設の建築年数や立地環境等を勘案し、段階的な認定こども園への移行に向けた検討を行うこととします。

私立については、令和3年度に1園開園予定となっているほか、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば移行に向けた取組を推進することとします。

2) 幼稚園教諭及び保育士の安定確保と資質の向上

(1) 幼稚園教諭・保育士の確保対策及び処遇改善

保育士を安定的に確保することは最重要課題であるという観点から、保育士資格を有していながら保育の職についていない保育士の復職支援（潜在保育士再就職支援事業）のほか、離島の不利性を解消するためにも、島外からの保育士誘致（石垣市島外保育士誘致支援事業）を実施し、保育人材の確保に努めます。

また、石垣市内での保育士試験実施や試験対策講座の開講、保育士等資格取得養成課程（石垣集団学習会場）の開設により、保育士資格を取得しやすい環境を整備することによって保育人材の育成及び確保に取り組めます。

加えて、人材が安定かつ長期的に勤務しやすい環境を整えるべく、行政と事業者が協働して保育士離職防止に関する取組を促進します。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

子どもを取り巻く環境が変化する中、幼児教育・保育に関するニーズも年々多種多様となっていることから、質の高い教育・保育を提供するためにも、専門的知識と技術・経験を兼ね備えた幼稚園教諭及び保育士の安定的な確保が不可欠となっています。

公立幼稚園を段階的に認定こども園に移行するという方針に基づき、幼稚園教諭免許が休眠状態である幼稚園教諭、保育教諭及び保育士に対して、免許更新の受講を推進し、資質向上を図ります。

また、幼児教育に関わる幼稚園教諭及び保育士が一堂に会する「幼児教育施設合同研修会」を開催し、幼児教育に係る実態や課題等について共通理解を深める場を提供します。

さらに、保育士に関しては、石垣市内での「保育士等キャリアアップ研修」の開催を推進し、保育士及び保育所運営者の負担軽減を図るとともに、保育士の資質向上に努めます。

第2部 各論

第1章 教育・保育

3) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進

地域型保育事業については、3歳以上の教育・保育が同じ方向性かつ連続的に実施されるよう教育・保育施設との連携強化を図ることとされています。

平成29年度に策定した「地域型保育事業等における連携施設に関するガイドライン」に基づき、各事業者が連携施設を確保することを基本とした上で、公立の認定こども園を連携施設として設定することや、当該事業所が連携施設を確保できるよう市が積極的な関与・役割を果たし、連携体制の構築に向けた取組を進めます。

4) 教育・保育施設と小学校との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を保障するためにも、幼児期と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われることが重要であるという観点から、保育所－幼稚園－認定こども園－小学校間（以下「保幼こ小」という。）の連携体制の更なる強化が不可欠です。

本市においては、第1期事業計画期間内に進めてきた教育・保育施設の整備に伴い、地域の保育ニーズに応じた保育施設の増設を行ってきたことから、保幼こ小連携の重要性が今後一層高まることが想定されます。

幼小接続アドバイザーやコーディネーター及び指導主事が中心となり、保幼こ小児童の交流や教諭・保育士相互の合同研修の実施、施設間の情報共有を強化し、教育・保育施設と小学校との連携を推進します。

5) 「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施

「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性、特定子ども・子育て支援施設等の運営に支障がないよう、給付の回数及び時期に配慮し、実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等を行うために、情報提供や立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請する等、県と連携を図っていきます。

第2章 地域子ども・子育て支援事業

1) 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業内容・量の見込み】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園および保育所等において保育を実施する事業であり、令和元年度現在、13 か所で開催しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

令和2年度から、認定こども園および保育所等（15 か所）において、ニーズに対応していきます。

			R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	利用人数（人）	[A]	306	320	333	350	360
確保方策	利用人数（人）	[B]	306	320	333	350	360
	差（人）	[B-A]	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	—	15	15	15	15	15

2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容・量の見込み】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、令和元年度現在、13 か所（公設4、民間9）で開催しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

令和3・4年度に各1か所ずつ公設施設を活用した放課後児童クラブを開設し、ニーズに対応していきます。

あわせて、クラブ開所時間の延長やクラブの周知等に取り組み、サービスを必要としている児童が利用しやすい環境づくりを進めます（各論第4章参照）。

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

			R2	R3	R4	R5	R6	
量の見込み	利用人数	(人) [A]	516	507	510	497	489	
確保方策	登録児童数	(人) [B]	441	481	521	521	521	
	差	(人) [B-A]	▲ 75	▲ 26	11	24	32	
	施設数	公設施設※	(か所) [C]	4	5	6	6	6
		民間施設	(か所) [D]	9	9	9	9	9
計		(か所) [C+D]	13	14	15	15	15	

※「公設施設」を活用した施設数を計上しており、公設民営に限らず、民設民営の施設も含まれます。

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容・量の見込み】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です（短期入所生活援助事業【ショートステイ】）。令和元年度現在、受入れ施設1か所（児童養護施設ならさ）で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

現在の受入れ施設（1か所）で引き続きニーズに対応していきます。

			R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	利用人数	(人日) [A]	93	91	89	87	85
確保方策	利用人数	(人日) [B]	260	260	260	260	260
	差	(人日) [B-A]	167	169	171	173	175
	施設数	(か所) —	1	1	1	1	1

4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容・量の見込み】

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業であり、令和元年度現在、公立4か所（こっこーま、おおはまこども園、まきらこども園、へいしんこども園）、私立2か所（ゆい、なごみの広場）で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

令和2年度からは、既存施設に加え3施設（公立認定こども園2園及び私立認定こども園1園）を拠点施設とするとともに、令和3年度及び令和5年度に新たに1施設ずつを追加し、就学前の子どもを持つ保護者がより身近な地域で相談等の対応ができるようにします。

				R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	利用人数（人回）	[A]		2,810	2,742	2,659	2,616	2,579
確保方策	利用人数（人回）	[B]		2,810	2,742	2,659	2,616	2,579
	差（人回）	[B-A]		0	0	0	0	0
	施設数（か所）	—		9	10	10	11	11

(※)量の見込みは0～2歳分

5) 一時預かり事業（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）

【事業内容・量の見込み】

幼稚園における預かり保育による昼間の一時預かり事業であり、令和元年度現在、幼稚園・認定こども園13か所で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

幼児教育を希望し、かつ教育時間前後の預かりも希望する者（幼稚園の預かり保育ニーズ）については、令和2年度以降は、一時預かりではなく、教育・保育の2号認定（新2号認定）としてニーズを見込み、対応していきます。

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

6) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）

【事業内容・量の見込み】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的な預かりを行う事業であり、子育て短期支援事業【トワイライトステイ】、子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】（就学前児童【0～5歳】分）、その他での一時預かりが該当します。

本市では、令和元年度現在、ファミリー・サポート・センター事業として実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

ファミリー・サポート・センターに加え、保育士の確保を進め、4施設での一時預かり受け入れ体制を構築します。

			R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	利用人数（人日）	[A]	1,997	1,951	1,901	1,865	1,829
確保方策	利用人数（人日）	[B]	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600
	差（人日）	[B-A]	9,603	9,649	9,699	9,735	9,771

《確保方策 詳細》

		R2	R3	R4	R5	R6
下記以外の 一時預かり	利用人数（人日）	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
	施設数（か所）	4	4	4	4	4
ファミリー・ サポート・セ ンター	利用人数（人日）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
トワイライト ステイ	利用人数（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	0	0	0	0	0

7) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）**【事業内容・量の見込み】**

病児について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業であり、令和元年度現在、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）で対応しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

ファミリー・サポート・センターに加え、病後児保育施設1か所の開設によるニーズ対応を目指します。

			R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	利用人数（人日）	[A]	1,760	1,720	1,670	1,640	1,610
確保方策	利用人数（人日）	[B]	340	1,720	1,670	1,640	1,610
	差（人日）	[B-A]	▲ 1,420	0	0	0	0

《確保方策 詳細》

		R2	R3	R4	R5	R6
病児・病後 児保育	利用人数（人日）	0	1,380	1,330	1,300	1,270
	施設数（か所）	0	1	1	1	1
ファミリー・サポ ート・センター	利用人数（人日）	340	340	340	340	340

8) 子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】（就学児 分）**【事業内容・量の見込み】**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業であり、ここでは「就学児（6～11歳）」の利用に係る量の見込みを算出するものです（就学前児童[0～5歳]分は「6.一時預かり事業」参照）。

本市では、令和元年度現在、ファミリー・サポート・センター事業として実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

【確保の方策】

放課後児童クラブ等の他のサービスで対応ができないケース等を中心に、引き続き、ファミリー・サポート・センター事業において対応していきます。

			R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	利用人数 (人日)	[A]	344	335	334	328	324
確保方策	利用人数 (人日)	[B]	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	差 (人日)	[B-A]	856	865	866	872	876

9) 利用者支援事業

【事業内容・量の見込み】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

下記のいずれかの類型を選択して実施するものであり、本市では、令和元年度現在、子育て支援課に特定型1か所を設置しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

《利用者支援事業の類型》

基本型	<ul style="list-style-type: none">「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用
特定型	<ul style="list-style-type: none">主に「利用者支援」を実施する形態※地域連携については行政がその機能を果たす主として行政機関の窓口等を活用
母子保健型 (子育て世代包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none">妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応（妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築）主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施

【確保の方策】

市子育て支援課で実施している「特定型」に加え、市健康福祉センターで「母子保健型」の実施体制を構築します。

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

				R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	施設数		(か所) [A]	1	2	2	2	2
確保方策	施設数	基本型	(か所) [B]	0	0	0	0	0
		特定型	(か所)	1	1	1	1	1
		母子保健型	(か所)	0	1	1	1	1
		計	(か所)	1	2	2	2	2
	差	(人日) [B-A]		0	0	0	0	0

10) 妊婦健康診査事業

【事業内容・量の見込み】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査は安全・安心な出産のために重要であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健診を「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけています。本市では、令和元年度現在、市内の医療機関2か所で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、0歳児の推計人口をもとに算出しました。

【確保の方策】

対象となる妊婦全員の実施（受診率100%）を目指します。

			R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	対象人数 (人)	[A]	516	507	501	491	485
確保方策	実施人数 (人)	[B]	516	507	501	491	485
	差 (人)	[B-A]	0	0	0	0	0

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

1 1) 乳幼児家庭全戸訪問事業

【事業内容・量の見込み】

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業であり、令和元年度現在、保健センターの保健師、及び母子推進員、助産師で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、0歳児の推計人口をもとに算出しました。

【確保の方策】

対象となる新生児全員の実施（実施率100%）を目指します。

			R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	対象人数 (人)	[A]	516	507	501	491	485
確保方策	実施人数 (人)	[B]	516	507	501	491	485
	差 (人)	[B-A]	0	0	0	0	0

1 2) 養育支援訪問事業

【事業内容・量の見込み】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業であり、令和元年度現在、NPO法人1か所に委託実施しています（NPO法人 子育てサポートやいま）。

計画期間内の量の見込みは、児童の推計人口や実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

対象となる全家庭での実施（実施率100%）を目指します。

			R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	対象人数 (人)	[A]	46	47	48	48	49
確保方策	実施人数 (人)	[B]	46	47	48	48	49
	差 (人)	[B-A]	0	0	0	0	0

13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、給食に関する費用、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、本事業のうち給食食材料費（副食材料費）について、国の補助対象者の一部が変更されました。

【確保の方策】

幼児教育・保育無償化後の利用者等の状況を注視しながら、実施の必要性について検討していきます。

第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策

本章は、次世代育成支援対策推進法に基づく本市の行動計画に該当するものです。

ニーズ調査等の結果等から、本計画において特に重点的に推進すべき分野を「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」と「子どもの居場所づくり」としました。

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発

（1）市民に対する啓発

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、一方で子育てや介護等の家庭の時間、地域活動など生活面での充実を両立することを目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、市広報紙・パンフレット等の紙媒体やホームページ、各種講座等の多様な機会を活用し、広く市民に啓発していきます。

特に男性に対する長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。

（2）企業・事業所に対する啓発

企業・事業所に対しても、市民と同様に各種媒体を活用するとともに、国・県等の関係機関とも連携しながら、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、啓発していきます。

特に企業・事業所については、長時間労働の是正や育児休業等の各種休業制度の周知等により、労働者が働きやすい環境づくりと、「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」等の関連法令の遵守について啓発していきます。

また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の観点から従業員が働きやすい環境づくりに取り組んでいる市内の企業・事業所の情報を収集し、適宜、他の企業・事業所に情報提供するなど、好事例の共有促進に努めます。

2) 仕事と子育ての両立支援

（1）就業に対する支援

市全体の雇用促進を図るため、平成31年2月に沖縄労働局と「石垣市雇用対策に関する協定」を締結し、本市が抱える雇用環境と人手不足の改善や求人・求職者数の拡大、求職者と企業間のミスマッチ解消などに連携して取り組み、雇用の質の向上に取り組むこととしました。

その一環として、ハローワーク等の関係機関と連携して就業に関する説明会・講習会等の開催に取り組むとともに、特に子育て中の保護者に対する相談や子育てとの両立に配慮した支援に努めます。

第2部 各論

第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策

保護者により就労形態や就労時間が異なることから、保護者のニーズや本市の実情を踏まえて、多様な働き方に対する支援サービスの充実に取組みます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業等の充実

教育・保育をはじめ、延長保育事業や、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の充実により多様な働き方をする保護者のニーズに対応をしていくとともに、保護者に対する情報提供や必要に応じた相談・助言を行うための地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の拡充や周知を図り、働く保護者にとって、仕事と子育ての両立がしやすい環境の整備に努めます。

(3) ひとり親家庭における両立と自立促進

仕事も子育ても主に一人で担わなければならないひとり親家庭に対して、「石垣市ひとり親家庭自立促進計画」に基づき、子育て・生活支援や就業支援等の各種事業により、仕事と子育ての両立と自立支援を図ります。

2. 児童館等の居場所づくり

1) 児童館

本市の児童館は「石垣市子どもセンター」（石垣市健康福祉センター内）の1か所であり、小学生以下の利用が大半を占めています。本計画策定にあたり実施したニーズ調査では、就学前児童及び小中学生の保護者から子どもの居場所に関する要望が強く、児童館についても適切な居場所として、増設や対象年齢の拡大、機能の充実等が求められています。

このため、「石垣市立保育所施設利活用検討委員会」での検討を踏まえて、閉所した保育施設を改修し、児童館として期間を決めて利活用を図ります。

また、新川地域居住機能再生計画に基づき、新川地区における住環境の向上の観点から、団地余剰地を活用した児童館整備に関する計画策定を行い、令和5年度中の開館に向けた取組を進めます。

2) その他の居場所づくり

(1) 小学生の放課後の居場所づくり

小学生の放課後の居場所づくりとして、「放課後児童健全育成事業」（各論第2章-2）参照）や、「放課後子ども教室」を計画的に整備するとともに、両事業の連携・協働等により放課後対策を推進します（各論第4章参照）。

第2部 各論

第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策

(2) 子どもの貧困対策による居場所づくり

本市では、沖縄県の補助事業を活用した子どもの貧困対策事業の一環として「子どもの居場所運営事業」を実施し、令和元年度現在、「子どもホッ！とステーション」を4か所設置しています。

これらの子どもの居場所は、放課後から家庭へのつなぎの場所として、管理者の監督の下、各居場所の機能に応じて、「食事の提供」「学習支援」「生活指導」「キャリア形成等支援活動」「ソーシャルワーク」などを実施する居場所の運営を行い、健全な支援員による寄り添い支援により、子どもの心身の健康状態及び自己肯定感の向上を図ることを目的に実施しています。

今後も開設済の居場所において上記の目的に則した運営を継続するとともに、市内に所在する法人や自治会、学校PTA等の地域主導の活動による新たな居場所づくりに対して支援を行い、地域で見守る子育て環境づくりに取組みます。

(3) 特別な配慮を要する子どもの居場所づくり

地域の中で、すべての子どもが健やかに育つことができる環境を整えるために子どもの発達や子育てに関する「すこやか相談窓口」を設置し、相談の内容に応じて、切れ目のない支援を提供できる体制づくりを行っています。

特別な配慮を要する子どもに対しては、「石垣市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等により、必要な療育や生活能力向上等のための指導・訓練等を行う通所サービスを提供していきます。

加えて、子どもが必要とする支援を受けられるよう、教育・保育施設における補助者や支援員の加配を実施し、すべての子どもが健やかに育つことができる居場所づくりに取組みます。

(4) 安心・安全な子どもの居場所づくり

子どもたちがからだ全身を力いっぱい動かして遊ぶことができる公園は、元気で健やかに成長していく上で重要な役割を担っています。石垣市中央運動公園やサッカーパークあかんま、住区基幹公園等の維持管理により、安心・安全な子どもの居場所づくりに努めます。

(5) 地域（結い）の力を活かした子どもの居場所づくり

地域社会の変容や家族形態等が変化するなかで、支援を必要とする市民一人ひとりのニーズに応じて適切な支援を提供していく「地域づくり」が必要とされています。地域にある既存施設や人材を有効に活用し、地域の実情や特性に応じた子どもの居場所づくりに取組みます。

第4章 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画

1. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画の策定

1) 策定の趣旨

(1) 策定の背景・目的

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省が連携し、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定したことを踏まえ、本市においても、平成29年に「石垣市放課後子ども総合プラン石垣市行動計画」(以下「現計画」という。)を策定し、放課後における児童の安全・安心な居場所づくりに取り組んできました。

このたび、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」という。)が国から示されたことから、本市においても新プランに基づき、地域の実情に沿った「新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

※事業実施主体 放課後児童クラブ → こども未来局子育て支援課
放課後子ども教室 → 教育委員会いきいき学び課

第2部 各論

第4章 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画

新放課後子ども総合プラン市町村行動計画に盛り込むべき内容及び記載箇所

『新・放課後子ども総合プラン』について（30文科生第396号及び子発0914第1号平成30年9月14日）より

- ①放課後児童クラブの年度ごとの目標事業量
- ②放課後児童クラブ、放課後子ども教室の※一体型・連携型の目標事業量
- ③放課後子ども教室の目標事業量
→41頁「2）目標事業量」に記載
- ④一体型及び連携型の実施に関する具体的な方策
→42頁「（2）一体型及び連携型の実施に関する具体的な方策」に記載
- ⑤余裕教室の活用に関する具体的な方策
→42頁「（3）使用可能教室の確保・設置」に記載
- ⑥教育部局と福祉部局の具体的な連携に関する方策
→42頁「（2）一体型及び連携型の実施に関する具体的な方策」に記載
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
→42頁「（4）人材の確保」に記載
- ⑧放課後児童クラブの開所時間に関する延長等の取組
→43頁「（6）放課後児童クラブの開所時間に関する延長の取組み」に記載
- ⑨放課後児童クラブの役割をさらに向上させるための方策
→42頁「（4）人材の確保」に記載
- ⑩放課後児童クラブの利用者や地域への周知の推進
→43頁「（7）放課後児童クラブの周知の推進」に記載

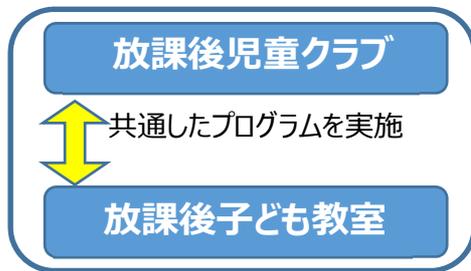
※一体型・連携型のモデルについては次頁参照

《放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型・連携型のモデル》

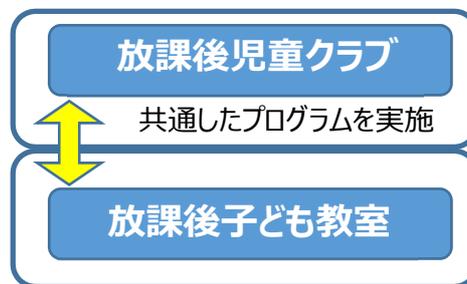
【一体型】

- ・同一の敷地または隣接した敷地に放課後児童クラブ、放課後子ども教室がある場合に、共通したプログラムを実施する。
- ・共通したプログラムの実施を希望する際には、担当課と調整するとともに、学校等を含む関係者間の会議で活動内容を協議し、その内容を事業計画に盛り込む必要があります。

①同一敷地(小学校)に放課後児童クラブ、
放課後子ども教室がある場合

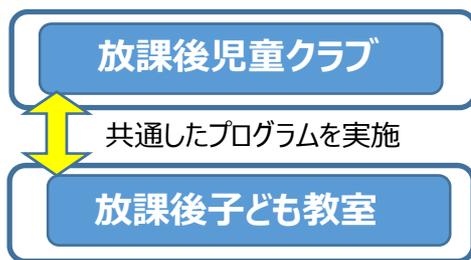


②隣接する敷地に放課後児童クラブ
放課後子ども教室がある場合



【連携型】

- ・離れた敷地で放課後児童クラブ、放課後子ども教室がある場合に、共通したプログラムを実施する。

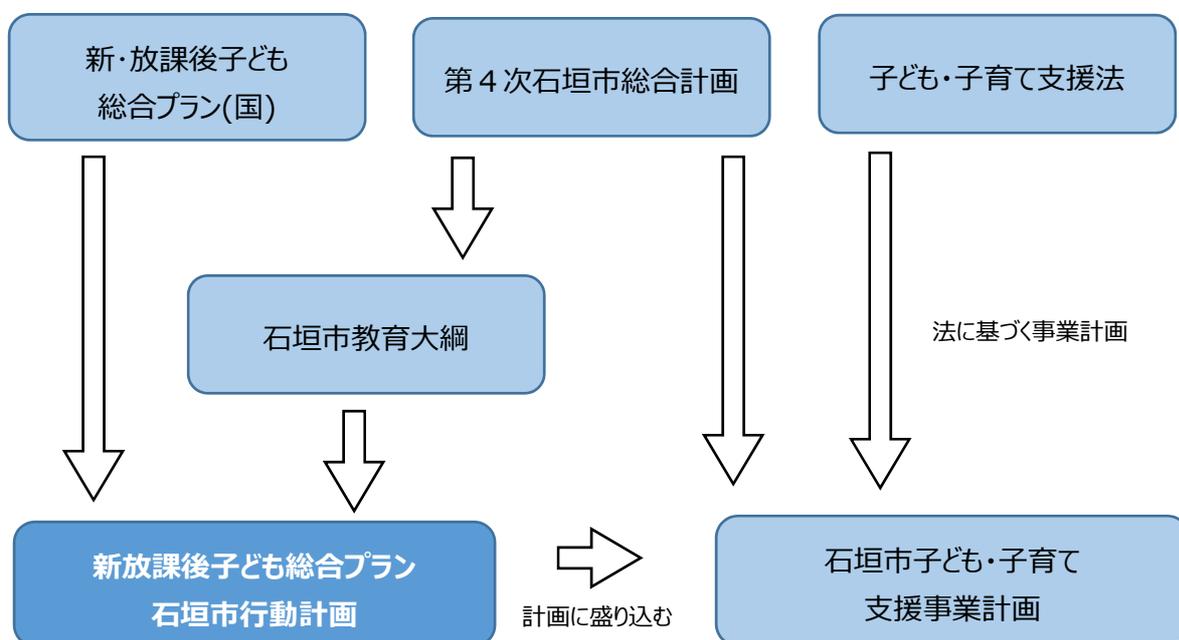


2) 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、『新・放課後子ども総合プラン』について（30文科生第396号及び子発0914第1号平成30年9月14日）に規定された、市町村行動計画に盛り込むこととされた内容について策定することとし、その内容を「第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期事業計画」という。）にも盛り込むこととします。

《新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画の位置づけ》



(2) 計画の期間

国の新プランの計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5ヶ年ですが、本計画は第2期事業計画の計画期間と合わせ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

3) 現計画の取組状況

(1) 現況及び検証

① 団体数

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
放課後児童クラブ	—	10	10	11	12	13
放課後子ども教室	—	4	11	19	17	18
一体型	0	0	0	0	1	0
連携型	0	0	0	0	2	0

※令和元年度の実績値は10月1日現在の値

団体数（施設数）に関して、最終年度となる令和元年度においては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室ともに目標値を上回る設置が行われている。一方、一体型及び連携型の事業については、使用可能教室の不足等の事由により、目標値を下回る実績となっています。

② 登録児童数

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	登録児童	全児童数	割合	登録児童	全児童数	割合	登録児童	全児童数	割合
放課後児童クラブ	262	3,475	7.5%	293	3,438	8.5%	379	3,408	11.1%
放課後子ども教室	78	3,475	2.2%	534	3,438	15.5%	442	3,408	12.9%
合計	340	3,475	9.7%	827	3,438	24.0%	821	3,408	24.0%

※割合＝全児童数に占める登録児童数の割合

登録児童数に関して、計画最終年度となる令和元年度においては、平成 29 年度と比較すると、放課後児童クラブにおいては約 1.4 倍、放課後子ども教室においては約 5.7 倍の登録児童数となり、増加傾向がみられます。

第2部 各論

第4章 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画

③スタッフ数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
放課後児童クラブ	37 人	61 人	76 人
放課後子ども教室	21 人	357 人	284 人
合計	58 人	418 人	360 人

スタッフ数に関して、計画最終年度となる令和元年度においては、平成 29 年度と比較すると、放課後児童クラブにおいては約 2 倍、放課後子ども教室においては約 13.5 倍のスタッフ数となり、増加傾向がみられます。

(2) 調査及びアンケート結果と検証

※詳細データは「資料編」参照

①第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

平成 30 年度に実施した第 2 期事業計画策定に係るニーズ調査結果のうち、子どもの居場所に係る主たる結果は以下のとおりです。

- (ア) 本市に特に力を入れて欲しい施策として、「放課後の児童対策」を挙げる割合が高くなっています。
- (イ) 放課後の児童の居場所としての利用希望については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室ともに、低学年時のほうがニーズが高く、学年が進むにつれて下がる傾向がある。また、利用希望は、現在の児童の受け入れ状況を勘案すると、実際の利用状況よりかなり高く、現状との乖離があります。
- (ウ) 利用希望日数及び開園時間について、放課後児童クラブにおいては、保護者の利用希望に近い内容となっているが、放課後子ども教室においては、現在の実施日数より週当たり 1 日程度多い保護者の利用希望がみられます。

②平成 30 年度放課後子ども教室（地域学校協働活動推進事業）アンケート

参加児童の学年別の割合をみると、1 年生が 6%、2 年生が 15%と低学年の参加が少ない状況です。

2. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画

1) 基本方針

- ① 「小1の壁」の打破や待機児童解消、放課後における児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の更なる設置と充実を図るとともに、石垣市小学校放課後使用可能教室等活用指針に基づき、小学校施設を活用した事業の運営・実施に取り組めます。
- ② 福祉部、教育委員会、実施団体が連携・協力し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の事業の充実・推進を図るとともに、本市の実情に応じた形で両事業が連携可能なプログラムの実践や一体型・連携型の事業実施が行える体制づくりに取り組めます。

2) 目標事業量

	実績値			目標値				
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
放課後児童クラブ（施設数）	10	11	13	13	14	15	15	15
放課後子ども教室（教室数）	4	19	18	19	20	21	21	21
一体型・連携型(事業実施回数)	0	0	0	1	1	1	1	1

3) 課題及び対応策

(1) 受入児童数の拡大

本市の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の受入可能児童数は、ニーズに対してまだ不足している状況にあることから、継続して新規団体等の設置に努め、受け入れ児童数の拡大を図ります。

(2) 一体型及び連携型の実施に関する具体的方策

本市の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、現計画のもと概ね計画どおりの設置が行われていますが、本市の放課後児童クラブの多くは民間団体が実施し、また4つの団体を除き小学校敷地外で行っているため、一体型及び連携型の実施にあたり、団体の連携、協働が難しい状況にあります。

一体型及び連携型の事業の実施に向け、福祉部、教育委員会と実施団体間の更なる連携の強化が必要となるため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室共通のプログラムの実践等を行い、関係機関の連携を深め、一体型・連携型の事業実施が行える体制づくりに取組むとともに事業展開・推進を図ります。

※一体型・連携型については、37頁（一体型・連携型のモデル）を参照。

(3) 使用可能教室の確保・設置

児童の安全・安心な放課後の居場所として、小学校敷地内で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施する事が望ましいと国も示していますが、本市の小学校の状況として使用可能な教室は少なく、放課後児童クラブを実施する専用施設や放課後子ども教室で使用する教室等においても確保が難しい状況にあります。

使用可能教室の使用に関しては、前計画に引き続き、平成30年3月に策定した石垣市小学校放課後使用可能教室等活用指針に基づき、学校と協議の上、学校運営に支障のない範囲で、学校施設の活用を行います。放課後児童クラブの新規団体の参入については、使用可能教室の活用とともに小学校敷地外での設置も視野に入れ進めます。放課後子ども教室については、小学校と調整・協議を行い使用可能教室を活用した事業の実施にあたります。

(4) 人材の確保

放課後児童支援員について、認定資格研修を受講する等、専門的知識が必要なことから確保が厳しい状況にあり、放課後子ども教室についても、新規団体の設置の際や事業の実施に関わるスタッフが不足している状況にあります。

人材の確保について、放課後児童支援員については、専門的知識が必要なことから、認定資格研修及び市が実施する放課後児童支援員等資質向上研修により、専門的知識や技術の向上に努めます。放課後子ども教室については、学び遊び人材バンクの活用や地域の保護者等の協力を求めるなど、人材の確保に努めます。

あわせて、特別な配慮が必要な児童への対応について、放課後児童クラブについては、支援員を配置します。放課後子ども教室については、他の児童と変わらぬサポートが受けられるよう、人材の確保も含めた対応に努めます。

(5) 放課後子ども教室の低学年児童の参加

低学年の参加者が少ないというアンケートの結果から、1年生を主とした低学年児童の参加の底上げを図る必要があるため、地域の協力や学び遊び人材バンク等を活用し、安全・安心な居場所づくりや「小1の壁」の打破という本プランの趣旨の周知を図り、新規団体の参入等、新たな低学年児童の受入れ体制づくりに努めます。

あわせて、現在活動している団体についても、低学年の一部公募による受入れを依頼するなど低学年児童の参加に向けた新たな取組を進めます。

(6) 放課後児童クラブの開所時間に関する延長の取組み

本市の放課後児童クラブの開所時刻は18～19時となっており、平成30年度に実施したニーズ調査の結果では保護者のニーズを満たしていますが、今後の放課後児童クラブの受入れ児童数の拡大等により、保護者の希望が変化すると考えられるため、実情に応じて開所時間の延長に取り組めます。

(7) 放課後児童クラブの周知の推進

市の公式ホームページに入所に関する申込み方法を掲載する等、情報提供に努め、利用希望者や地域住民に対する放課後児童クラブの周知を推進します。

第5章 計画の推進

1. 計画の進行管理

本計画に示した各種施策・事業について、年度ごとに進捗状況を整理し、庁内において点検・評価を行います。また、その結果を「石垣市子ども・子育て会議」に報告し、確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただきながら計画を推進していきます。

なお、計画の進捗状況に応じて、令和4年度を目途に中間見直しを行います。

2. 計画の推進のための各主体の役割

本計画を推進し、計画の基本理念「生まれどう宝（子宝こそ第一） ふぁーまー（子・孫）元気 結い（地域）で子育て」を実現するためには、家庭をはじめ、地域や企業・事業所、行政等のさまざまな主体が、それぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことが必要です。

本項では、計画推進に特に関連の深い主体ごとに、期待される役割を整理しました。

これらを参考にしながら、主体ごとの取組を進め、社会全体で協働して、子ども・子育てにやさしいまちづくりの実現を目指しましょう。

《各主体に期待される役割》

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女がともに協力して子育てに関わり、子育ての喜びや責任を分かち合いましょう。 ● 働く保護者は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を大切にしましょう。
地域 (市民や地域団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとりが子育てに対する理解と関心を深め、子どもの育ちや子育てに協力し、地域（ゆい）で子育てを支えましょう。 ● 民生委員・児童委員やボランティア等の地域団体は、行政では行き届かないきめ細やかな活動を行うことができます。このような特性を活かして子育て支援に取り組みましょう。
企業・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女とも多様な働き方が選択でき、子育てと仕事の両立に理解ある職場づくりに取り組みましょう。 ● 労働者一人ひとりのライフステージにあわせて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる雇用環境づくりに取り組みましょう。
教育・保育等サービス事業者 (教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者本位の質の高いサービスの提供に取り組みましょう。
行政（石垣市）	<ul style="list-style-type: none"> ● 本計画及び関連計画を着実に実施し、本市の子ども・子育て支援及び次世代育成支援の充実を図ります。 ● 家庭や地域、企業・事業所等に対して、子ども・子育て支援及び次世代育成支援の重要性を啓発し、各主体と連携・協働して取組を推進していきます。

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

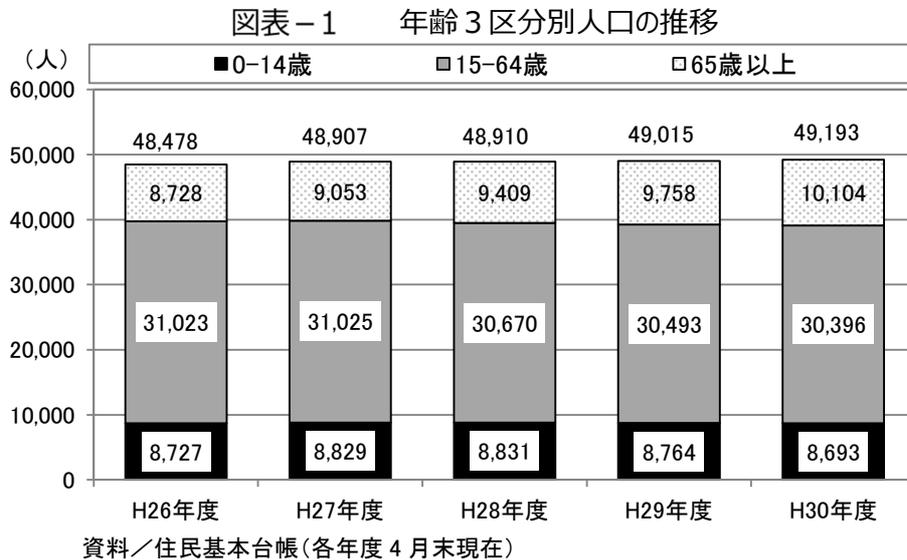
1) 石垣市の子ども・子育てを取り巻く状況(各種統計等)

(1) 人口の状況

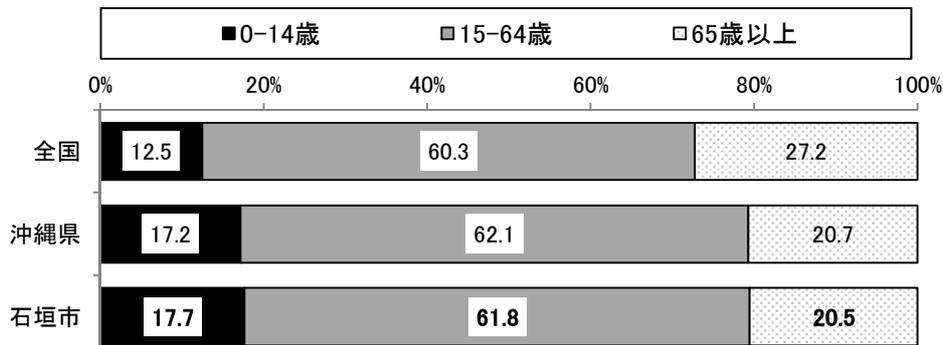
① 総人口

本市の総人口は、平成 26 年度以降、49,000 人前後で微増しており、14 歳以下の年少人口は 8,700～8,800 人前後で推移している。

年齢 3 区分別人口の構成比（平成 30 年度）で見ると、本市は、沖縄県と同様に、全国に比べて 14 歳以下の年少人口の割合が 5 ポイント程度高く、17%を超えている。



図表-2 年齢 3 区分別人口構成比の国・県比較（平成 30 年度）



資料／全国・沖縄県：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（平成 30 年 1 月 1 日現在）、石垣市：住民基本台帳（平成 30 年 4 月末現在）

資料編

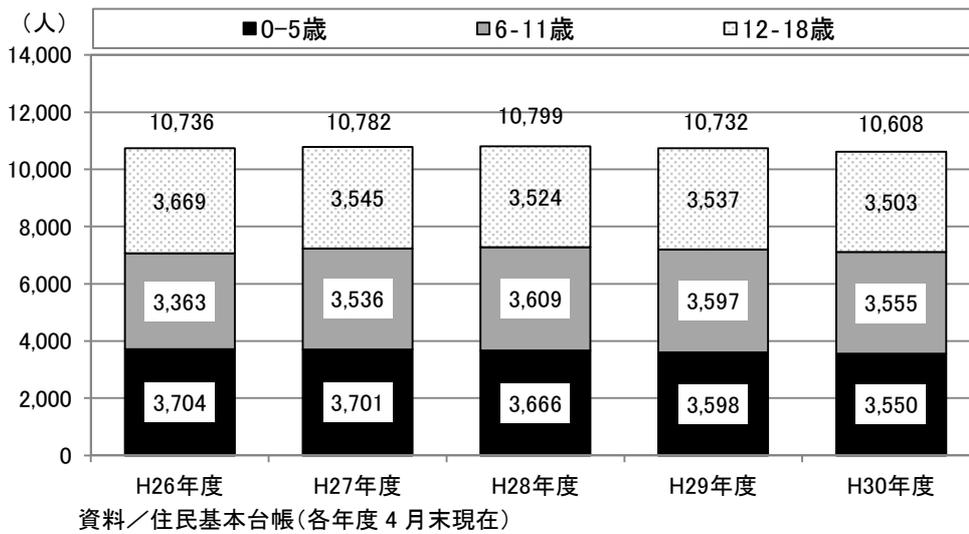
1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

②児童人口

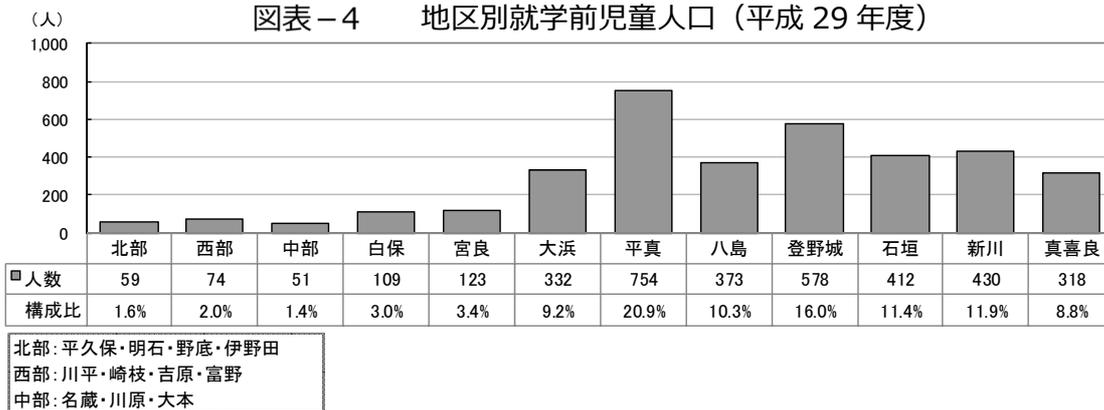
本市の18歳未満の児童人口は、平成26年度以降、10,700人台で増減を繰り返していたが、平成30年度は10,608人に微減している。年齢別の内訳をみると、0～5歳の就学前児童は一貫して減少しており、平成29・30年度は3,500人台となっている。

就学前児童の地区別の分布状況を見ると、平真や登野城をはじめ、大浜、八島、石垣、新川、真喜良といった南部（市街地）に全体の88%が集中している。

図表-3 児童人口（18歳未満）の推移



図表-4 地区別就学前児童人口（平成29年度）



資料／地区・小学校校区ごとの量の見込みと確保数について(平成29年度中間見直し資料より)

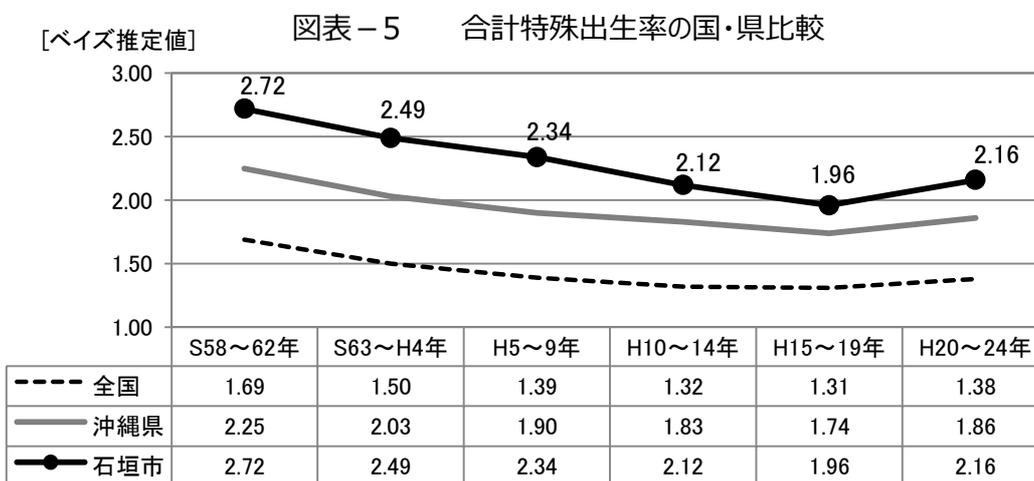
③出生の状況

合計特殊出生率について長期推移でみると、本市は一貫して全国・沖縄県より高い水準で推移しており、国の統計における最新値（平成 20～24 年）は 2.16 と、人口置換水準（2.07）を上回っている。ただし、長期推移では国・県と同様に、低下傾向にある。

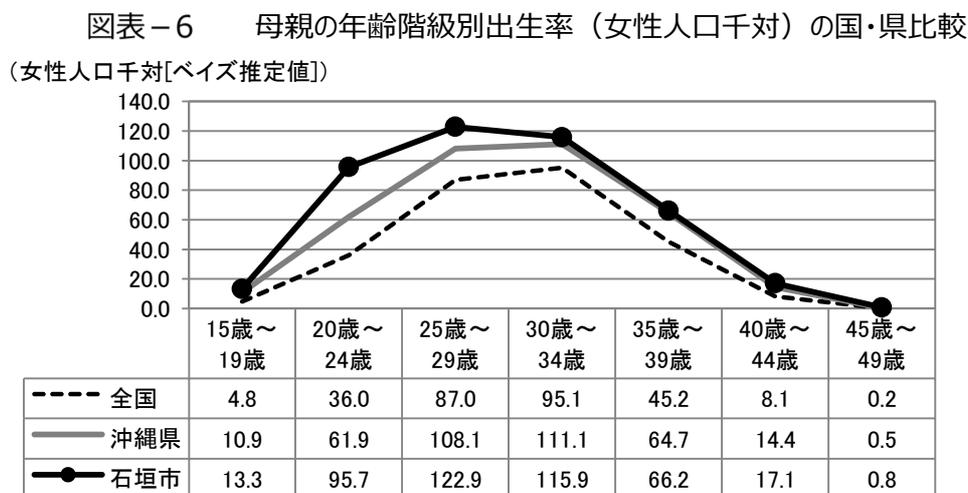
また、母親の年齢階級別出生率（女性人口千対）を全国・沖縄県と比較すると、本市は 20 代以下の若い年齢層での出生率が国・県に比べて高いという特徴が見られる。

平成 25 年以降の出生数・率の状況を見ると、本市の出生率（人口千対）は全国を 4 ポイント前後上回り、沖縄県とほぼ同水準の 12.0 ポイント前後で推移しているが、出生数自体は 600 人前後で低下傾向にあり、平成 29 年は 572 人となっている。

また、母親の年齢階級別に出生数内訳をみると、30 代前半での出産が全体の 3 割強を占めて最も割合が高くなっている。



資料／平成 20～24 年人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

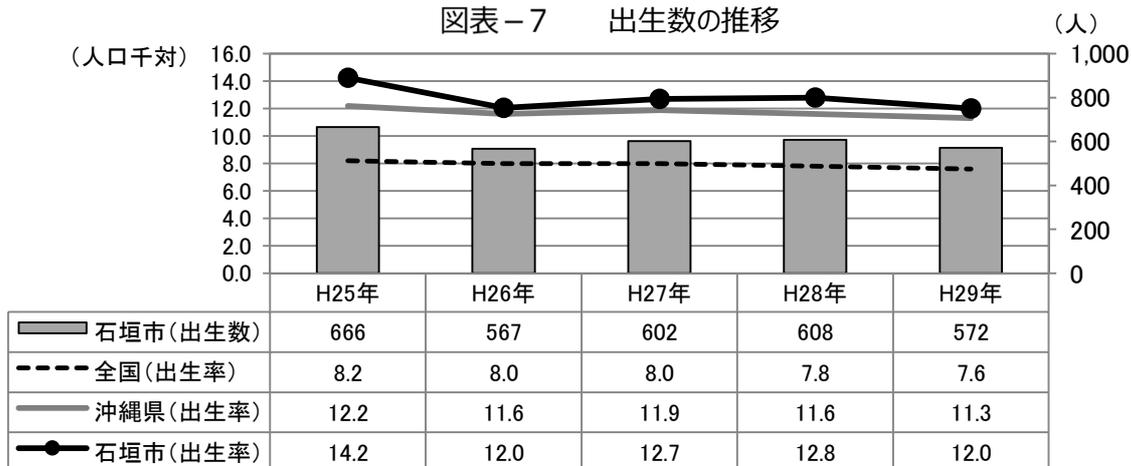


資料／平成 20～24 年人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

図表-7 出生数の推移



資料／人口動態調査

図表-8 母親の年齢階級別出生数の推移

母親 年齢階級	H25年		H26年		H27年		H28年		H29年	
	出生数	構成比								
15歳～19歳	14	2.1%	7	1.2%	15	2.5%	21	3.5%	8	1.4%
20歳～24歳	79	11.9%	59	10.4%	56	9.3%	56	9.2%	47	8.2%
25歳～29歳	153	23.0%	152	26.8%	149	24.8%	160	26.3%	136	23.8%
30歳～34歳	240	36.0%	181	31.9%	215	35.7%	200	32.9%	198	34.6%
35歳～39歳	141	21.2%	132	23.3%	133	22.1%	134	22.0%	149	26.0%
40歳～44歳	39	5.9%	34	6.0%	33	5.5%	37	6.1%	32	5.6%
45歳～49歳	0	0.0%	2	0.4%	1	0.2%	0	0.0%	2	0.3%

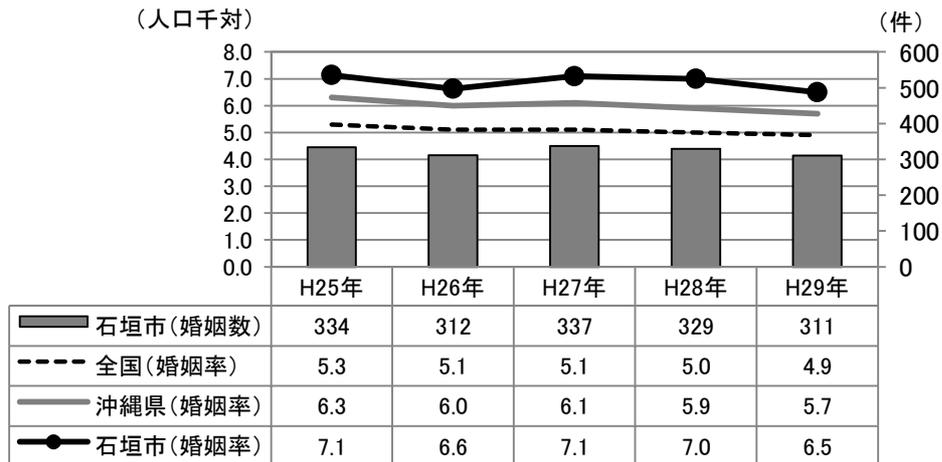
資料／人口動態調査

(2) 婚姻・離婚の状況

① 婚姻

本市の婚姻件数は、平成 25 年以降、年間 300 件超で推移している。婚姻率（人口千対）は平成 29 年で 6.5 と、全国（4.9）及び沖縄県（5.7）に比べて高く、平成 25 年以降、一貫して国・県より高い水準で推移している。

図表－9 婚姻件数・婚姻率の推移

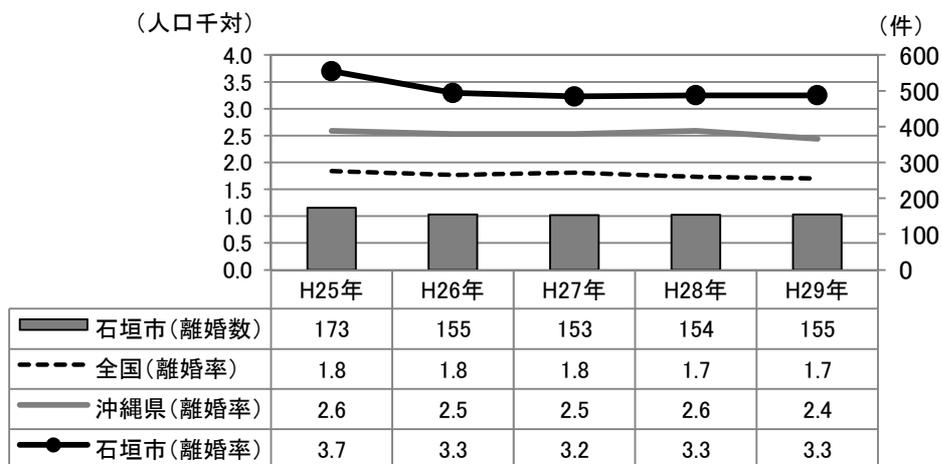


資料／人口動態調査

② 離婚

本市の離婚件数は、平成 25 年以降、年間 150 件超で推移している。離婚率（人口千対）は平成 29 年で 3.3 と、全国（1.7）及び沖縄県（2.4）に比べて高く、平成 25 年以降、一貫して国・県より高い水準で推移している。

図表－10 離婚数・離婚率の推移



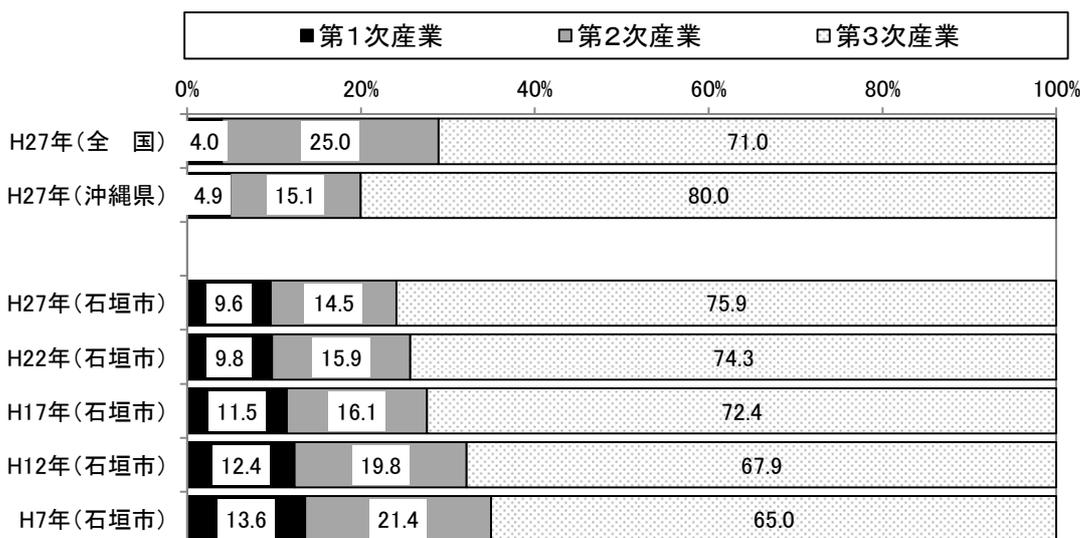
資料／人口動態調査

(3) 就労の状況

① 産業構造（産業別就業状況）

本市の就業者の割合を産業3分類別にみると、平成27年時点で第1次産業：9.6%、第2次産業：14.5%、第3次産業：75.9%となっている。平成7年以降の推移をみると、第1次、第2次産業の割合が低下し、観光産業等のサービス業を含む第3次産業が上昇している。

図表-11 産業3部門別就業者割合の推移



資料/国勢調査

15～49歳の出産や子育ての中心となる年齢層の就業者の職業構成（産業大分類）をみると、本市では、男性は建設業（12.9%）、農業・林業（10.7%）、卸売業・小売業（10.3%）、宿泊業・飲食サービス業（9.6%）、女性は医療・福祉（19.1%）、卸売業・小売業（17.8%）、宿泊業・飲食サービス業（15.9%）の順で割合が高い。

また、全国・沖縄県に比べて、男女とも、宿泊業・飲食サービス業や農業・林業の割合が高い。

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

図表-12 15～49歳産業大分類別就業者割合（平成27年）

（％）

	男性（15～49歳）		
	石垣市	沖縄県	全国
A 農業、林業	10.7	5.5	3.7
B 漁業	2.0	0.7	0.4
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0.1	0.1	0.1
D 建設業	12.9	14.2	11.0
E 製造業	5.1	5.4	20.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.7	0.8	0.7
G 情報通信業	1.0	2.7	3.7
H 運輸業、郵便業	7.4	6.5	7.4
I 卸売業、小売業	10.3	11.8	13.0
J 金融業、保険業	0.7	1.4	1.9
K 不動産業、物品賃貸業	2.3	2.4	2.2
L 学術研究、専門・技術サービス業	3.4	3.5	3.8
M 宿泊業、飲食サービス業	9.6	5.9	3.7
N 生活関連サービス業、娯楽業	3.9	3.1	2.5
O 教育、学習支援業	3.6	4.0	3.5
P 医療、福祉	4.7	7.0	5.1
Q 複合サービス事業	1.2	1.0	0.9
R サービス業（他に分類されないもの）	6.0	8.4	6.5
S 公務（他に分類されるものを除く）	8.8	7.3	4.4
T 分類不能の産業	5.5	8.4	5.4

（％）

	女性（15～49歳）		
	石垣市	沖縄県	全国
A 農業、林業	4.5	2.4	3.2
B 漁業	0.3	0.1	0.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0
D 建設業	2.6	2.4	2.7
E 製造業	5.6	4.3	11.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.2	0.2	0.2
G 情報通信業	0.7	1.7	1.7
H 運輸業、郵便業	2.0	1.5	2.3
I 卸売業、小売業	17.8	16.5	18.2
J 金融業、保険業	1.5	2.4	3.1
K 不動産業、物品賃貸業	1.5	1.7	1.8
L 学術研究、専門・技術サービス業	2.2	2.1	2.5
M 宿泊業、飲食サービス業	15.9	10.1	7.8
N 生活関連サービス業、娯楽業	5.6	4.8	4.8
O 教育、学習支援業	6.1	7.0	5.9
P 医療、福祉	19.1	22.4	20.6
Q 複合サービス事業	0.8	0.7	0.7
R サービス業（他に分類されないもの）	5.1	8.0	5.3
S 公務（他に分類されるものを除く）	3.8	3.7	2.2
T 分類不能の産業	4.8	7.9	5.3

資料／平成27年国勢調査

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

②女性の就業状況

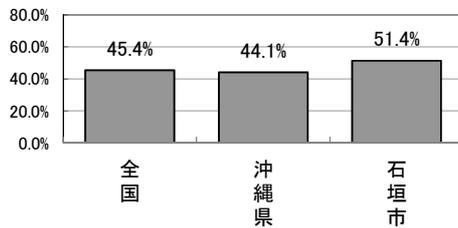
平成 27 年国勢調査における本市の女性の就業率（全体）は 51.4%で、全国（45.5%）及び沖縄県（44.1%）を約 6 ポイント上回っている。

これを年齢別にみると、30 代～70 代まで一貫して全国・沖縄県を上回っている。

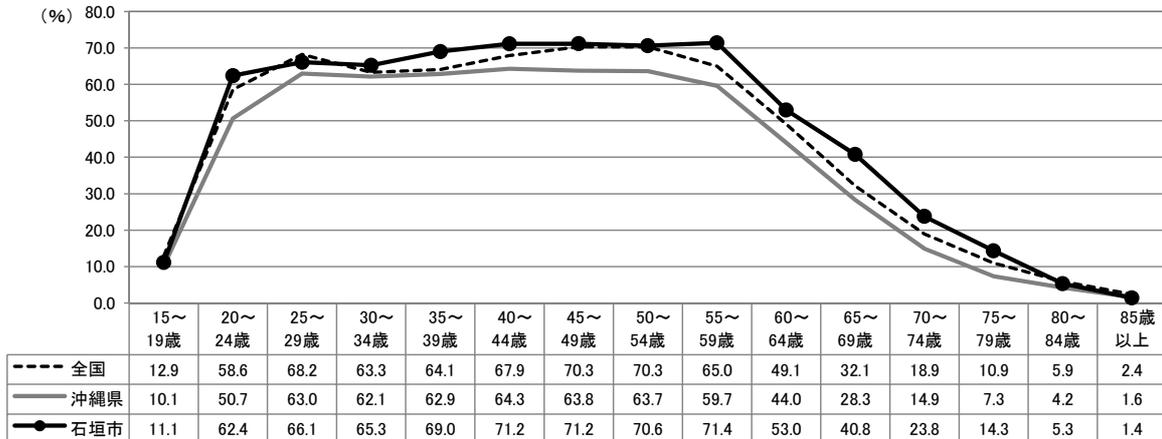
また、従来、女性の年齢別就業率は、30 歳前後の結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くとされていたが、近年、全国的に「M字の谷」の部分が浅くなってきており、本市においても同様の傾向が見られる。

図表－13 女性の就業率の国・県比較（平成 27 年度）

【女性の就業率(全体)】



【女性の年齢別就業率】



資料／平成 27 年国勢調査

※女性の就業率(全体)＝女性の就業者数÷女性の 15 歳以上人口

(4) 子ども・子育て関連施策の状況（第1期事業計画の進捗状況等）

①教育・保育

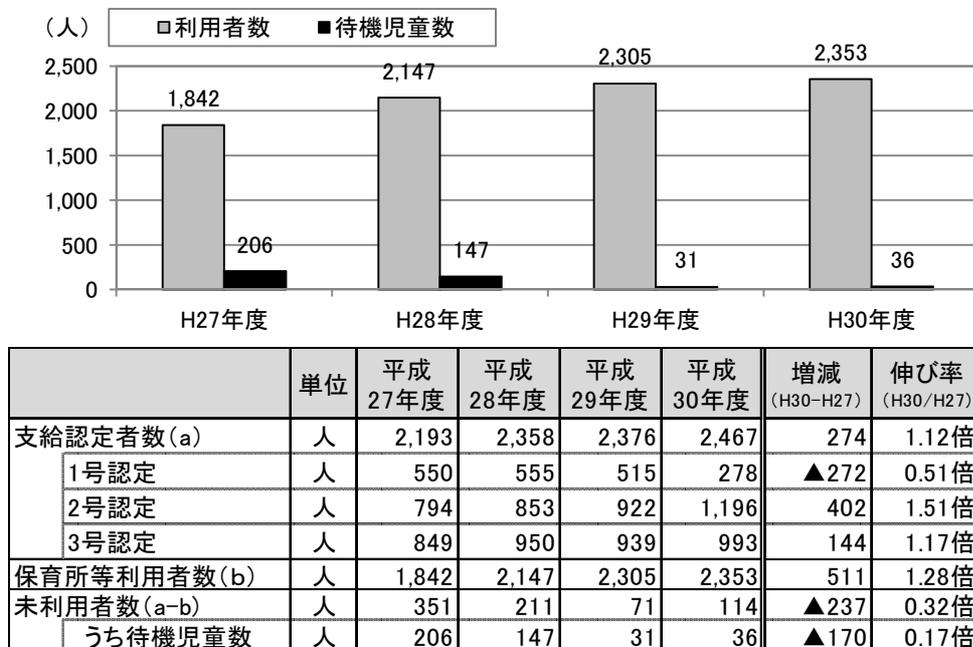
ア) 保育所等の利用状況

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度開始後の保育所等の利用状況の推移をみると、支給認定者数は平成30年度で2,467人と平成27年度の1.12倍に増加している。

保育所等利用者は、平成28年度に2,000人を超えて後も増加し続け、平成30年度で2,353人と平成27年度の1.28倍となっている。

待機児童については、新制度開始により平成27年度に206人と急増したが、その後は受入れ施設増や定員拡大等により、平成30年度には36人と減少しているものの、待機児童の解消には至っていない。

図表-14 保育所等の利用者数・待機児童数等の推移



資料／子育て支援課(各年度4月1日現在)

イ) 教育・保育施設の状況

教育・保育施設については、第1期計画、及び平成29年9月策定の「石垣市立幼稚園及び保育所の今後のあり方について（市の方針）」に基づき、公立幼稚園・保育所の幼保連携型認定こども園への移行等の取組を進めている。

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

図表－15 教育・保育施設数の推移

			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
幼稚園	公立	施設数	18	16	16	16	15
		定員数	905	705	720	730	625
	私立	施設数	1	1	1	1	1
		定員数	140	140	140	140	140
	計	施設数	19	17	17	17	16
		定員数	1,045	845	860	870	765
認可 保育所	公立	施設数	7	7	7	7	4
		定員数	420	420	420	420	240
	私立	施設数	10	10	13	16	19
		定員数	775	765	945	1,240	1,380
	計	施設数	17	17	20	23	23
		定員数	1,195	1,185	1,365	1,660	1,620
幼稚園型 認定こども園	公立	施設数	0	2	2	2	0
		定員数	0	160	160	160	0
幼保連携型 認定こども園	公立	施設数	0	0	0	0	4
		定員数	0	0	0	0	277
	私立	施設数	0	1	1	1	1
		定員数	0	110	110	110	110
	計	施設数	0	1	1	1	5
		定員数	0	110	110	110	387
小規模保育事業	私立	施設数	1	6	9	11	11
		定員数	17	107	161	197	197
事業所内保育事業	私立	施設数	1	1	2	2	2
		定員数	60	60	90	90	90

資料／子育て支援課(各年度4月1日現在) ※平成31年度は予定。

ウ) 第1期事業計画の進捗状況

教育・保育について、第1期計画での見込み量と実績値を比較すると、1号認定は、平成27～29年度は保育を必要とする児童が1号認定を受けて幼稚園へ通っていた等の理由により、5歳児を中心に計画を上回る利用があったため、平成29年度中間見直しにおいて計画値の見直しを行った。

2号認定については、上記のとおり、保育を要する児童が1号認定利用となっていたこと等の理由により、実績が計画を下回って推移している。

3号認定についても計画に比べて実利用が少なく、実績が計画を下回って推移している。

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

図表-16 第1期計画見込み量に対する実績（教育・保育）

■1号認定（認定こども園＋幼稚園）

	単位	年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画 (a)	人	3歳	48	44	44	46
	人	4歳	105	99	91	127
	人	5歳	318	318	299	177
	人	計	471	461	434	350
実績 (b)	人	3歳	20	27	34	19
	人	4歳	88	137	94	75
	人	5歳	442	391	387	184
	人	計	550	555	515	278
計画比 (b/a)	人	3歳	41.7%	61.4%	77.3%	41.3%
	人	4歳	83.8%	138.4%	103.3%	59.1%
	人	5歳	139.0%	123.0%	129.4%	104.0%
	人	計	116.8%	120.4%	118.7%	79.4%

■2号認定（認定こども園＋保育所）

	単位	年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画 (a)	人	3歳	434	395	396	447
	人	4歳	409	386	352	459
	人	5歳	255	255	240	401
	人	計	1,098	1,036	988	1,307
実績 (b)	人	3歳	292	341	413	422
	人	4歳	299	309	347	418
	人	5歳	106	173	161	319
	人	計	697	823	921	1,159
計画比 (b/a)	人	3歳	67.3%	86.3%	104.3%	94.4%
	人	4歳	73.1%	80.1%	98.6%	91.1%
	人	5歳	41.6%	67.8%	67.1%	79.6%
	人	計	63.5%	79.4%	93.2%	88.7%

■3号認定（保育所＋地域型保育事業）

	単位	年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画 (a)	人	0歳	244	238	233	312
	人	1歳	323	315	307	434
	人	2歳	346	348	339	448
	人	計	913	901	879	1,194
実績 (b)	人	0歳	95	134	136	146
	人	1歳	222	286	352	345
	人	2歳	278	349	381	425
	人	計	595	769	869	916
計画比 (b/a)	人	0歳	38.9%	56.3%	58.4%	46.8%
	人	1歳	68.7%	90.8%	114.7%	79.5%
	人	2歳	80.3%	100.3%	112.4%	94.9%
	人	計	65.2%	85.3%	98.9%	76.7%

資料／子育て支援課

※平成30年度について、計画値は平成29年度中間見直し後の値、実績は見込み値。

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業について、第1期計画での見込み量と実績値を比較した結果は下表のとおりである。

計画を上回る利用があった事業は、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）や、幼稚園預かり保育以外の一時預かり（主にファミリー・サポート・センター事業）、妊婦健診事業であり、その他の事業はいずれも計画を下回っている。

また、実績の推移に着目すると、時間外保育事業や放課後児童健全育成事業のほか、ファミリー・サポート・センター関連の事業（幼稚園預かり保育以外の一時預かり、病児保育、就学児の子育て援助活動支援事業）や養育支援訪問事業などで平成27年度以降に顕著に利用が増加している。

図表-17 第1期計画見込み量に対する実績（地域子ども・子育て支援事業）

事業区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
時間外保育事業	計画	人	907	877	844	817
	実績	人	0	212	158	603
	計画比	人	0.0%	24.2%	18.7%	73.8%
放課後児童健全育成事業	計画	人	471	475	470	454
	実績	人	166	214	230	294
	計画比	人	35.2%	45.1%	48.9%	64.8%
地域子育て支援拠点事業	計画	人	4,023	3,964	3,868	3,772
	実績	人	7,926	8,455	8,322	5,051
	計画比	人	197.0%	213.3%	215.1%	133.9%
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	計画	人日	73,206	69,646	66,206	63,645
	実績	人日	44,686	59,964	75,672	20,944
	計画比	人日	61.0%	86.1%	114.3%	32.9%
その他の一時預かり（子育て援助活動支援事業[ファミリー・サポート・センター事業]など）	計画	人日	266	257	247	240
	実績	人日	624	444	692	1,290
	計画比	人日	234.6%	172.8%	280.2%	537.5%
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）	計画	人日	3,117	3,016	2,903	2,810
	実績	人日	0	0	180	52
	計画比	人日	0.0%	0.0%	6.2%	1.9%
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[就学児]）	計画	人日	650	661	660	683
	実績	人日	0	81	132	295
	計画比	人日	0.0%	12.3%	20.0%	43.2%
子育て短期支援事業（ショートステイ）	計画	人日	321	317	309	301
	実績	人日	0	17	0	7
	計画比	人日	0.0%	5.4%	0.0%	2.3%
利用者支援事業	計画	か所	4	4	4	4
	実績	か所	0	0	0	1
	計画比	か所	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
妊婦健診事業	計画	人	637	637	637	637
	実績	人	913	859	931	610
	計画比	人	143.3%	134.9%	146.2%	95.8%
乳児家庭全戸訪問事業	計画	人	700	700	700	700
	実績	人	451	443	442	450
	計画比	人	64.4%	63.3%	63.1%	64.3%
養育支援訪問事業	計画	人	50	50	50	50
	実績	人	10	18	15	33
	計画比	人	20.0%	36.0%	30.0%	66.0%

資料／子育て支援課

※平成30年度について、計画値は平成29年度中間見直し後の値、実績は見込み値。

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

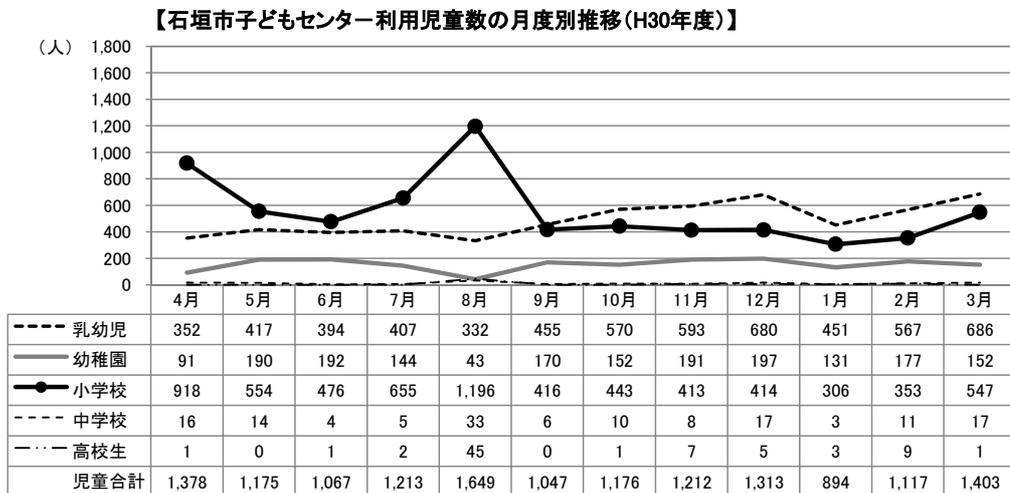
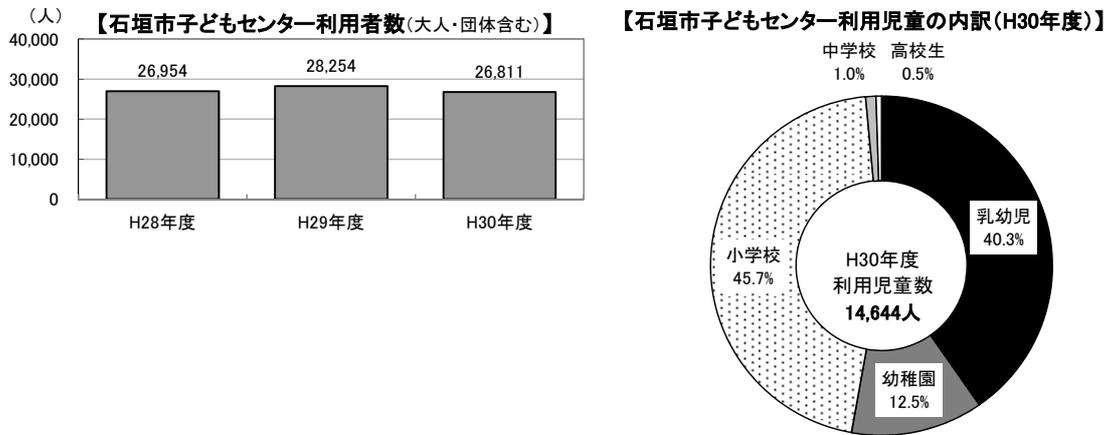
③その他の事業（児童館）

石垣市子どもセンターの利用者数（大人・団体含む）は、直近3年間で27,000～28,000人前後で推移している。

このうち、児童（乳幼児～高校生）の利用内訳をみると、就学前児童：52.8%（乳幼児：40.3%+幼稚園12.5%）と、小学生：45.7%を占め、小学生以下の利用が主となっている。

月度別の利用児童数の推移をみると、春休み（3月と4月）、夏休み（7月と8月）の利用が多く、放課後の子どもの居場所に加え、長期休み期間の居場所となっている。

図表-18 石垣市子どもセンターの利用状況



資料／子育て支援課

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

2) 第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

(1) 調査の概要

第2期事業計画を策定する際の基礎資料として、本市の子育て中の保護者の子育てに関する実態や意識、及びサービス提供事業者等の現状・課題を把握することを目的としてニーズ調査及びヒアリング調査を実施した。

図表-19 ニーズ調査の概要

	就学前児童保護者用調査	小学生保護者用調査	中学生保護者用調査
調査対象	就学前児童(0歳～小学校入学前)の保護者	小学1～6年生の保護者	中学1～3年生の保護者
対象児童数(※)	3,963人	3,530人	1,586人
調査方法	①保育所・幼稚園等に通っている児童(2,669人): 保育所等を通じて配布・回収 ②①以外の児童(1,294人): 郵送配布・回収	小学校を通じて配布・回収	中学校を通じて配布・回収
有効回収数(有効回収率)	2,871人(72.4%)	2,570人(72.8%)	1,037人(65.4%)
調査期間	平成31年2月1日～11日		

図表-20 関係団体等ヒアリング調査の概要

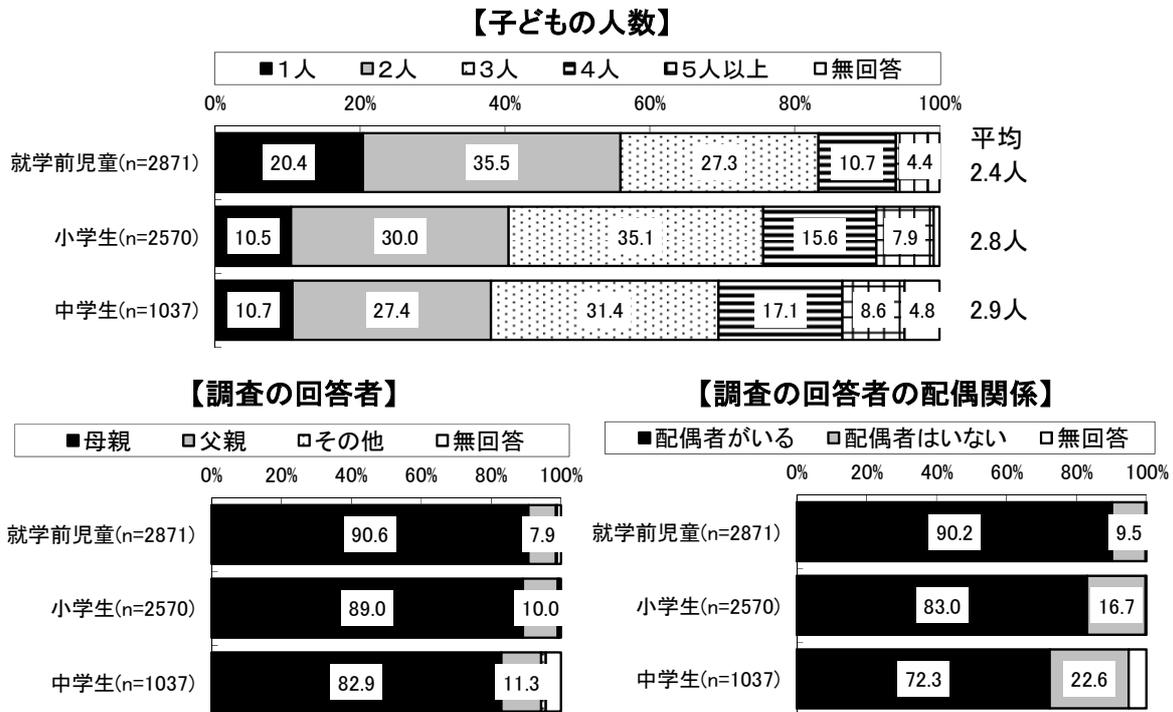
調査対象	①石垣市私立保育園連盟 ②石垣市小規模保育事業所協議会 ③企業主導型保育事業所運営者(2事業者) ④石垣市放課後学童クラブ連絡協議会 ⑤石垣市ファミリーサポートセンター ⑥石垣市子どもセンター
調査方法	上記の①～⑥の団体毎にヒアリングを実施
ヒアリング内容	・現在のサービス提供の状況、及び今後の事業展開の方向性や課題 ・行政との連携や望む支援 ・石垣市の子ども・子育て支援全般について
調査期間	平成31年2月25日～26日

(2) 子育て家庭の状況

① 回答者の基本属性

- 世帯の子どもの人数は、就学前児童では「2人」、小学生・中学生では「3人」の割合が最も高い。
- 調査の回答者は、就学前児童・小学生・中学生いずれにおいても「母親」が8～9割前後と大半を占めている。
- 調査の回答者の配偶関係では、「配偶者はいない」（ひとり親）の割合が年齢とともに高まり、中学生では2割を超えている。
- 子どもの主な保育者（子育てを主に行っている人）は、就学前児童・小学生・中学生いずれにおいても「父母ともに」が6割前後と最も割合が高く、「主に母親」が3割前後で続いている。就学前児童・小学生とも前回調査に比べて「父母ともに」の割合は高まっている。

図表－21 回答者の基本属性（子どもの人数、調査の回答者、配偶関係）

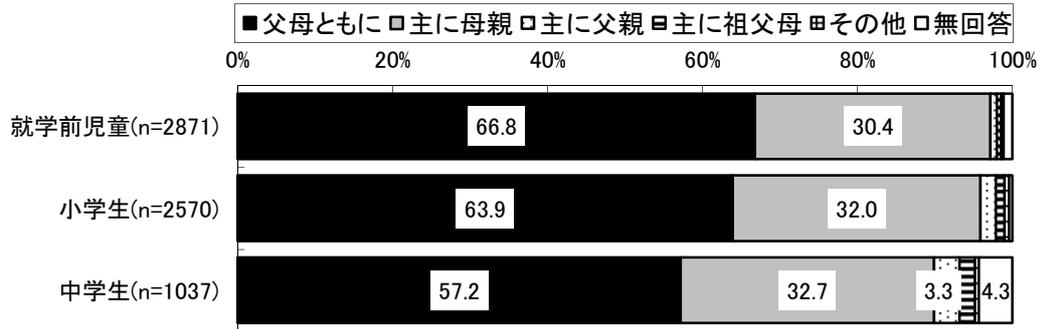


※グラフは、スペースの都合上、少数の数値を表示していない場合がある(以下同様)

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

図表-22 主な保育者（子育てを主に行っている人）



【「父母ともに」の割合 前回調査(H25)との比較】

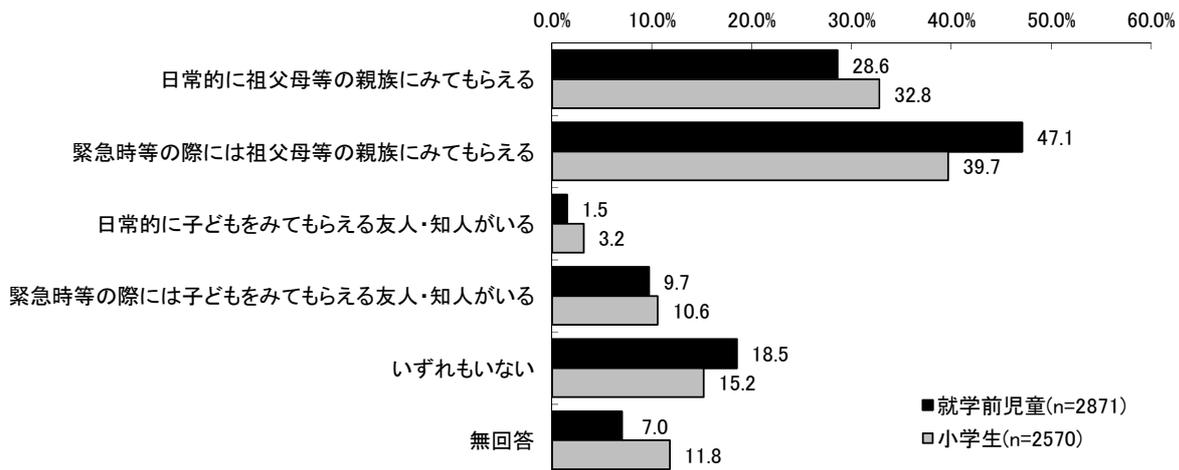
	前回(H25)	今回(H30)	差(H30-H25)
就学前児童	59.4%	66.8%	7.4ポイント
小学生	60.0%	63.9%	3.9ポイント

(3) 子どもの育ちをめぐる環境について

① 子どもをみてもらえる人の状況

- 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無については、就学前児童・小学生ともに「緊急時等の際」や「日常的に」祖父母等の親族にみてもらえるとの回答がそれぞれ3~4割前後と高くなっている。一方で、「いずれもない」との回答も1割を超えており、就学前児童では2割を占めている。

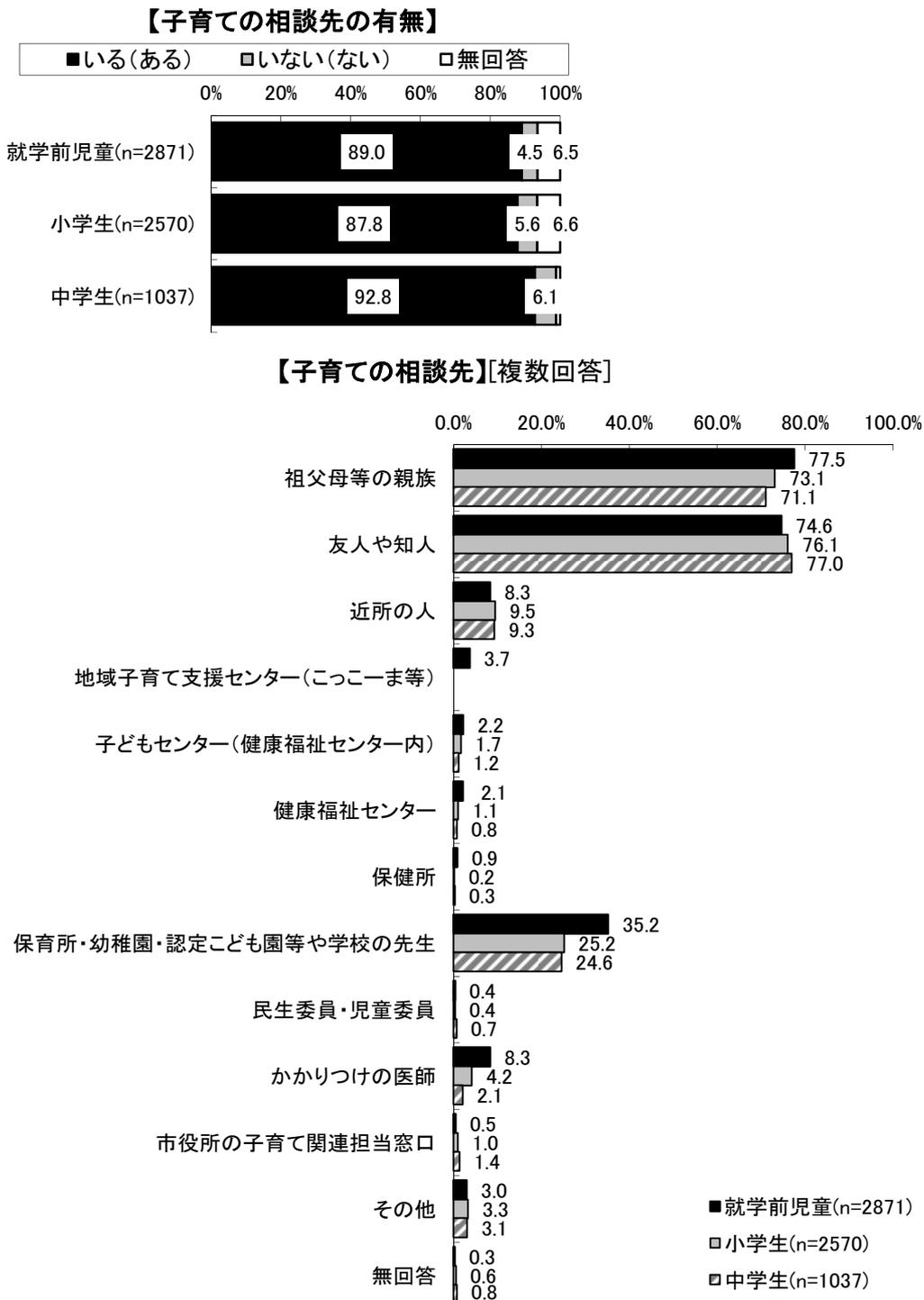
図表-23 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無 [複数回答]



②子育ての相談や情報入手先

- 子育ての相談先については、就学前児童・小学生・中学生いずれにおいても「いる（ある）」が9割前後と大半を占めている。
- 具体的な相談先では「祖父母等の親族」と「友人や知人」といった身近な親族・知人の割合がそれぞれ7割以上と突出しているが、その他の相談先では通園・通所先の「先生」が2割を超えており、特に就学前児童では3割を超えて高くなっている。

図表－24 子育ての相談先

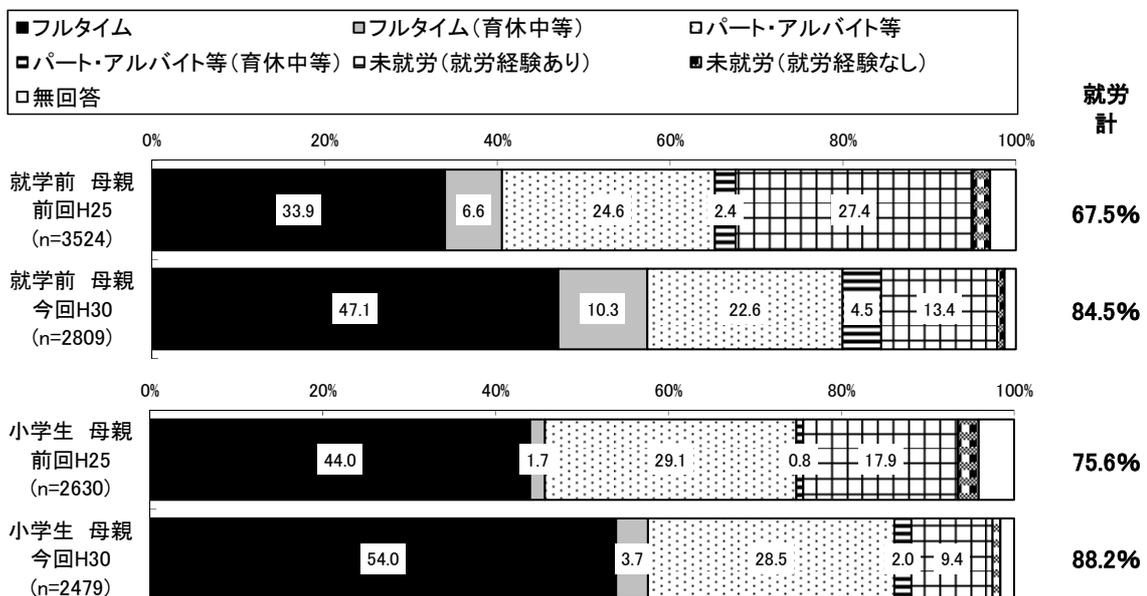


(4) 保護者の就労状況 (就学前児童・小学生)

① 保護者の就労状況

- 母親の就労状況をみると、就学前児童・小学生ともに前回調査に比べて「フルタイム」での就労割合が顕著に高まっている（就学前児童：前回 33.9%⇒今回 47.1% [+13.2 ポイント]、小学生：前回 44.0%⇒今回 54.0% [+10.0 ポイント]）。このため、パート・アルバイト等も含めると、就労している母親の割合（就労計）は、今回調査において就学前児童・小学生ともに8割を超えている（就学前児童：84.5%、小学生：88.2%）。
- 子どもの年齢別に詳細にみると、0歳の母親の就労割合は8割弱だが、1歳以降は全年齢で8割を超え、小学2年生以降はほぼ9割が就労している。

図表-25 母親の就労状況



※就労計：「フルタイム」「フルタイム(育休中等)」「パート・アルバイト等」「パート・アルバイト等(育休中等)」の合計
以下、父親も同様。

【就学前児童・小学生の年齢・学年別 母親の就労状況】

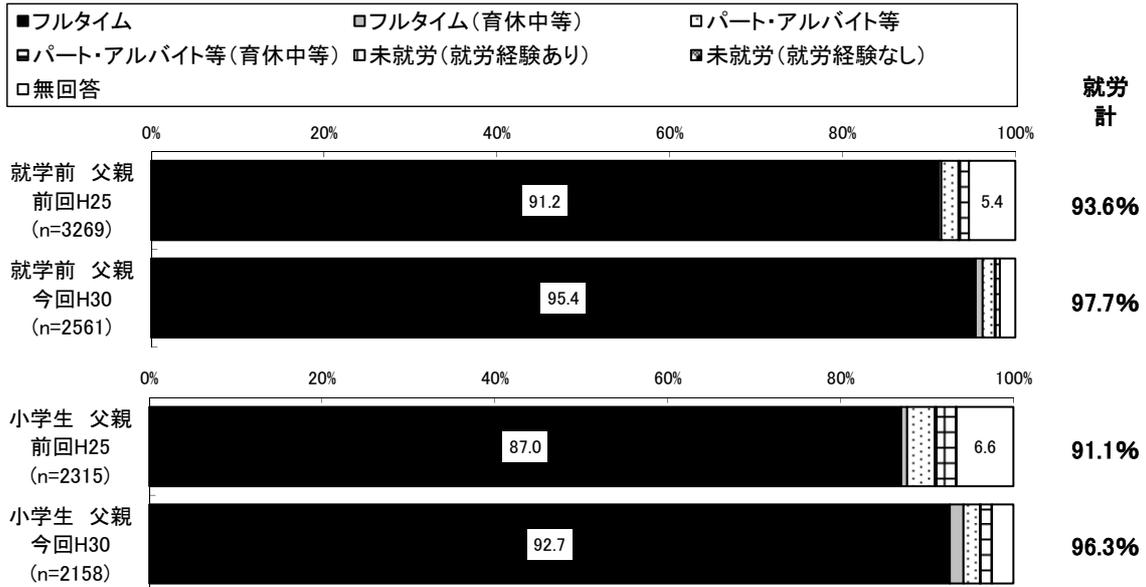
	調査数 (n)	フルタイム	フルタイム(育休中等)	パート・アルバイト等	パート・アルバイト等(育休中等)	未就労(就労経験あり)	未就労(就労経験なし)	無回答	就労計
0歳	n=545	28.8	23.3	17.4	7.7	20.7	1.5	0.6	77.2
1歳	n=403	51.9	9.7	18.6	3.7	12.2	1.2	2.7	83.9
2歳	n=442	48.2	9.7	24.4	6.3	10.6	0.5	0.2	88.6
3歳	n=437	54.0	7.1	24.9	1.6	11.2	0.5	0.7	87.6
4歳	n=480	53.3	6.3	21.7	4.0	11.9	0.4	2.5	85.3
5歳	n=437	51.0	2.7	29.7	1.8	12.4	0.9	1.4	85.2
1年生	n=425	49.4	4.7	28.5	2.8	12.5	0.5	1.6	85.4
2年生	n=450	52.2	3.3	30.2	2.4	9.8	0.7	1.3	88.1
3年生	n=418	56.2	4.5	25.6	1.9	9.3	1.2	1.2	88.2
4年生	n=439	54.2	3.2	30.3	1.4	9.1	1.1	0.7	89.1
5年生	n=398	54.8	4.8	27.9	1.8	7.8	0.5	2.5	89.3
6年生	n=344	58.1	1.5	27.9	1.5	7.3	1.5	2.3	89.0

資料編

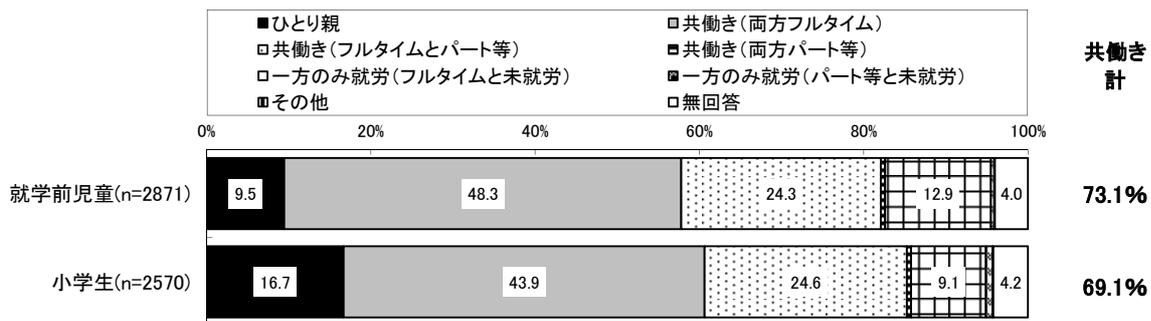
1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

- 一方、父親の就労状況は、就学前児童・小学生ともに「フルタイム」の就労者が9割超と大半を占めており、この傾向は前回調査と同様である。
- 父母別の就労状況をもとに家庭類型を整理すると、「共働き（両方フルタイム）」「共働き（フルタイムとパート等）」「共働き（両方パート等）」を合わせた共働き家庭の割合が就学前児童・小学生ともに7割前後を占めている（就学前児童：73.1%、小学生：69.1%）。

図表-26 父親の就労状況



図表-27 家庭類型



1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

②保護者の就労日数・就労時間

- 就労している保護者の週あたり就労日数（平均）は、就学前児童・小学生ともに、母親は 5.1～5.2 日／週、父親は 5.6 日／週と、父親の 9 割以上がフルタイム就労者であるため、父親のほうが 0.5 日程度多い。一日あたりの就労時間（平均）も、就学前児童・小学生ともに、母親は 7 時間台であるのに対して、父親では 9 時間台と、父親のほうが 2 時間程度長い。
- また、母親に比べて父親は長時間働いている人の割合が高く、父親の 1 割以上が一日あたり 11 時間以上働いている（就学前児童：17.4%、小学生：13.6%）。

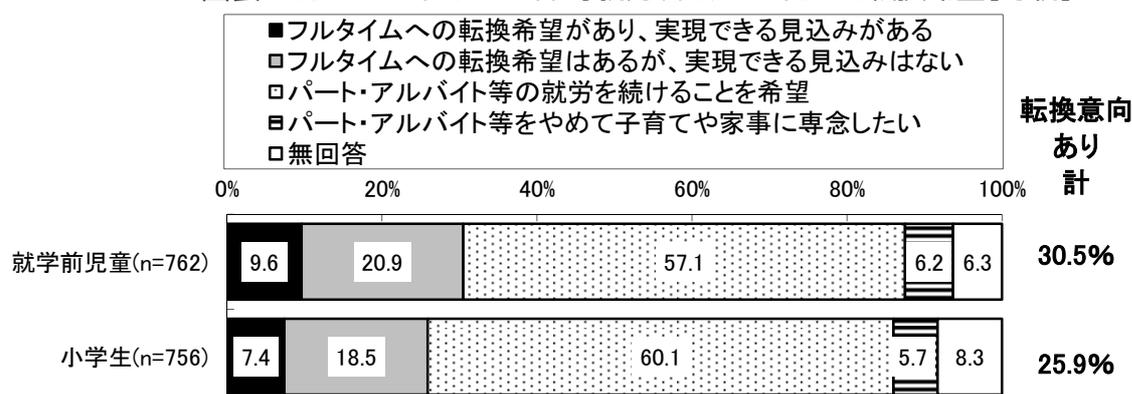
図表－28 保護者の就労日数・就労時間

		調査数 (n)	週あたり 就労日数 (平均)	一日あたり 就労時間 (平均)	一日あたり 就労時間が 11時間以上 の人の割合
就学前 児童	母親	n=2,373	5.2日/週	7.7時間/日	3.2%
	フルタイム	n=1,323	5.4日/週	8.5時間/日	4.3%
	パート・アルバイト等	n=636	4.8日/週	6.1時間/日	1.1%
	父親	n=2,501	5.6日/週	9.6時間/日	17.4%
小学生	母親	n=2,186	5.1日/週	7.5時間/日	3.2%
	フルタイム	n=1,338	5.3日/週	8.4時間/日	4.1%
	パート・アルバイト等	n=707	4.7日/週	5.7時間/日	1.4%
	父親	n=2,076	5.6日/週	9.3時間/日	13.6%

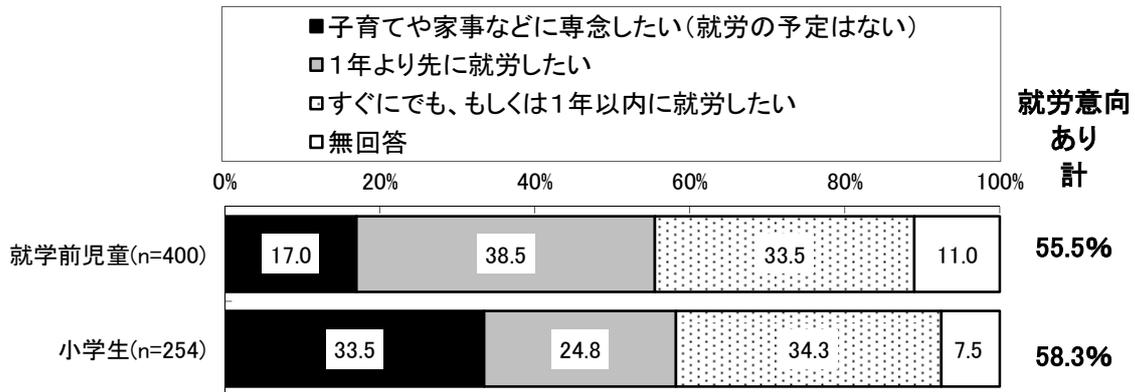
③今後の就労意向

- パート・アルバイト等で就労している母親の 3 割前後はフルタイムへの転換意向がある（就学前児童：30.5%、小学生：25.9%）。ただし、このうち 2 割前後は、希望はあるが実現できる見込みがないと回答している。
- 未就労の母親の過半数に就労意向がある（就学前児童：55.5%、小学生：58.3%）。このうち「すぐにでも、もしくは 1 年以内に働きたい」という強い就労希望を持っている人の割合は、就学前児童では 4 割と高い（就学前児童：38.5%、小学生：24.8%）。

図表－29 パート・アルバイト等就労者のフルタイムへの転換希望【母親】



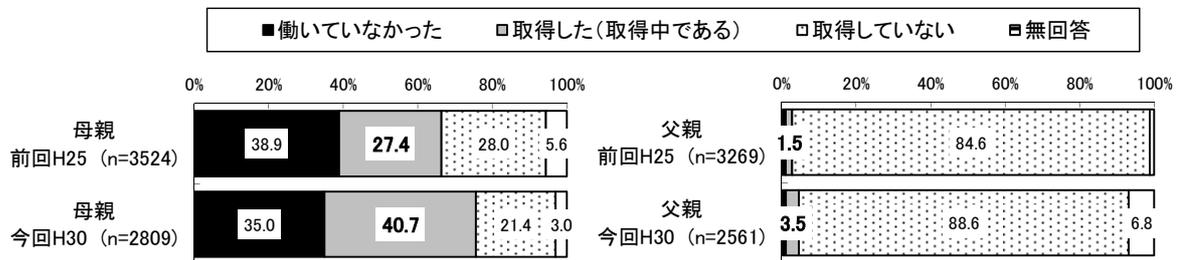
図表-30 未就労者の就労希望【母親】



(5) 育児休業について

- 就学前児童保護者の育児休業の取得率（「取得した（取得中である）」の割合）は、母親では前回調査から10ポイント以上上昇し、4割に達している（母親：前回27.4%⇒今回40.7% [+13.3ポイント]）。一方、父親は前回・今回調査とも取得率は5%に満たず、未取得が8割を超えている。

図表-31 育児休業の取得状況（母親・父親）



- 育児休業を取得していない理由は、母親では「職場に育児休業制度がなかった」「子育てや家事に専念するために退職した」が前回・今回調査ともそれぞれ2割を超えて第1・2位にあがっている。一方、父親では前回調査から順位が変動し、今回調査では「仕事が忙しかった」と「収入減となり、経済的に苦しくなる」がそれぞれ3割を超えて第1・2位にあがっている。また、母親・父親とも前回調査に比べて「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合及び順位が高まっている。

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

図表－32 育児休業を取得していない理由（母親・父親）[複数回答の上位5項目（「その他」以外）]

母親 前回H25 (n=988)		母親 今回H30 (n=600)		
第1位	職場に育児休業の制度がなかった (就業規則に定めがなかった)	30.2%	職場に育児休業の制度がなかった (就業規則に定めがなかった)	23.7%
第2位	子育てや家事に専念するために退職した	28.6%	子育てや家事に専念するために退職した	23.3%
第3位	仕事が忙しかった	8.4%	収入減となり、経済的に苦しくなる	11.5%
第4位	仕事に戻るのが難しそうだった	8.4%	仕事が忙しかった	10.5%
第5位	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	7.9%	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	9.0%

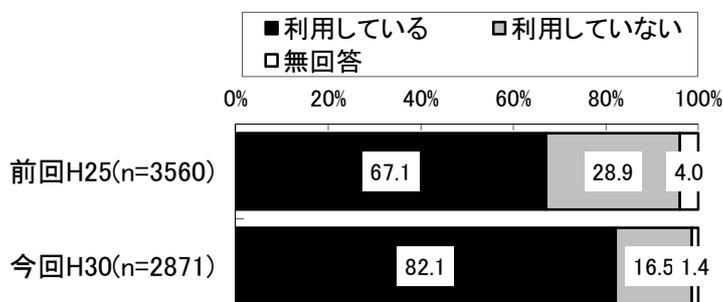
父親 前回H25 (n=2765)		父親 今回H30 (n=2268)		
第1位	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	29.9%	仕事が忙しかった	34.9%
第2位	仕事が忙しかった	28.6%	収入減となり、経済的に苦しくなる	33.9%
第3位	収入減となり、経済的に苦しくなる	20.1%	配偶者が育児休業制度を利用した	24.8%
第4位	配偶者が育児休業制度を利用した	19.9%	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	22.0%
第5位	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	14.8%	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	19.8%

(6) 就学前児童の教育・保育の利用状況・利用意向

① 平日の利用状況

- 就学前児童の8割強が、現在、平日の定期的な教育・保育を利用している。利用率は前回調査から顕著に高まっている（前回 67.1%⇒今回 82.1% [+15.0ポイント]）。

図表－33 平日の定期的な教育・保育の利用状況



②平日の利用日数・利用時間

- 平日、定期的な教育・保育を利用している人に、利用日数・利用時間の現状と希望をたずねたところ、週あたり利用日数（平均）は利用者全体で現在：5.2日/週、希望：5.4日/週であり、希望の伸び（希望－現在の差）は0.2日/週となっている。
- 一日あたりの利用時間（平均）は利用者全体で現在：8.5時間/日、希望：9.1時間/週となっている。希望の伸び（希望－現在の差）は利用者全体では0.6時間/週となっている。なお、希望の伸びは現在の幼稚園（預かり保育なし）利用者で3.0時間/日と大きくなっており、預かり保育利用やその他のサービス利用への転換等を希望しているものと推察される。

図表－34 平日の教育・保育利用者の利用日数・利用時間

	調査数 (n)	週あたり利用日数(平均)			一日あたり利用時間(平均)			
		現在	希望	差 (希望-現在)	現在	希望	差 (希望-現在)	
利用者全体	n=2,356	5.2日/週	5.4日/週	0.2日/週	8.5時間/日	9.1時間/日	0.6時間/日	
現在 利用 する 種類	幼稚園(預かり保育なし)	n=159	5.0日/週	5.1日/週	0.1日/週	4.4時間/日	7.4時間/日	3.0時間/日
	幼稚園(預かり保育定期利用)	n=143	5.0日/週	5.3日/週	0.3日/週	8.6時間/日	9.0時間/日	0.4時間/日
	認可保育所	n=1,510	5.2日/週	5.5日/週	0.3日/週	8.9時間/日	9.3時間/日	0.4時間/日
	認定こども園	n=173	5.2日/週	5.4日/週	0.2日/週	8.4時間/日	9.0時間/日	0.6時間/日
	小規模保育施設	n=138	5.2日/週	5.5日/週	0.3日/週	8.7時間/日	9.0時間/日	0.3時間/日
	事業所内保育施設	n=41	5.4日/週	5.5日/週	0.1日/週	8.7時間/日	9.2時間/日	0.5時間/日
	企業主導型保育施設	n=18	5.3日/週	5.5日/週	0.2日/週	9.2時間/日	9.2時間/日	0.0時間/日
	その他の認可外保育施設	n=73	5.2日/週	5.4日/週	0.2日/週	8.8時間/日	9.3時間/日	0.5時間/日

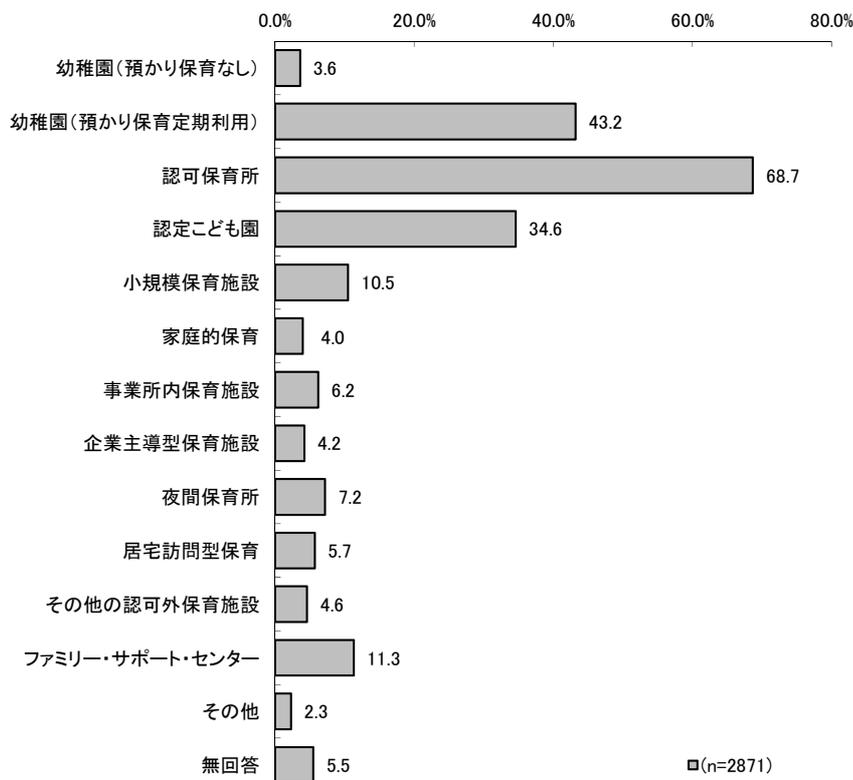
③平日の利用意向

- 平日の定期的な教育・保育の今後の利用意向について、現在、サービスを利用していない人も含めた就学前児童全体にたずねたところ、「認可保育所」の割合が7割と最も高く、これに「幼稚園（預かり保育定期利用）」が4割強、「認定こども園」が3割強で続き、以下、「ファミリー・サポート・センター」（11.3%）、「小規模保育施設」（10.5%）、「夜間保育所」（7.2%）が1割前後で続いている。
- 利用希望者の利用希望エリア（どの地域にある施設を利用したいか）では、全地区において、居住地区内での利用希望の割合が最も高く、特に北部と西部では8割を超えている。一方、中部や八島では他地区に比べて居住地区内での利用希望の割合が低く、5割前後に留まっている。

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

図表－35 平日の定期的な教育・保育の利用意向 [複数回答]



図表－36 平日の定期的な教育・保育の利用希望エリア (%)

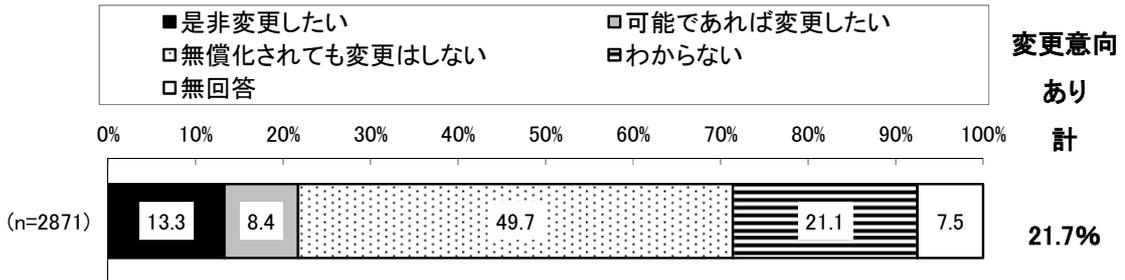
居住地	調査数(n)	居住地区内を希望 (%)	その他の地区を希望 (居住地外 上位3地区)			
			大浜	新川	平真	
居住地	北部	34	85.3	5.9	5.9	2.9
	西部	55	81.8	7.3	3.6	3.6
	中部	42	59.5	16.7	7.1	登野城、石垣各4.8
	白保	79	69.6	12.7	7.6	5.1
	宮良	100	77.0	7.0	7.0	3.0
	大浜	276	78.3	7.2	4.7	2.9
	平真	502	78.1	12.5	3.2	2.2
	八島	176	49.4	22.2	16.5	4.0
	登野城	520	74.4	7.1	6.9	2.3
	石垣	268	78.0	9.7	3.4	2.6
	新川	378	69.6	9.3	8.5	5.8
	真喜良	152	73.7	7.9	5.3	5.3

資料編

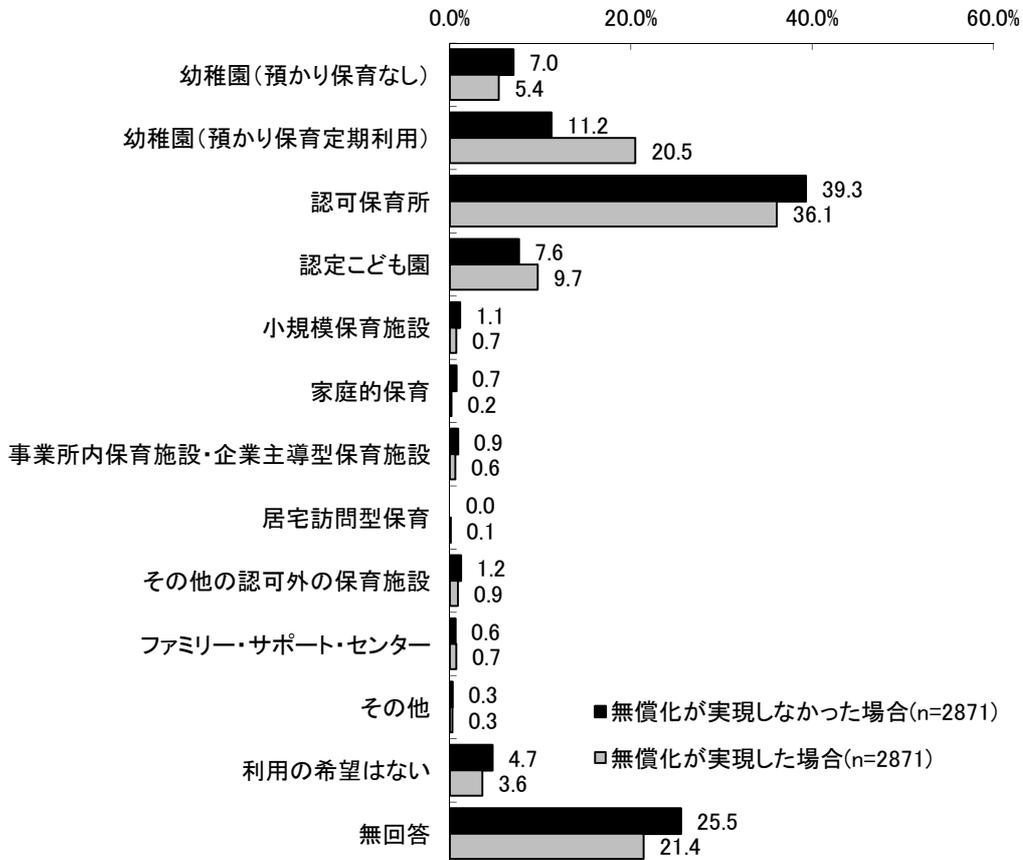
1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

- 幼児教育・保育の無償化による教育・保育の利用変更意向では、変更意向がある人（「是非変更したい」+「可能であれば変更したい」）が2割強となっている。
- 幼児教育・保育の無償化が実現した場合と実現しなかった場合での希望する教育・保育の種類についてたずねたところ、無償化の実現有無に関わらず「認可保育所」の希望割合が3割を超えて最も高いが、無償化の実現により「幼稚園（預かり保育定期利用）」の利用意向が高まっている（実現しなかった場合：11.2%⇒実現した場合：20.5% [+9.3ポイント]）。

図表-37 幼児教育・保育無償化による教育・保育の利用変更意向



図表-38 無償化後に希望する教育・保育の種類[複数回答]

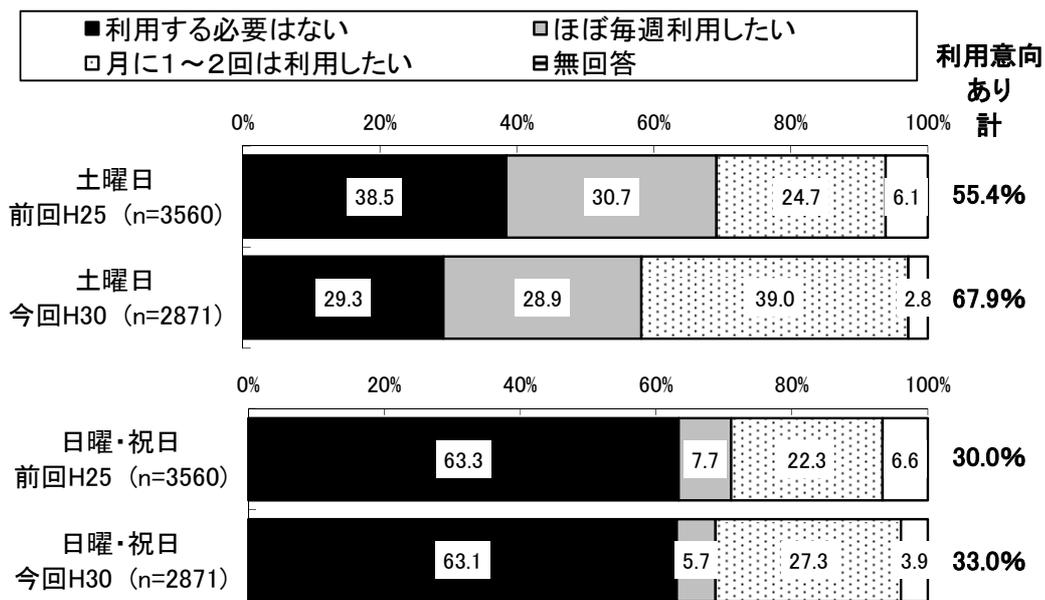


1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

④土曜日・日祝日の利用意向

- 土曜・日祝日の教育・保育の利用について、現在、サービスを利用していない人も含めた就学前児童全体にたずねたところ、土曜日の利用については「月 1～2 回」の利用希望が前回調査から約 15 ポイント伸びたため、利用希望者（「ほぼ毎週利用したい」+「月に 1～2 回は利用したい」）が 7 割弱となっている。
- 一方、日曜・祝日の利用希望者は前回・今回調査とも 3 割台に留まっている。

図表-39 土曜日・日祝日の定期的な教育・保育の利用意向

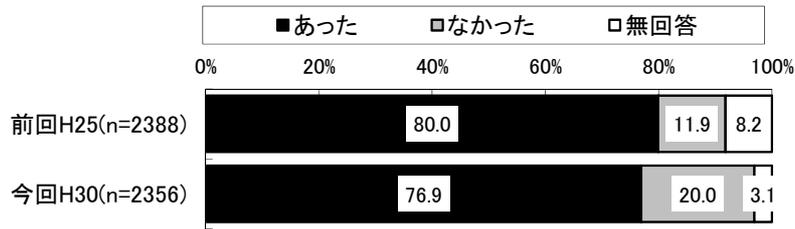


(7) 就学前児童の地域子育て支援事業等の利用状況・利用意向

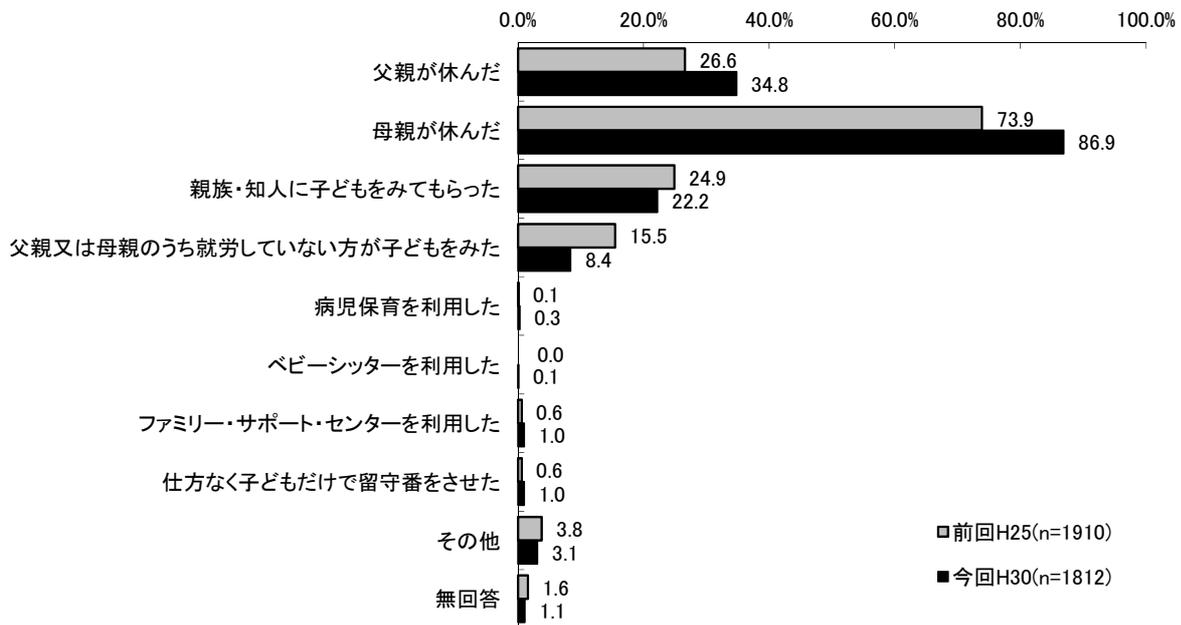
①病児・病後児保育

- 平日、定期的に教育・保育を利用している就学前児童保護者の 8 割弱は、この 1 年間に子どもの病気等のために利用している教育・保育を休んだ経験があり、この割合は前回調査とほぼ同様である。休んだ場合の対処方法では、前回調査に比べて「就労していない方が子どもをみた」の割合が下がり、代わって父母が休んで対処した割合が高まっている。特に「母親が休んだ」の割合が前回・今回調査とも最も割合が高いが、今回は前回から 13 ポイント増加し、8 割を超えている。
- この 1 年間に子どもの病気等のために教育・保育事業を休んだ経験がある人に、病児保育の利用意向をたずねたところ、利用希望者（「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人）は 4 割弱であり、前回調査と同程度であった。

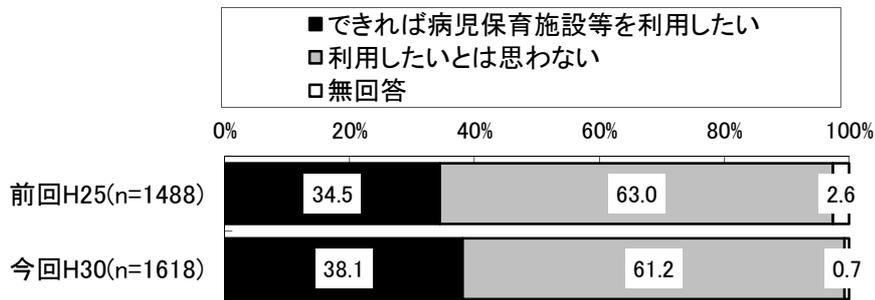
図表-40 病気等で平日の定期的な教育・保育を休んだ経験、対処方法
【子どもの病気等で平日の定期的な教育・保育を休んだ経験】



【休んだ場合の対処方法】[複数回答]



図表-41 病児保育の利用意向



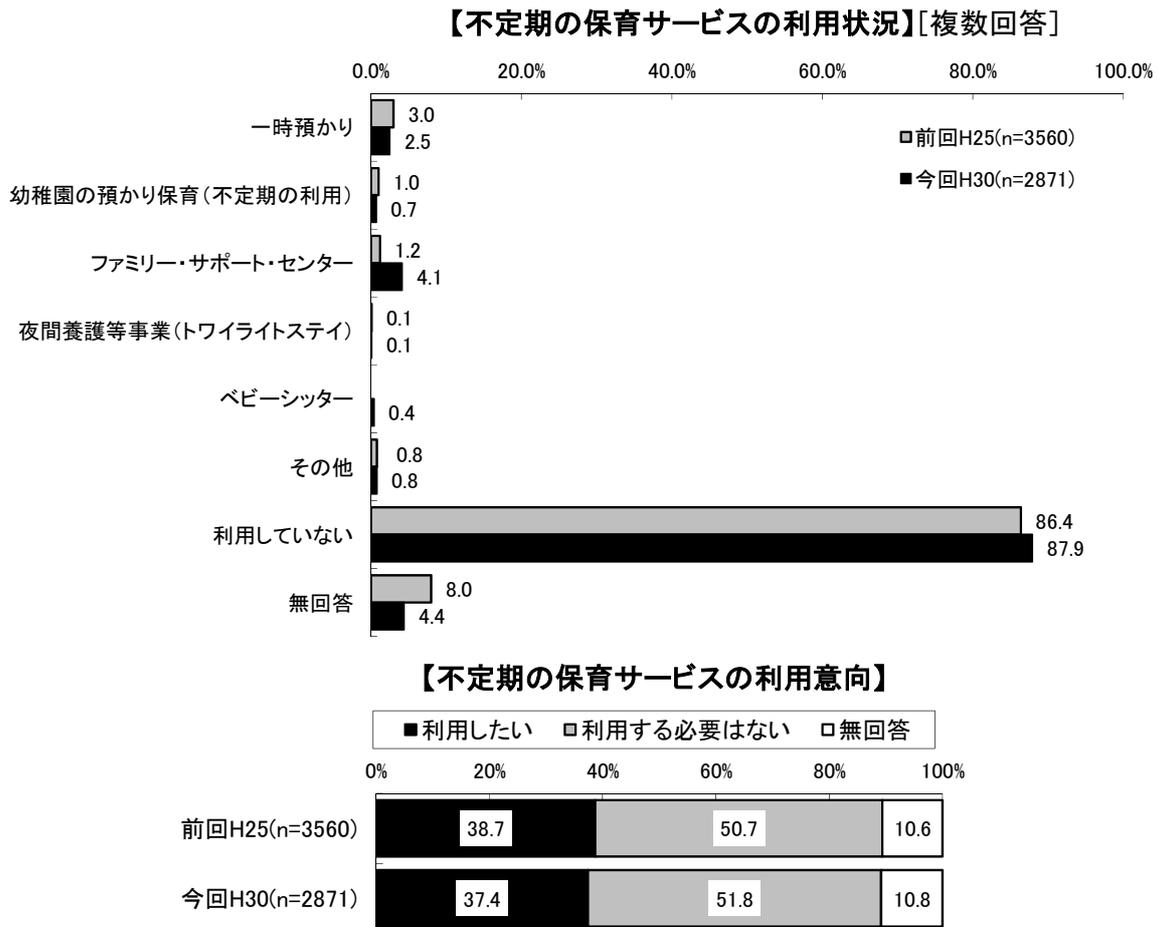
資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

② 不規則の保育サービス（一時預かり等）

- この1年間の不規則の保育サービスの利用状況については、前回・今回調査とも「利用していない」が8割を超えており、利用者はいずれも1割未満となっている。
- 今後の利用意向では「利用したい」が4割弱を占めており、前回調査と同程度であった。

図表-42 不規則の保育サービスの利用状況・利用意向

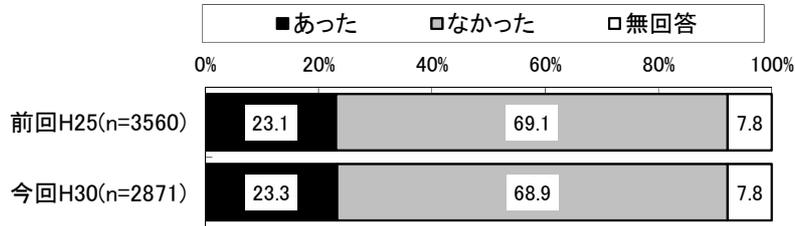


③ 宿泊を伴う一時預かり

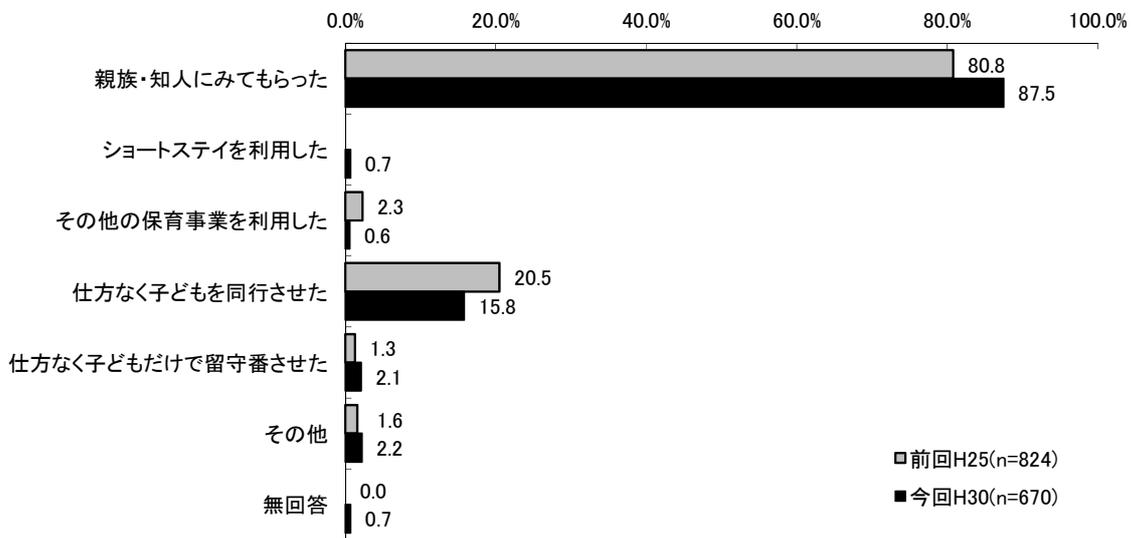
- 就学前児童保護者の2割強は、この1年間に泊まりがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験があり、この割合は前回調査と同程度であった。
- 預けなければならなかった場合の対処方法は「親族・知人にみてもらった」の割合が8割を超えて突出して高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」となっており、ショートステイやその他の保育事業といったサービスの利用は3%に満たない。

図表－43 泊りがけで子どもを家族以外に預けなければなかった経験、対処方法

【泊りがけで子どもを家族以外に預けなければなかった経験】



【その場合の対処方法】[複数回答]



(8) 就学後の放課後の過ごし方や居場所について

① 放課後の過ごし方

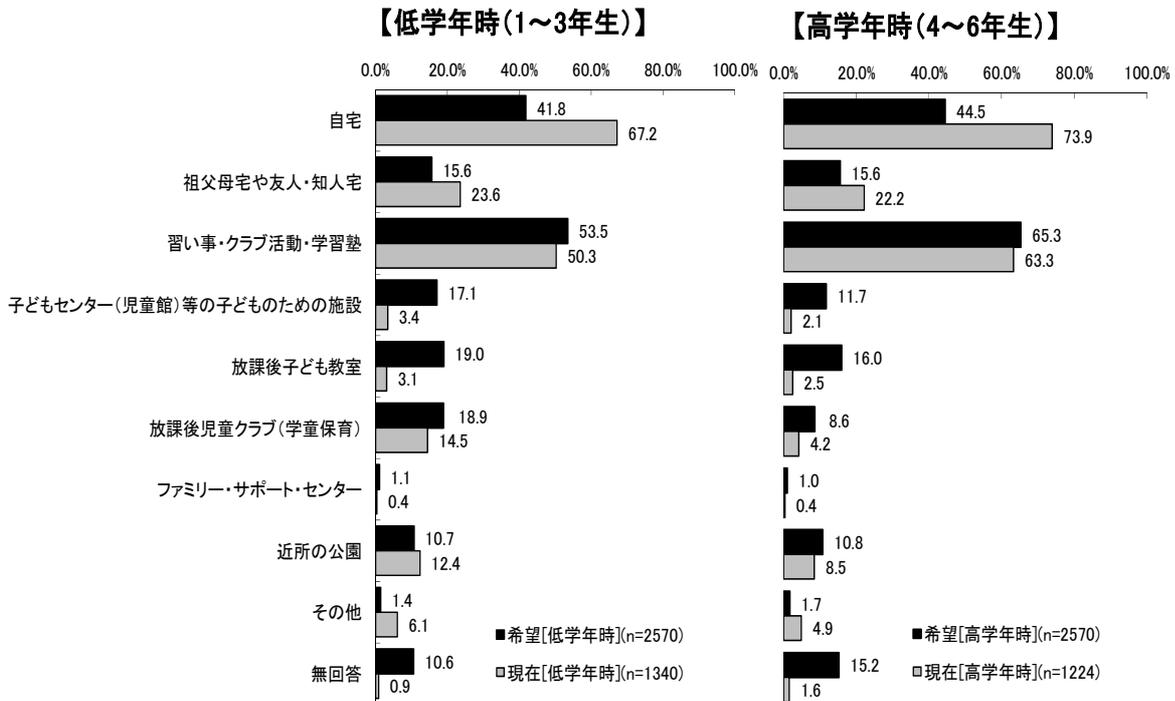
- 小学生の放課後の過ごし方については、低学年時（1～3年生）・高学年時（4～6年生）の現状・希望ともに、「自宅」や「習い事・クラブ活動・学習塾」が第1・2位にあがっているが、現状と希望を比較すると、「自宅」や「祖父母宅や知人宅」の割合が下がり、代わって「放課後児童クラブ（学童保育）」や「放課後子ども教室」「子どもセンター（児童館）等の子どものための施設」等の割合が高まっている。放課後児童クラブ（学童保育）に着目すると、低学年時（1～3年生）：18.9%、高学年時（4～6年生）：8.6%の利用希望がある。

資料編

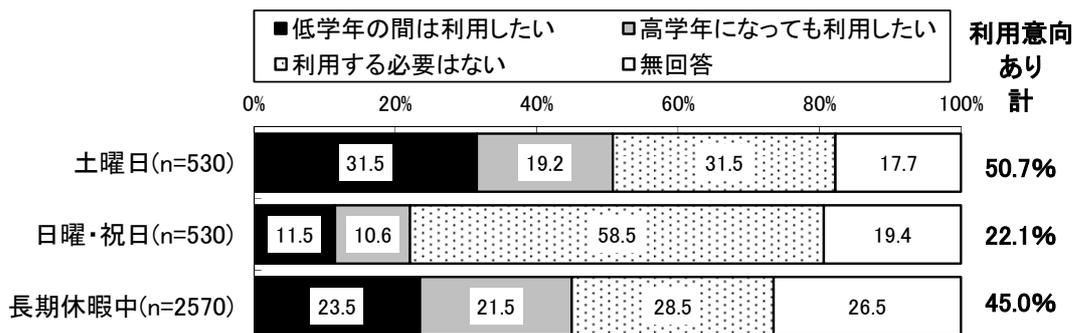
1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

- 放課後児童クラブ利用希望者に対して、土曜・日祝日の利用意向もたずねたところ、利用希望者の半数が土曜日の利用も希望している。また、長期休暇中の利用意向について小学生保護者全員にたずねたところ、利用希望は4割を超えている。

図表－44 小学生の放課後の過ごし方 [複数回答]



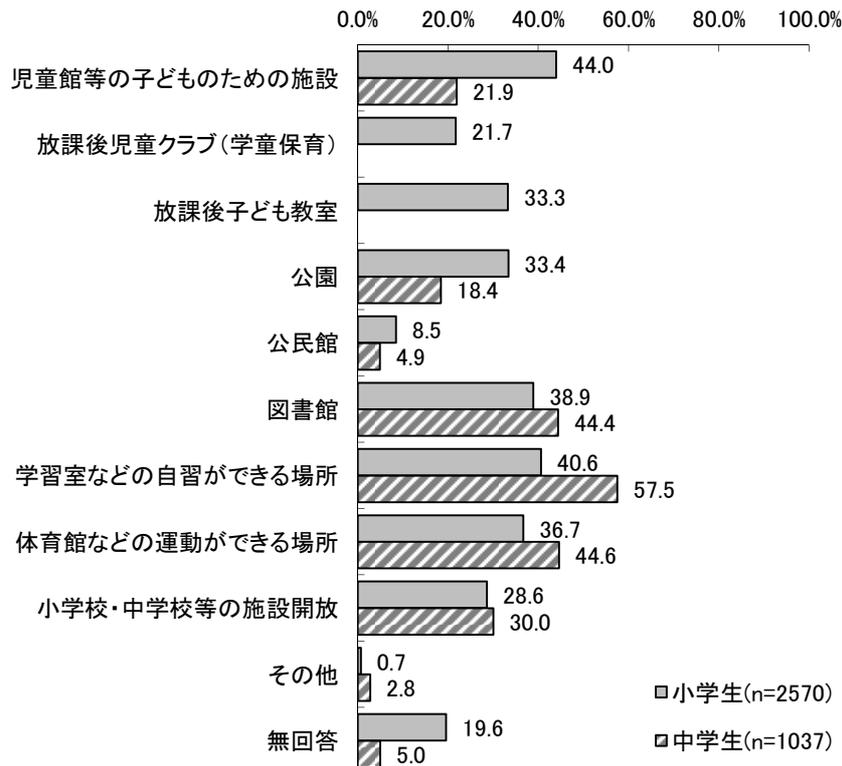
図表－45 放課後児童クラブの土曜日・日祝日・長期休暇中の利用意向



②小・中学生の遊び場・居場所

- 遊び場・居場所として身近にあってほしいものは、小学生では「児童館等の子どものための施設」の割合が4割強と最も高く、以下、「学習室などの自習ができる場所」「図書館」「体育館などの運動ができる場所」がそれぞれ4割前後で続いている。中学生では「学習室などの自習ができる場所」の割合が6割と最も高く、以下「体育館などの運動ができる場所」、「図書館」が4割台で続いている。

図表-46 遊び場・居場所として身近にあってほしいもの [複数回答]



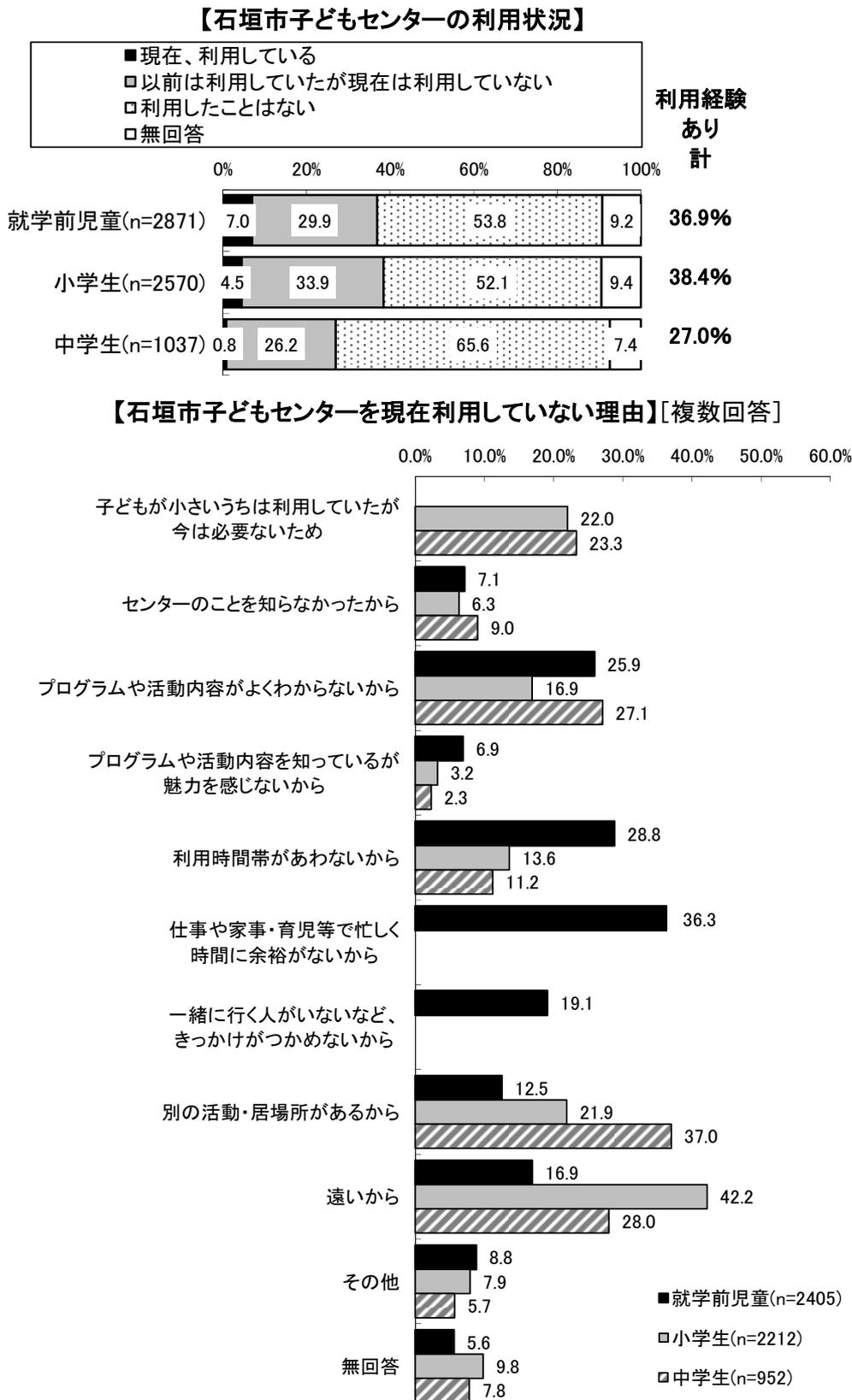
(9) 児童館について

①石垣市子どもセンターの利用状況

- 石垣市子どもセンターについては、就学前～中学生の3～4割前後が利用した経験がある。現在の利用率は、就学前：7.0%、小学生：4.5%、中学生：0.8%である。
- 石垣市子どもセンターを現在利用していない理由は、就学前児童では「時間に余裕がないから」の割合が4割弱と最も高く、次いで「利用時間帯があわないから」「プログラムや活動内容がよくわからないから」が2割台で続いている。小学生では「遠いから」の割合が4割強と突出して高く、次いで「今は必要ないため」「別の活動・居場所があるから」が2割台で続いている。中学生では「別の活動・居場所があるから」の割合が4割弱と最も高く、次いで「遠いから」「プログラムや活動内容がよくわからないから」「今は必要ないため」が2割台で続いている。

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

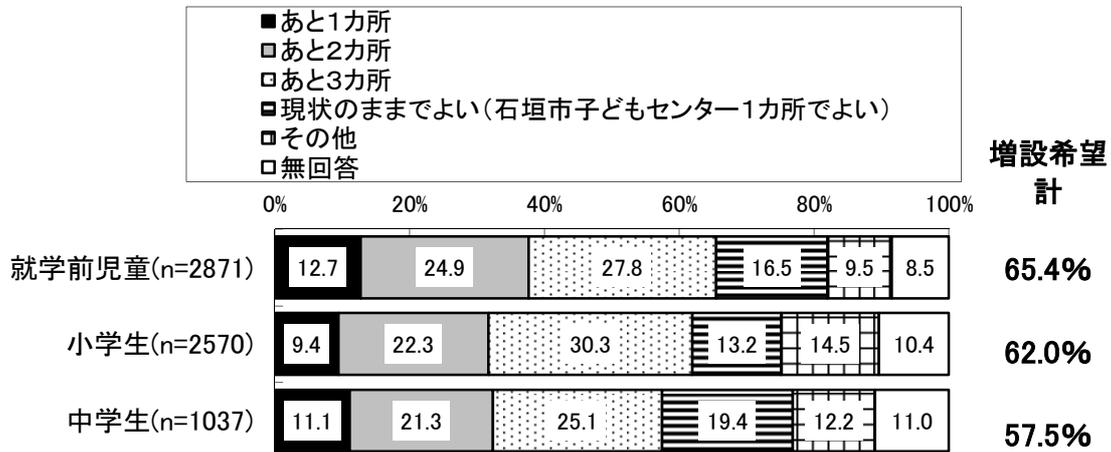
図表-47 石垣市子どもセンターの利用状況、未利用理由



②児童館の施設数と求める機能

- 石垣市子どもセンター以外にあと何カ所くらい児童館があるとよいかたずねたところ、就学前児童・小学生・中学生に共通して「あと3カ所」の割合が3割前後と最も高く、これに「あと2カ所」が続いており、「あと1カ所」を合わせると、保護者の6割前後が児童館の増設を希望している（あと1～3カ所の増設希望）。
- 児童館に求める機能は、就学前児童では「子どもの遊びや体験の場」の割合が7割を超えて突出して高い。小学生では「子どもの遊びや体験の場」「小学生の放課後等の居場所」「子どもの学習支援」の割合がそれぞれ6割前後で上位を占めている。中学生では「子どもの学習支援」の割合が5割強と最も高く、次いで「子どもの遊びや体験の場」「中高生の放課後等の居場所」「小学生の放課後等の居場所」が4割前後で続いている。

図表-48 児童館の施設数（あと何カ所くらいあるとよいか）



図表-49 児童館に求める機能 [複数回答] (%)

	就学前児童 (n=2871)	小学生 (n=2570)	中学生 (n=1037)
乳幼児・保護者同士が交流できる場	40.3	20.7	24.4
子どもの遊びや体験の場	73.1	62.2	42.3
放課後児童クラブの実施	46.6	34.2	29.5
小学生の放課後等の居場所	53.2	60.9	38.8
中高生の放課後等の居場所	14.4	18.7	40.3
子どもの学習支援(宿題サポート等)	44.2	57.5	53.3
子ども同士の交流の場(中高生と乳幼児等)	21.3	19.7	24.6
地域の人との交流の場(高齢者等)	20.8	21.5	26.0
障がい児や不登校児等への支援	24.2	25.2	30.4
子育て相談	30.7	18.0	17.8
子どもの悩み等の相談	30.1	23.0	25.7
子どものサークル活動や地域活動の支援	22.5	21.4	23.4
子どもへの食事提供(子ども食堂等)	22.2	19.3	20.9
保護者のサークル活動等への支援(母親クラブ等)	10.0	6.4	8.8
その他	2.0	1.5	2.4
無回答	7.8	7.4	9.3

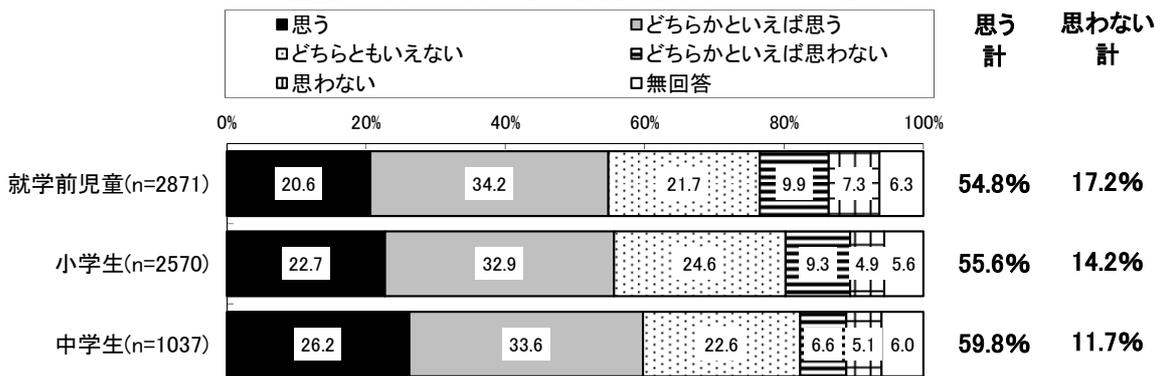
1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

(10) 石垣市の子ども・子育て支援について

① 石垣市は子育てしやすいまちだと思うか

- 石垣市は子育てしやすいまちだと思うかとたずねたところ、就学前児童・小学生・中学生ともに「どちらかといえば思う」の割合が3割強と最も高く、これに「思う」を合わせると、保護者の過半数が子育てしやすいまちだと評価している。

図表-50 石垣市は子育てしやすいまちだと思うか



② 石垣市の子育て支援の取組に対する満足度

- 石垣市の子育て支援の取組（18項目）についての満足度をたずねたところ、就学前児童・小学生・中学生とも満足度・不満度の上位項目は概ね共通しており、満足度では「就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス」「子どもの文化・スポーツ・体験活動等の推進」「子どもの健康づくり支援や医療体制」が共通して上位1～3位にあがっている。
- 一方、不満度はいずれも第1位に「子育てのための経済的支援」が4割前後であがっており、このほか就学前児童では「仕事と子育ての両立等に関する意識啓発」、就学前児童・小学生では「小学生の放課後児童対策」、中学生では「中高生等の居場所づくり」が上位にあがっている。また、「子どもの健康づくり支援や医療体制」は満足度でも上位に位置しているが、小学生・中学生では不満度でも上位にあがっており、評価がわかれている。

図表-51 石垣市の子育て支援の取組に対する満足度・不満度【上位3位】(%)

		調査数	満足	不満
就学前児童	1位	n=2,871	就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス 34.4	子育てのための経済的支援 36.3
	2位	n=2,871	子どもの健康づくり支援や医療体制 29.2	仕事と子育ての両立等に関する意識啓発 33.3
	3位	n=2,871	子どもの文化・スポーツ・体験活動等の推進 21.1	小学生の放課後児童対策 子育てにやさしい住環境整備 29.9
小学生	1位	n=2,570	就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス 30.1	子育てのための経済的支援 40.6
	2位	n=2,570	子どもの文化・スポーツ・体験活動等の推進 27.8	小学生の放課後児童対策 37.2
	3位	n=2,570	子どもの健康づくり支援や医療体制 21.8	子どもの健康づくり支援や医療体制 31.7
中学生	1位	n=1,037	子どもの文化・スポーツ・体験活動等の推進 31.1	子育てのための経済的支援 42.9
	2位	n=1,037	就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス 29.1	子どもの健康づくり支援や医療体制 31.8
	3位	n=1,037	子どもの健康づくり支援や医療体制 19.9	中高生等の居場所づくり 31.2

③石垣市に特に力を入れて取り組んでほしい施策

- 今後、石垣市に特に力を入れて取り組んでほしい施策では、就学前児童・小学生・中学生に共通して「子育てのための経済的支援」の割合が5割前後と最も高くなっている。
- 「経済的支援」に続く第2位以下は、就学前児童では「小学生の放課後児童対策」や「就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス」、小学生でも「小学生の放課後児童対策」がそれぞれ4割台で続いている。中学生では「いじめや不登校等への対応」、「子どもの貧困対策」「子どもの健康づくり支援や医療体制」が続いている。

図表-52 石垣市に特に力を入れて取り組んでほしい施策【複数回答5つまで】(%)

	就学前児童 (n=2871)	小学生 (n=2570)	中学生 (n=1037)
就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス	39.5	23.8	19.9
小学生の放課後児童対策	43.2	44.1	23.2
中高生等の居場所づくり	11.1	17.6	27.5
子育てに関する相談体制や情報提供(乳幼児期～中高生まで)	13.2	10.4	10.1
子育てのための経済的支援	48.3	48.4	50.4
子どもの健康づくり支援や医療体制	29.7	30.9	30.9
ひとり親家庭など多様な家庭の状況に応じた子育て支援	15.8	19.7	24.3
子育てボランティア等の地域で子育てを支える活動の推進	6.3	6.1	6.0
障がい児や保護者に対する支援	11.5	12.5	14.9
いじめや不登校等への対応	23.0	29.4	32.7
児童虐待防止対策	13.7	13.7	17.0
子どもの貧困対策	21.8	25.4	31.0
「生きる力」を育む学校教育	14.9	20.6	20.4
子どもの文化・スポーツ・体験活動等の推進	17.5	23.0	22.5
非行防止等の青少年健全育成対策	6.0	9.4	12.2
子育てにやさしい住環境整備	33.4	24.6	19.3
子どもを犯罪・事故から守る対策	30.5	34.4	29.9
仕事と子育ての両立等に関する意識啓発	30.8	26.1	24.9
無回答	9.8	7.4	8.2

(11) 関係団体等ヒアリング調査における意見等

- 教育・保育施設等のサービス提供事業者共通の課題として、保育士をはじめとした人材確保があげられた。小学生の放課後対策に関しては、認可保育所や子どもセンター等からも、1年生を中心とした預かりニーズの増加や受入れに対する課題が指摘されており、学童保育の校区割り問題とあわせて対応が望まれている。
- 行政との連携や望む支援については、教育・保育施設間での情報交換・連携の機会づくりや、行政と各団体との定期的な情報交換等による連携強化を望む意見が複数の関係団体からあげられた。また、人材確保・育成に対する支援として、保育士等の人材登録・マッチングや、合同説明会・研修会が望まれている。
- その他、子ども・子育て支援全般について、サービス事業者等の視点からの意見をたずねたところ、児童館等の子どもの居場所づくりに関することや、児童虐待及び子どもの貧困対策、発達障害に関すること等の意見があげられた。

3) 児童人口推計

第2期事業計画期間（令和2～6年度）の小学生以下の児童人口について、過去5か年（平成26～30年度）の人口実績をもとに、コーホート変化率法（※）により推計を行った。

母親世代にあたる15～49歳女性人口の減少等により、就学前児童（0～5歳）は平成30年度：3,478人から令和6年度：3,092人へと386人減少する見込みである。

小学生（6～11歳）も、平成30年度：3,522人から、令和6年度：3,272人へと250人減少する見込みである。

図表－53 児童人口推計(0～11歳)

(人)

	実績					推計						増減 R6-H30
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	627	584	591	543	546	548	516	507	501	491	485	▲ 61
1歳	560	635	587	612	567	561	563	530	521	515	505	▲ 62
2歳	588	574	638	593	595	565	559	561	528	519	513	▲ 82
3歳	615	599	581	625	594	594	564	558	560	527	518	▲ 76
4歳	620	610	597	572	621	588	588	558	552	554	521	▲ 100
5歳	653	610	619	593	555	617	584	584	554	548	550	▲ 5
6歳	611	657	596	604	576	540	601	569	568	538	533	▲ 43
7歳	558	617	664	584	592	571	535	596	564	563	533	▲ 59
8歳	544	562	626	652	569	586	565	530	591	559	558	▲ 11
9歳	576	545	562	609	643	561	578	557	523	583	551	▲ 92
10歳	507	577	557	558	594	641	559	576	555	521	581	▲ 13
11歳	508	511	575	552	548	588	635	554	571	550	516	▲ 32
0-5歳計	3,663	3,612	3,613	3,538	3,478	3,473	3,374	3,298	3,216	3,154	3,092	▲ 386
0-2歳計	1,775	1,793	1,816	1,748	1,708	1,674	1,638	1,598	1,550	1,525	1,503	▲ 205
3-5歳計	1,888	1,819	1,797	1,790	1,770	1,799	1,736	1,700	1,666	1,629	1,589	▲ 181
6-11歳計	3,304	3,469	3,580	3,559	3,522	3,487	3,473	3,382	3,372	3,314	3,272	▲ 250
6-8歳計	1,713	1,836	1,886	1,840	1,737	1,697	1,701	1,695	1,723	1,660	1,624	▲ 113
9-11歳計	1,591	1,633	1,694	1,719	1,785	1,790	1,772	1,687	1,649	1,654	1,648	▲ 137
合計 (0-11歳)	6,967	7,081	7,193	7,097	7,000	6,960	6,847	6,680	6,588	6,468	6,364	▲ 636

(4月1日現在)

(※) コーホート変化率法

「コーホート」とは同じ年（または同じ期間）に生まれた集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を基め、それに基づき将来人口を推計する方法。

推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

4) 石垣市子ども・子育て会議条例

石垣市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 18 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、石垣市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

2 この条例は、石垣市自治基本条例(平成 21 年石垣市条例第 23 号)第 26 条の規定に基づき、定めるものとする。

(平 27 条例 4・平 28 条例 4・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議の委員は、17 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に関係する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。委員の任期は、委嘱された日から翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平 31 条例 7・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(石垣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 石垣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年石垣市条例第70号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成27年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第7号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

5) 石垣市子ども・子育て会議委員名簿

	条例項目	所属	役職	氏名	備考
1	(1) 子どもの 保護者	公募委員（就学前）	保護者	長田 紀彦	
2		公募委員（小学生）	保護者	宮良 由記子	
3		石垣市 PTA 連合会	会長	坂中 健作	
4	(2) 子ども・ 子育て支援に関 する事業に関係 するもの	石垣市民生・児童委員協議会	会長	島尻 寛雄	
5		八重山私立保育園連盟	代表者	仲本 敦子	
6		ひまわりっこ保育園	園長	大工 美恵子	
7		のびのび保育園	園長	平良 順子	
8	(3) 子ども・ 子育て支援に関 して知識経験を 有するもの	石垣市学童保育連絡協議会	会長	小底 弘子	
9		NPO法人子育てサポートやいま	副会長	早野 美幸	
10		沖縄女子短期大学・琉球大学	非常勤講師	村吉 和美	会長
11		石垣市立小・中学校校長会	会長	仲吉 永克	
12	(4) その他市 長が必要と認め るもの	八重山公共職業安定所	所長	寺島 浩代	
13		石垣市教育部	部長	天久 朝市	
14		石垣市福祉部子ども未来局	局長	南風野 哲彦	
15		石垣市	副市長	川満 誠一	副会長

6) 計画策定の経緯

年度	日付	事項	内容
平成30年度	平成30年12月26日	平成30年度第1回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所等整備運営事業者募集及び採択の結果報告 ● ニーズ調査について
	平成31年2月1日 ～11日	「第2期石垣市子ども子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の実施	
	平成31年2月25日 ～26日	「第2期石垣市子ども子育て支援事業計画策定に係る関係団体等ヒアリング調査」の実施	
	平成31年3月29日	平成30年度第2回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● ニーズ調査に関する集計結果等について
令和元年度	令和元年8月27日	令和元年度第1回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成27～30年度事業実施状況について ● ニーズ調査結果について ● 令和2年度から令和6年度までの事業計画の策定方針について ● 教育・保育提供区域について
	令和元年10月8日	令和元年度第2回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2期事業計画骨子案について ● 量の見込みと確保の方策について
	令和元年12月3日	令和元年度第3回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2期事業計画原案について ● パブリックコメントの実施について
	令和元年12月9日 ～ 令和2年1月8日	パブリックコメントの実施	
	令和2年1月29日	令和元年度第4回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施結果について ● 第2期事業計画最終案について

2. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画 資料編

1) 第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査^[行動計画関連部分]

第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果のうち、「新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画」に関連する主な結果を以下に抜粋して掲載（一部、資料編-1掲載結果を再掲）。ニーズ調査の概要は、資料編-1-2）-（1）調査の概要 参照。

①石垣市に特に力を入れて取り組んで欲しい施策（小学生の放課後児童対策）

- 今後、石垣市に特に力を入れて取り組んでほしい施策として「小学生の放課後児童対策」と回答した保護者の割合は、就学前児童、小学生で4割を超えている。

図表-54 石垣市に特に力を入れて取り組んでほしい施策^[複数回答5つまで]における「小学生の放課後児童対策」の回答割合（%）

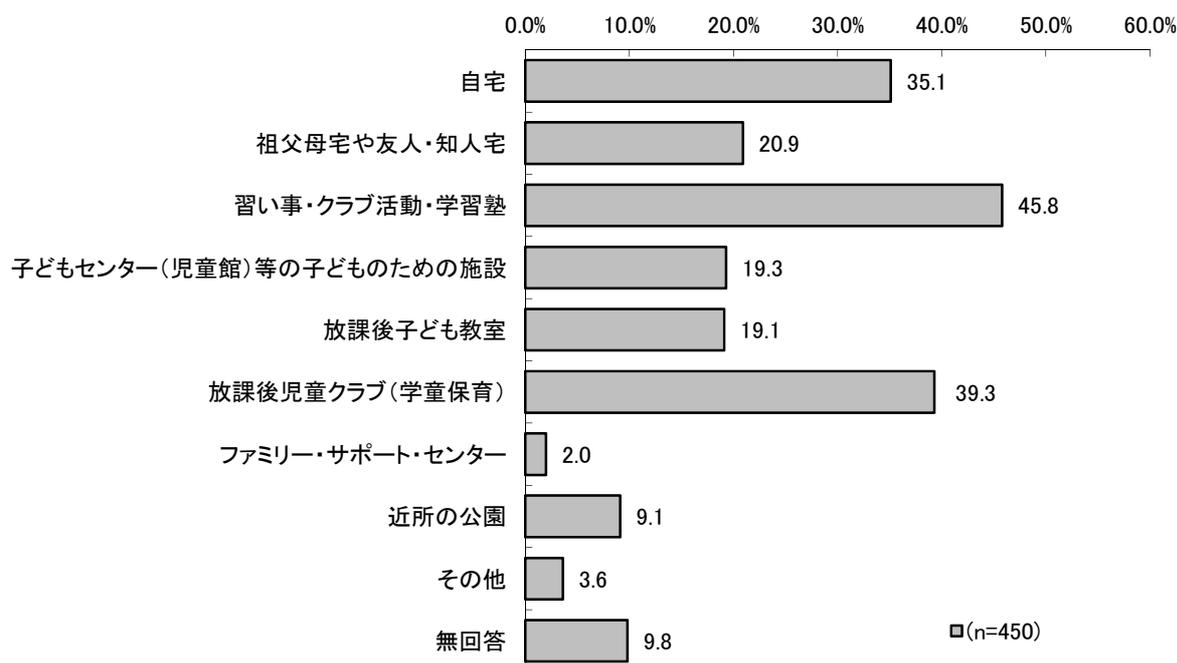
	就学前児童 (n=2871)	小学生 (n=2570)	中学生 (n=1037)
小学生の放課後児童対策	43.2	44.1	23.2

②小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳児）

ア) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望（低学年時）

- 5歳児の保護者に対して、小学校就学後の放課後の過ごし方の希望についてたずねたところ、低学年時（1～3年生）の希望では「放課後児童クラブ（学童保育）」（39.3%）は4割、「放課後子ども教室」（19.1%）は2割となっている。

図表-55 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望（低学年時）



資料編

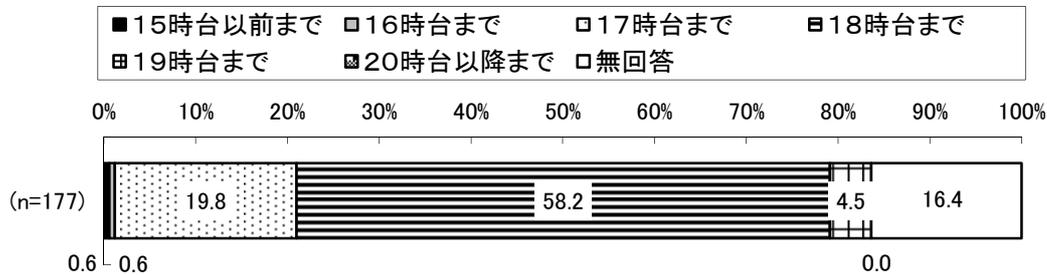
2. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画 資料編

- 希望場所別の利用希望日数の平均は「放課後児童クラブ（学童保育）」：4.5日／週、「放課後子ども教室」：3.6日／週となっている。
- 放課後児童クラブ利用希望者の希望終了時刻は「18時まで」（58.2%）の割合が6割弱と最も高く、次いで「17時まで」（19.8%）となっている。

図表－56 希望場所別日数(低学年時)(%)

	(n 調査数)	週1日	週2日	週3日	週4日	週5日	無回答	(平均)日数
自宅	158	10.8	20.3	20.3	6.3	32.9	9.5	3.3日
祖父母宅や友人・知人宅	94	16.0	24.5	21.3	2.1	26.6	9.6	3.0日
習い事・クラブ活動・学習塾	206	14.6	39.8	27.7	5.8	10.2	1.9	2.6日
子どもセンター(児童館)等の子どものための施設	87	13.8	20.7	11.5	3.4	41.4	9.2	3.4日
放課後子ども教室	86	17.4	8.1	16.3	4.7	47.7	5.8	3.6日
放課後児童クラブ(学童保育)	177	1.7	6.8	9.6	5.1	71.8	5.1	4.5日
ファミリー・サポート・センター	9	11.1	11.1	22.2	0.0	33.3	22.2	3.4日
近所の公園	41	31.7	17.1	19.5	2.4	17.1	12.2	2.5日
その他	16	6.3	25.0	12.5	6.3	37.5	12.5	3.5日

図表－57 放課後児童クラブ希望者の希望終了時刻(低学年時)



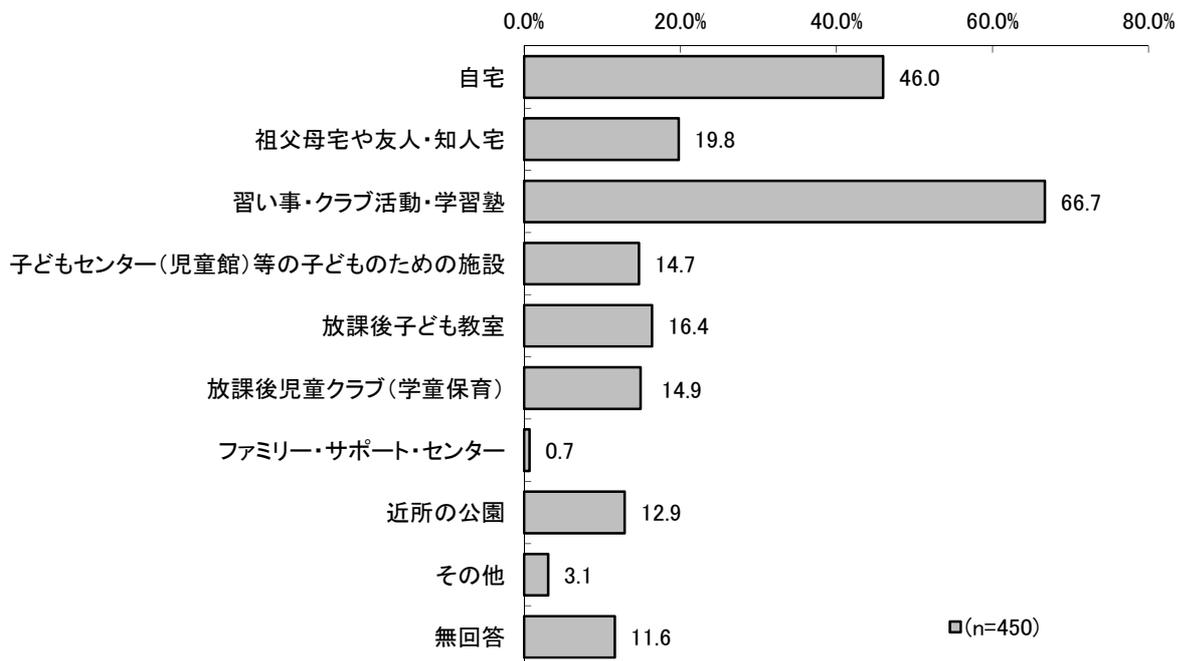
イ) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望 (高学年時)

- 5歳児の保護者に対して、小学校就学後の放課後の過ごし方の希望についてたずねたところ、高学年時（4～6年生）の希望では、「放課後児童クラブ（学童保育）」（14.9%）・「放課後子ども教室」（16.4%）ともに1割を超えている。
- 希望場所別の利用希望日数の平均は「放課後児童クラブ（学童保育）」：3.9日／週、「放課後子ども教室」：3.3日／週となっている。
- また、放課後児童クラブ利用希望者の希望終了時刻は「18時まで」（50.7%）の割合が5割と最も高く、次いで「17時まで」（19.4%）となっている。

資料編

2. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画 資料編

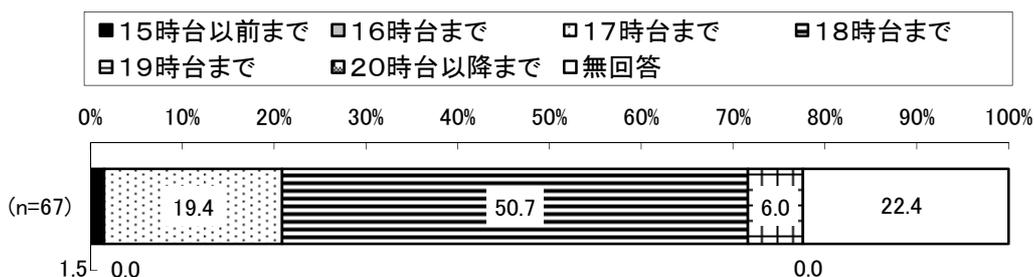
図表-58 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望(高学年時)



図表-59 希望場所別日数(高学年時)(%)

	(n 調査数)	週1日	週2日	週3日	週4日	週5日	無回答	(平均)日数
自宅	207	13.0	27.1	18.4	4.8	26.6	10.1	3.1日
祖父母宅や友人・知人宅	89	19.1	29.2	16.9	2.2	24.7	7.9	2.8日
習い事・クラブ活動・学習塾	300	5.0	23.7	36.0	8.7	21.7	5.0	3.2日
子どもセンター(児童館)等の子どものための施設	66	22.7	16.7	12.1	1.5	34.8	12.1	3.1日
放課後子ども教室	74	13.5	12.2	27.0	4.1	32.4	10.8	3.3日
放課後児童クラブ(学童保育)	67	4.5	14.9	20.9	1.5	50.7	7.5	3.9日
ファミリー・サポート・センター	3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	3.0日
近所の公園	58	24.1	24.1	17.2	0.0	19.0	15.5	2.6日
その他	14	0.0	28.6	0.0	7.1	50.0	14.3	3.9日

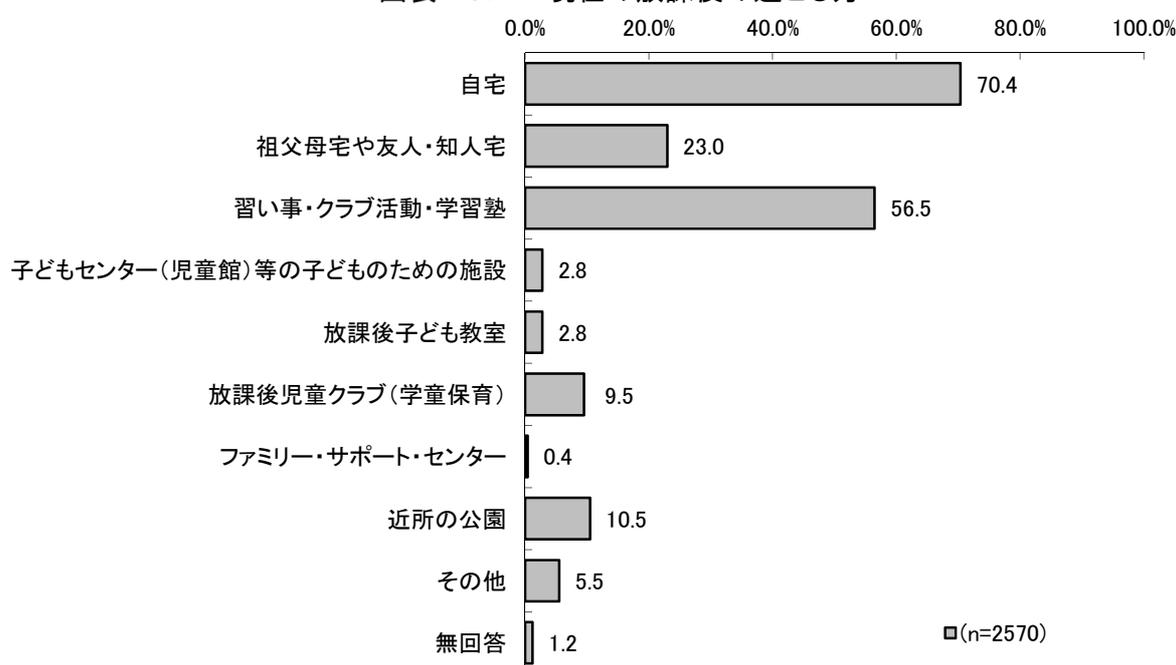
図表-60 放課後児童クラブ希望者の希望終了時刻(高学年時)



③小学生の現在の放課後の過ごし方について

- 小学生の現在の放課後の過ごし方では、「自宅」(70.4%)の割合が7割と最も高く、次いで「習い事・クラブ活動・学習塾」(56.5%)となっており、「放課後児童クラブ(学童保育)」(9.5%)、「放課後子ども教室」(2.8%)は1割以下であった。
- 現在過ごしている場所別の利用日数の平均「放課後児童クラブ(学童保育)」: 4.2日/週、「放課後子ども教室」: 1.9日/週となっている。
- また、放課後児童クラブ利用者のクラブ終了時刻は「18時まで」(56.7%)の割合が6割弱と最も高く、次いで「17時まで」(25.7%)となっている。

図表-61 現在の放課後の過ごし方

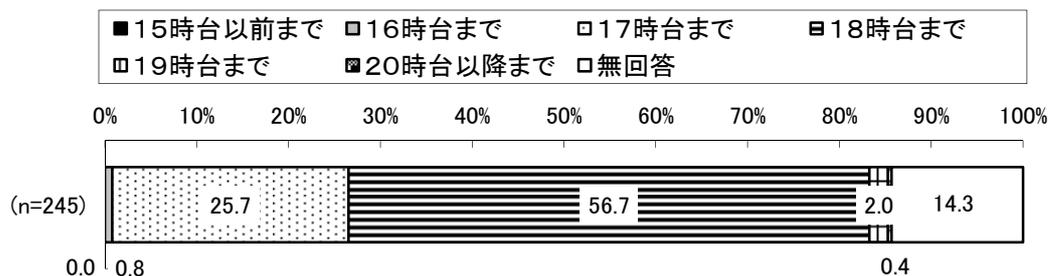


図表-62 過ごしている場所別日数(%)

	(n 調査数)	週1日	週2日	週3日	週4日	週5日	無回答	(平均)日数
自宅	1,809	12.5	19.7	18.4	7.5	39.6	2.2	3.4日
祖父母宅や友人・知人宅	590	22.9	26.9	14.7	6.6	27.5	1.4	2.9日
習い事・クラブ活動・学習塾	1,453	10.5	24.8	27.5	17.1	19.3	0.8	3.1日
子どもセンター(児童館)等の子どものための施設	72	29.2	19.4	23.6	8.3	12.5	6.9	2.5日
放課後子ども教室	72	50.0	20.8	9.7	2.8	9.7	6.9	1.9日
放課後児童クラブ(学童保育)	245	7.3	6.5	9.8	10.2	61.6	4.5	4.2日
ファミリー・サポート・センター	10	0.0	10.0	60.0	10.0	20.0	0.0	3.4日
近所の公園	270	29.6	32.2	18.9	3.7	10.4	5.2	2.3日
その他	142	13.4	28.9	18.3	11.3	28.2	0.0	3.1日

2. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画 資料編

図表－63 放課後児童クラブ利用者の終了時刻

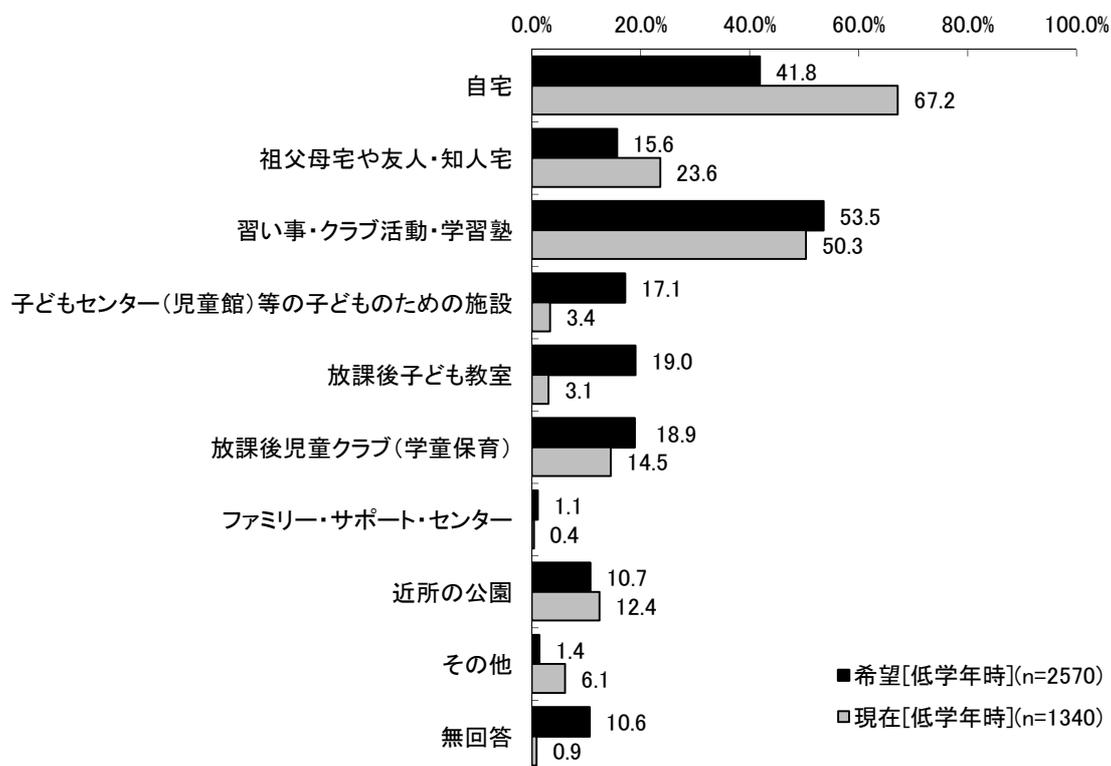


④小学生の放課後の過ごし方の希望

ア) 放課後の過ごし方の希望 (低学年時)

- 低学年（1～3年生）時の放課後の過ごし方の希望では「放課後子ども教室」（19.0%）・「放課後児童クラブ（学童保育）」（18.9%）ともに2割を占めている。
- 現在の過ごし方と希望とを比較すると、「自宅」（希望－現在：▲25.4ポイント）や「祖父母宅や友人宅」（同：▲8.0ポイント）の割合が下がり、代わって「放課後子ども教室」（同：+15.9ポイント）や「子どもセンター（児童館）等の子どものための施設」（同：+13.7ポイント）、「放課後児童クラブ」（同：+4.4ポイント）等で希望割合が高まっている。

図表－64 放課後の過ごし方の希望 (低学年時)



資料編

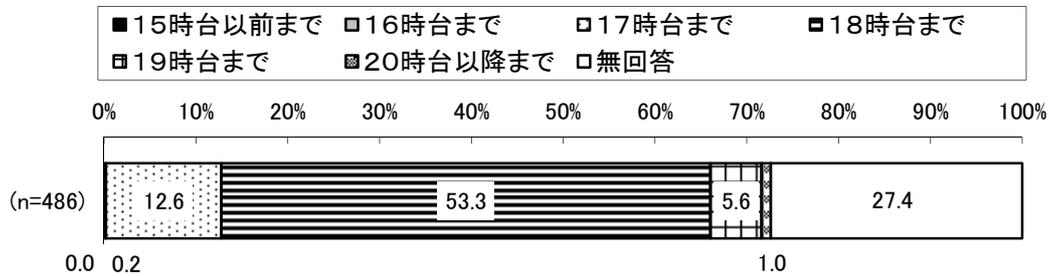
2. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画 資料編

- 希望場所別の利用希望日数の平均は「放課後子ども教室」：3.0日/週、「放課後児童クラブ（学童保育）」：4.1日/週となっている。
- また、放課後児童クラブ利用希望者の希望終了時刻は「18時まで」（53.3%）の割合が5割強と最も高く、次いで「17時まで」（12.6%）となっている。

図表－65 希望場所別日数(低学年時)(%)

	(n 調査数)	週1日	週2日	週3日	週4日	週5日	無回答	(平均日数)
自宅	1,073	13.2	20.7	22.3	6.7	31.3	5.8	3.2日
祖父母宅や友人・知人宅	402	25.6	29.6	16.7	2.5	21.4	4.2	2.6日
習い事・クラブ活動・学習塾	1,375	9.8	34.0	32.1	7.9	13.8	2.4	2.8日
子どもセンター(児童館)等の子どものための施設	440	9.8	26.6	25.0	5.9	26.6	6.1	3.1日
放課後子ども教室	488	14.3	24.6	25.0	4.3	25.0	6.8	3.0日
放課後児童クラブ(学童保育)	486	3.7	10.1	16.7	5.8	58.8	4.9	4.1日
ファミリー・サポート・センター	28	25.0	14.3	21.4	3.6	28.6	7.1	3.0日
近所の公園	276	31.9	32.2	21.0	4.0	5.4	5.4	2.1日
その他	36	11.1	22.2	16.7	11.1	36.1	2.8	3.4日

図表－66 放課後児童クラブ希望者の希望終了時刻(低学年時)



イ) 放課後の過ごし方の希望 (高学年時)

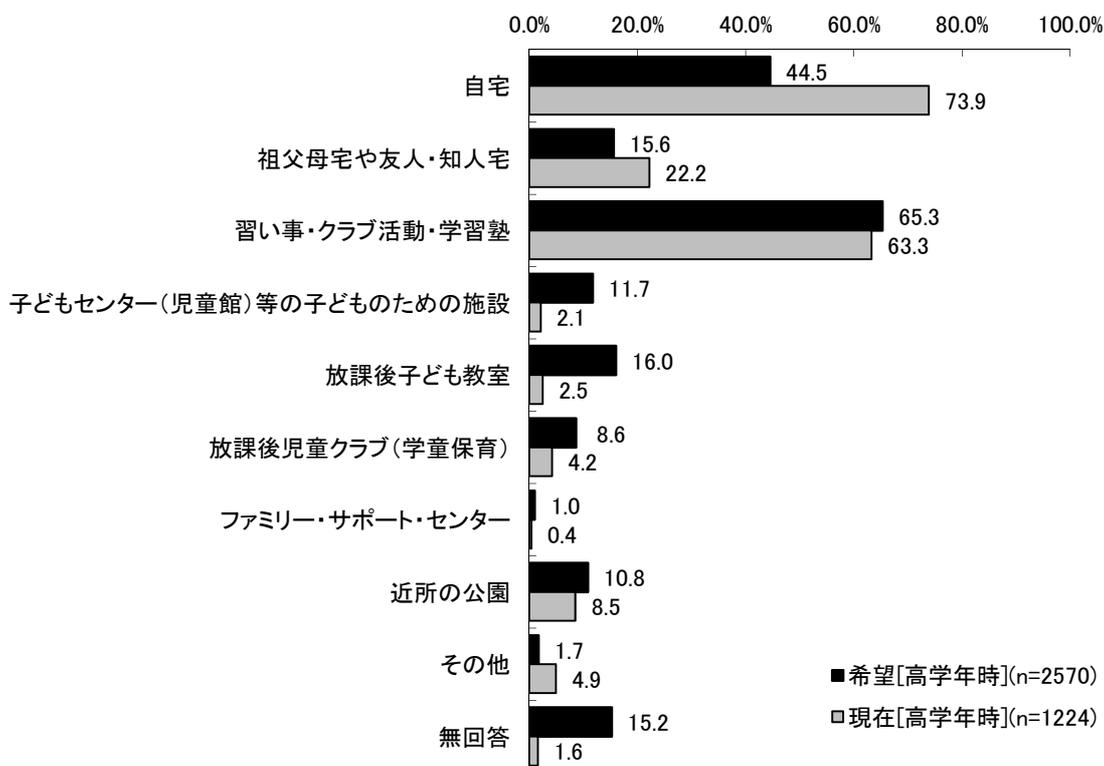
- 高学年（4～6年生）時の放課後の過ごし方の希望では、「放課後子ども教室」（16.0%）が2割弱、「放課後児童クラブ（学童保育）」（8.6%）も1割となっている。
- 現在の過ごし方と希望とを比較すると、「自宅」（希望－現在：▲29.4ポイント）や「祖父母宅や友人宅」（同：▲6.6ポイント）の割合が下がり、代わって「放課後子ども教室」（同：+13.5ポイント）や「子どもセンター（児童館）等の子どものための施設」（同：+9.6ポイント）、「放課後児童クラブ」（同：+4.4ポイント）等の希望割合が高まっている。
- 希望場所別の利用希望日数の平均は「放課後子ども教室」：2.7日/週、「放課後児童クラブ（学童保育）」：3.5日/週となっている。

資料編

2. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画 資料編

- また、放課後児童クラブ利用希望者の希望終了時刻は「18時まで」(47.7%)の割合が5割弱と最も高く、次いで「17時まで」(11.8%)となっている。

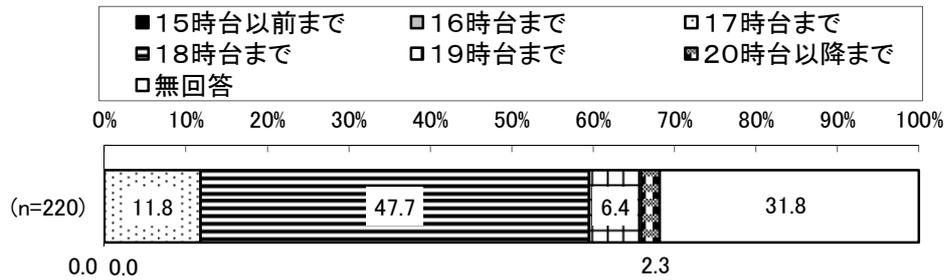
図表-67 放課後の過ごし方の希望(高学年時)



図表-68 希望場所別日数(高学年時)(%)

	(n 調査数)	週1日	週2日	週3日	週4日	週5日	無回答	(平均)日数
自宅	1,144	19.1	27.4	19.0	5.2	24.4	5.0	2.9日
祖父母宅や友人・知人宅	401	31.2	34.7	11.7	3.5	14.2	4.7	2.3日
習い事・クラブ活動・学習塾	1,677	5.5	22.1	37.3	12.4	19.9	2.9	3.2日
子どもセンター(児童館)等の子どものための施設	300	16.7	31.7	20.7	7.3	19.0	4.7	2.8日
放課後子ども教室	411	19.0	34.5	20.9	1.9	18.7	4.9	2.7日
放課後児童クラブ(学童保育)	220	10.0	18.6	17.7	3.2	43.2	7.3	3.5日
ファミリー・サポート・センター	26	30.8	19.2	23.1	7.7	19.2	0.0	2.7日
近所の公園	278	31.7	39.6	15.1	3.6	5.8	4.3	2.1日
その他	44	15.9	27.3	13.6	6.8	34.1	2.3	3.2日

図表－69 放課後児童クラブ希望者の希望終了時刻(高学年時)



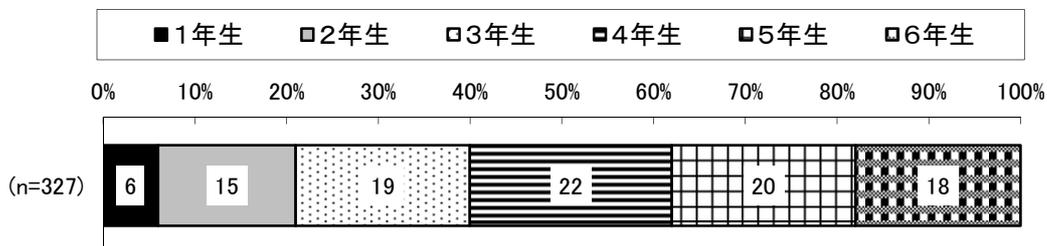
2) 平成30年度放課後子ども教室(地域学校協働活動推進事業)アンケート

- 平成30年度アンケート結果から、放課後子ども教室の参加児童の学年別の割合をみると、1年生が6%、2年生が15%と低学年の参加が少ない。

図表－70 調査の概要

調査対象	放課後子ども教室実施団体児童・保護者
対象数	児童・保護者 各 419 人
調査方法	放課後子ども教室を通じて配布・回収
有効回収数 (有効回収率)	児童:327人(78.0%)、保護者:274人(65.3%)
調査期間	平成31年2月

図表－71 放課後子ども教室在籍児童の学年



3) 石垣市放課後子ども総合プラン策定委員会設置要綱

石垣市放課後子ども総合プラン策定委員会設置要綱

平成 29 年 7 月 27 日

教育委員会告示第 16 号

改正 令和元年 7 月 30 日教委告示第 10 号

(設置)

第 1 条 児童の安全・安心な放課後の居場所づくりの観点から、石垣市放課後子ども総合プラン(以下「総合プラン」という。)を策定するため、石垣市放課後子ども総合プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、教育長に報告する。

- (1) 総合プラン策定に関する事項
- (2) その他総合プラン策定に関し必要な事項

(構成)

第 3 条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる団体等から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 石垣市小中学校校長会代表者
- (2) 石垣市 PTA 連合会代表者
- (3) 放課後子ども教室代表者
- (4) 放課後児童クラブ代表者
- (5) 石垣市社会教育委員代表者
- (6) 石垣市福祉部こども未来局子育て支援課長
- (7) 石垣市福祉部こども未来局こども家庭課長
- (8) 石垣市教育委員会総務課長
- (9) 石垣市教育委員会学務課長
- (10) 石垣市教育委員会学校教育課長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、策定委員会の議長となる。

2 会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、原則出席委員の合議制とする。

4 第3条各号の団体等の委員に事故あるとき又は委員が欠けたときは、代理委員の出席を可とする。

5 委員長は、会議における審議の参考にするため必要と認める場合には、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、資料の提供を求めることができる。

(実務者会議)

第6条 委員長が必要であると認める時は、策定委員会の会議の下に実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議の委員は、委員長が別に定める。

(報酬)

第7条 委員等への報酬は、支給しない。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局及び庶務は、石垣市教育委員会いきいき学び課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年教委告示第10号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年教委告示第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

資料編

2. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画 資料編

4) 石垣市放課後子ども総合プラン策定委員名簿

	所属団体等	役職	氏名	備考
1	石垣市小中学校校長会	会長	仲吉 永克	
2	石垣市 PTA 連合会	会長	坂中 健作	
3	放課後・未来塾代表	代表	高木 理恵	
4	石垣市学童保育連絡協議会	会長	小底 弘子	
5	石垣市社会教育委員	議長	長嶺 康茂	委員長
6	福祉部子ども未来局子育て支援課課長	課長	伊盛 加寿美	
7	福祉部子ども未来局こども家庭課	課長	新城 佳一	
8	石垣市教育委員会総務課	課長	仲間 千加史	副委員長
9	石垣市教育委員会学務課	課長	入嵩西 寛	
10	石垣市教育委員会学校教育課	課長	與世山 淳	

第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画 【令和2年度～令和6年度】

発行 令和2年3月

発行者 石垣市役所

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地

福祉部こども未来局 子育て支援課

TEL：(0980) 82-1704

FAX：(0980) 82-8055
